

End All Corporal Punishment of Children & Save the Children Sweden

子どもに対する 体罰を終わらせる ための手引き

法改正と社会変革を通じて、

体罰および残虐な

または品位を

傷つける罰をなくすために

PUBLISHED 2010 BY:

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children
www.endcorporalpunishment.org

Save the Children Sweden
<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Acknowledgements

Photographs from Against Child Abuse, Hong Kong (p.73); Centros Comunitarios de Aprendizaje (CECODAP), Venezuela (p.55); Childline South Africa, project funded by Save the Children (pp.53,58); Children Are Unveatable!, UK (p.41); D.Davaanyam, Mongolia (front cover, pp.33, 38, 84); Fundación Paniamor, Costa Rica (pp.35, 72); International Youth Rights (p.18); Legal Assistance Centre, Namibia (p.49); Mats Lignell/Save the Children (pp. 7, 25, 59, 64, 71, 75); Plan West Africa (p.56); Promundo, Brazil (p.37); Save the Children (pp. 3, 8, 9, 10, 11, 12, 16, 28, 30, 36, 40, 44, 48, 52, 57, 61, 67, 68, 74, 76, 78, 79, 82, back cover); Visión Solidaria, Peru (pp.14,39); Zambia Civic Education Association (pp.60,66).

Designed by Simon Scott

Printed in the UK by The Russell Press Limited, Nottingham

The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children is administered by the Association for the Protection of All Children, APPROACH Ltd, a registered charity No.328132.

Registered office 94 White Lion Street, LONDON N1 9PF, UK.

【日本語版 監修】

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

【発行日】 2014年9月1日

【発行者】

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4階

※日本語版作成にあたり、「国連子どもの権利条約」に関しては、国際教育法研究会訳、「子どもの権利委員会 一般的意見」については、平野裕二訳 (<http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/32.html>) を参照しました。

Contents

概要	iv
第1章 体罰の問題を理解する	1
1.1 体罰の定義	2
1.2 体罰を禁止・撤廃すべき理由	2
1.3 世界各国の体罰の実態	4
1.4 体罰に関する人権法	8
1.5 体罰がもたらす影響	14
1.6 体罰と子どもの保護	16
1.7 体罰と肯定的なしつけの違い	17
1.8 体罰禁止に対する抵抗に打ち勝つには	19
第2章 状況の分析と、変革のためのキャンペーン	23
2.1 権利に基づく分析を実施する	24
2.2 行動の優先順位を設定する	34
2.3 子どもの関与	37
第3章 体罰の適法状態を終結させる	43
3.1 体罰禁止法の草案を作成する	44
3.2 体罰禁止の実行について理解する	47
3.3 体罰禁止を達成するための戦略を立てる	51
3.4 政府および国会との連携	54
3.5 法改正を達成するための法的な手段	58
第4章 体罰の慣行を終結させる	63
4.1 家庭、学校、その他の場面における変革を促す	64
4.2 家庭での体罰の廃止に向けた戦略を策定する	65
4.3 学校での体罰の廃止に向けた戦略を策定する	73
第5章 キャンペーンの効果进行评估する	81
5.1 キャンペーンの評価を行う理由	82
5.2 キャンペーンの評価方法	82
第6章 参考資料	85
6.1 法改正の推進に役立つ専門的資料	87
6.2 肯定的で暴力に頼らないしつけの推進に役立つ資料	89
6.3 国別、地域別の調査	91

世 界のあらゆる場所で、子どもは自分の養育や教育に責任を負うおとなから殴られ、傷つけられている。少数の国では——それでも、なお多すぎる人数の——子どもたちが、法に抵触して有罪と判断された場合、裁判所から体罰に処せられることがある。体罰は、最も広く行われ、得てして法的に是認されている形態の罰だが、子どもの人間としての尊厳や、身体的、精神的不可侵性を尊重される権利を著しく侵害している。また、あらゆる形態の暴力から守られる権利や、法のもとで平等に保護される権利も侵害している。このキャンペーン・マニュアルは、家庭、学校、司法の場、養育の場といったあらゆる場面における子どもへの体罰の適法性と慣行に反対する子どもの権利の擁護者に、手引きと支援を行うものである。

本マニュアルは6つの章から成り立っている。

第1章の「体罰の問題を理解する」では、体罰を定義するとともに、なぜ体罰を禁止し撤廃する必要があるのかを、特に人権上の責務に焦点を当てて説明する。また、世界各地における体罰の広がりや、体罰が子どもと発達におよぼす悪影響について研究から得られた知見を紹介するほか、なぜ、あらゆる形態の体罰の禁止のみが子どもの保護の確実な基盤となるのか、そして体罰と肯定的なしつけ（ポジティブ・ディシプリン；p.69 参照）がどのように違うかを示す。そして最後に、体罰の賛同者が一般的に行う主張への反論を述べる。

第2章の「状況の分析と、変革のためのキャンペーン」では、権利に基づく状況分析を行う方法を説明する。その中には、体罰に関わる法律の精査や、体罰の広がりへの把握、改革を阻む要因の特定、そして以上の情報を用いたうえでの行動の優先順位の設定が含まれる。また、この章では子どもがこれらの活動にどのように関与するかについても論じる。

第3章の「体罰の適法状態を終結させる」では、家庭を含めた、あらゆる場面での体罰を禁止するための法改正の推進に焦点を合わせる。体罰禁止を実現できるような法案の書き方や、法改正推進の戦略の立て方、国会や政府との連携の仕方を説明する。また、改革を推し進めるために訴訟を起こす方法にも言及する。法改正に向けたキャンペーンを行うには、体罰禁止が実際にどのような結果をもたらすかを理解することが欠かせない。そこで、この章では家庭およびその他の場面における体罰禁止の実行について説明する。

第4章の「体罰の慣行を終結させる」では、体罰に対する人々の意識と体罰の使用に変革をもたらす方法を取り上げる。家庭や学校でこの目標を達成する戦略の立て方を詳しく述べる。

第5章の「キャンペーンの効果を評価する」では、キャンペーンを評価する重要性と、評価の方法を説明する。

第6章の「参考資料」では、法改正および行動と意識の変革に向けたキャンペーン実施に役立つ資料をあげている。その多くはインターネット上で無料で入手できる。

法改正を達成するには、以上の「段階」すべてを体系的に完了する必要があるとは限らない。体罰を禁止する機会が急に発生したなら、法改正の推進のため、そのチャンスに全力を注ぐべきである。

体罰の問題を理解する

1

- 1.1 体罰の定義
- 1.2 体罰を禁止・撤廃すべき理由
- 1.3 世界各国の体罰の実態
 - (a) 体罰の種類と範囲
 - (b) 体罰禁止へ向けた進歩
- 1.4 体罰に関する人権法
 - (a) 子どもの権利条約
 - (b) その他の国際人権文書
 - (c) 地域的な人権法
 - (d) 子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究
- 1.5 体罰がもたらす影響
 - (a) 身体への影響
 - (b) 情緒への影響
- 1.6 体罰と子どもの保護
- 1.7 体罰と肯定的なしつけの違い
- 1.8 体罰禁止に対する抵抗に打ち勝つには

1.1 体罰の定義

簡単に言えば、体罰とは「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」である。これは、2006年、国連子どもの権利条約（以下、子どもの権利条約とする。）の監視機関である国連子どもの権利委員会（以下、子どもの権利委員会とする。）で採択された定義である（全定義文は下記参照）。¹

この定義があらゆる形態の、あらゆる重さの罰を例外なしに含んでいること——得てして適法で、広く用いられ、一般的には「暴力」と理解されていない「軽い」体罰も含むこと——をはっきりさせるため、子どもの権利委員会は以下のように説明している。

「ほとんどの場合、[体罰]は手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりすること、引っかくこと、つねること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹸で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）をとまなう場合もありうる。委員会の見解では、体罰はどんな場合にも子どもの品位を傷つけるものである。」

さらに子どもの権利委員会は、子どもにとって有害で、その罰から子どもが保護される権利があるような非身体的な罰も認識している。

これに加えて、同様に残虐かつ品位を傷つけるものであり、したがって条約と両立しない、体罰以外の形態をとるその他の罰も存在する。これには、たとえば、子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立てあげ、脅迫し、こわがらせたり、笑いものにしたりするような罰が含まれる。

私たちが子どもに対する体罰の廃止に言及するとき、それは家庭、学校、少年司法システム、代替的養護環境、子どもが働いている状況を含めた、あらゆる場面で、あらゆる形態の体罰および残虐なまたは子どもの品位を傷つける罰を廃止することを意味している。

委員会は、「体」罰を、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰と定義する。ほとんどの場合、これは手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりすること、引っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままにさせること、やけどさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹸で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）をとまなう場合もありうる。委員会の見解では、体罰はどんな場合にも子どもの品位を傷つけるものである。これに加えて、同様に残虐かつ品位を傷つけるものであり、したがって条約と両立しない、体罰以外の形態をとるその他の罰も存在する。これには、たとえば、子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立てあげ、脅迫し、こわがらせたり、笑いものにしたりするような罰が含まれる。

子どもの権利委員会、一般的意見8号、第11項

1.2 体罰を禁止・撤廃すべき理由

基本的に、体罰を撤廃すべき理由は、子どもが人間としての尊厳および身体的・精神的不可侵性を尊重される権利と、あらゆる形態の暴力から保護される権利——法のもとで暴行から平等に保護される権利を含む——を持っているということである。また、子どもには教育や、発達、健康、生存に対する権利もあるが、体罰を受ければこのような権利は脅かされる。

「しつけ」という名目で子どもへの身体的暴行を許す法律が世界中にあることは、従来、子どもに与

¹ Committee on the Rights of the Child (2006), General Comment No. 8 on “The right of the child to protection from corporal punishment and other cruel or degrading forms of punishment (arts. 19; 28, para. 2; and 37, interalia)”, 第11項。英語・フランス語・スペイン語版は www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm で見ることができる。International Human Rights Instruments, Volume II, Compilation of General Comments and General Recommendations Adopted by Human Rights Treaty Bodies, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol. II) 英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語・ロシア語版は、International Human Rights Instruments, Volume II, Compilation of General Comments and General Recommendations Adopted by Human Rights Treaty Bodies, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol. II)。英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語・ロシア語は：<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/HumanRightsBodies.aspx> で見ることができる。

えられてきた地位が低いことの表れである。おとなに対する暴力は、久しく前から許されぬ行為と見なされている。社会が発展するにつれて、おとなの中でも、たとえば女性や障がい者など、特に暴力にさらされやすい集団には注意が払われ、人間としての尊厳を尊重し、あらゆる形態の暴力から保護するよう、法律と慣行が変えられてきた。しかし子どもは、未発達でおとなに依存しているため最も弱い存在であるにもかかわらず、この変化の過程からほぼ除外されてきた。

子どもが人権の保有者として認められている現在、暴行に対しておとな以下の法的保護しか与えずにいることは正当化できない。あらゆる形態の暴力が許されぬ行為となるよう、文化的態度と慣行を変えなければならない。子どもへの体罰を黙認し、是認している法律は廃止し、改正しなければならない。

以下のように、体罰を撤廃する理由はほかにもあり、子どもに対する体罰の廃止が人権上の責務であることを裏づけている。

- ・ 体罰は短期的、長期的に子どもと発達に悪影響をもたらす（1.5 参照）。
- ・ 容認できない行動に体罰を使うという方法で対応すれば、暴力は争いを解決したり相手を従わせたりするのに適切な方法だと思わせてしまう。
- ・ 体罰はしつけの手段として効果的ではない。行動に変化が起きたとしても、それは善悪を判断できたというより、罰が怖いためである可能性が高い。子どもにものごとを教え、矯正し、しつけるのに、体罰を使うことなく、子どもの発達にとっても、親などとの関係性にとっても、より好ましい肯定的な方法は存在する（1.7 参照）。
- ・ 体罰が適法になっていると、子どもの保護に支障を来す。なぜなら、子どもに対するある程度の暴力は許され、子どもはおとなほど人間としての尊厳を尊重されるべきではないという考え方が強まり、持続してしまうからである。それによって、子どもに対するほかの形態の虐待や搾取が生じやすくなる。たとえば、国内法で、ある一定の境界線を越える暴力が「身体的虐待」として禁止されている場合、「しつけ」として体罰を行うことはその境界線を越える大きな危険因子となる。また、体罰が是認されていることは、子どもの虐待の発見および報告の少なさと関連していることが、調査でわかった。² 子どもの権利委員会が強調するように、体罰の撤廃は、「社会のあらゆる形態の暴力を減少させ、かつ防止するための鍵となる戦略なのである」。³ 体罰を禁止することだけが、効果的な子どもの保護システムを支える唯一の確実な基盤となる。子どもを殴り傷つけることを法律で認めているなら、その国には効果的な子どもの保護システムがあるとはいえない（1.6 参照）。

以上の理由はすべて重要だが、**体罰禁止・撤廃の中核的な理由が子どもに人権があるという認識であることは、どれだけ強調してもしすぎることはない。**



2010年にバイルートで開催された中東・北アフリカ法改正ワークショップの冒頭でスピーチをするマルタ・サントス・パイス

² Ashton, V. (2001), "The relationship between attitudes toward corporal punishment and the perception and reporting of child maltreatment", *Child Abuse & Neglect*, vol. 25, pp. 389-399

³ 子どもの権利委員会（2006）、一般的意見8号、第3項

1.3 世界各国の体罰の実態

(a) 体罰の種類と範囲

ほぼすべての社会で、そしてあらゆる文化の中で、子どもは体罰および残虐なまたは品位を傷つける罰を経験している。体罰の禁止と撤廃が最も進んでいる領域は少年司法システムだが、この領域でさえ、多くの国ではまだ、有罪判決を受けた子どもに体罰が科せられないようにする法律を制定していない。拘置場や学校や居住型施設では、引き続き体罰が子どもに対するしつけの方法として使われ、法的にも認められている。世界のほとんどの国における法律では、自宅内およびその他の形態の家庭的養護の場で子どもへの体罰を許容している。

現在、長らく隠されていた問題が徐々にあらわになってきている。子どもに対する体罰の種類と範囲が、世界中の調査で明らかにされているのである。以下の要約は世界全域で行われている調査の例であり、学校と家庭で体罰がいかに広がっており、罰の種類と重さがいかに多様であるかを物語っている。おそらく、これらの報告は氷山の一角にすぎないだろう。体罰はデリケートな問題であり、子どもは親に忠実であるため、子どもの口から実情をすべて聞き出すことは難しい。親や教師は実態を控えめに報告する可能性が高いうえに、最も弱い存在である乳幼児は、経験していることを直接報告できない。

子どもに対する体罰の種類と範囲

複数指標クラスター調査（2005～2006年）の子どものしつけモジュールに参加した37カ国のデータをユニセフが調べた結果、2～14歳の子どものうち、86%が家庭で体罰や心理的攻撃を経験していることが明らかになった。⁴ アルジェリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コートジボワール、ジブチ、ドミニカ共和国、エジプト、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ガイアナ、イラク、ジャマイカ、ラオス人民民主共和国、モンゴル、パレスチナ自治区、セルビア、シエラレオネ、スリナム、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トーゴ、トリニダード・トバゴ、ベトナム、イエメン、ウクライナなど、多くの国で10人中7人以上の子どもがこのような経験をしていた。

アフガニスタン	子どもへのインタビューで、82%が、平手打ち、蹴る、棒で殴ることが一般的な形態の罰だと回答した。 ⁵
アルジェリア	1,700世帯のうち70%が、しつけのために子どもを鞭で打ち、暴力を用いている。結果として、けがやあざが生じることも多い。 ⁶
オーストラリア (クイーンズランド州)	2006年に行った700人以上のおとなへの電話インタビューで、回答者の45%が、体罰によって子どもに傷跡を残すのは妥当なことだと考えていた。また、10人に1人が、杖、棒、ベルト、スリッパなどの道具を使って子どもを罰することは適切だと考えていた。 ⁷
ボツワナ	ある基礎調査で、生徒の92%が学校で叩かれた経験があることがわかった。 ⁸ また別の調査では、回答者の約90%が子どもに体罰を用いると回答した。 ⁹

4 UNICEF (2009), *Progress for Children: A Report Card on Child Protection*, Number 8, September 2009, NY: UNICEF

5 Save the Children Sweden Afghanistan (2003), *Mini Survey Report on Corporal Punishment*, Kabul: Save the Children

6 Echorouk Online の中での報告 (2008年1月6日)

7 Tucci, J., Mitchell, J. & Goddard, C. (2006), *Crossing the Line: Making the case for changing Australian laws about the physical punishment of children*, Ringwood, Victoria, Australia: Australian Childhood Foundation

8 ンガミ地区における教育長官の公的による発表、Daily News の中での報告報道 (2007年6月13日付)

9 DITSHWANELO によるアンケート調査、「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせる・グローバル・イニシアチブ」との通信の中での報告 (2006年2月)

コロンビア	インタビュー調査で、親の64%が子どもに体罰を加えると答え、44%がベルトを使うと答えた。一方、体罰を受けたと答えた子どもは83%で、ベルトを使われたと答えたのは70%だった。 ¹⁰
チェコ共和国	2007年に行われた世論調査では、子どもを一度も叩いたことがないと回答した親は31%のみだった。 ¹¹
エチオピア	1,200人以上の子どもへのインタビューで、家庭で体罰を受けたことがないと回答したのは、わずか17人(1.4%)のみだった。 ¹²
フランス	祖父母と親と子ども合わせて2,000人を対象とした調査で、子どもの96%が叩かれた経験があり、祖父母の84%および親の87%が体罰を加えた経験があることがわかった。 ¹³ また、「マルティネ」(小型の鞭)を使用したことを認めた親が10人に1人だったのに対し、マルティネで罰を与えられたと回答した子どもは30%にのぼった。
グルジア	4,300人以上の子どもを対象としたインタビューで、39%が家庭内で、32%が学校内で体罰を受けたと回答した。 ¹⁴
ガイアナ	政府の委託で行われた調査では、7～17歳の子どもの87%が家庭で体罰を受けた経験があり、3歳児を含む大部分(81%)がベルト、杖、鞭などの道具で打たれていたことがわかった。 ¹⁵ 別の調査では、56%の子どもが教師に鞭で打たれた経験があることがわかった。 ¹⁶
インド	12,000人以上の子どもを対象とした子どもの虐待に関する全国調査によると、5～12歳の72%、15～18歳の62%が体罰を受けたことがあることがわかった。 ¹⁷ 最も多かった体罰は、平手打ちと蹴ること(64%)で、次が棒で殴ること(31%)だった。
ジャマイカ	1,700人以上の子どものうち、97%が家庭内でおとなから、そして86%が教師から、言葉による攻撃や暴力を受けた経験があった。 ¹⁸
カザフスタン	2002年に行われた大規模な全国調査で、専門家の推定によれば、60～80%の子どもが、親、おとな、子どもからの暴力の対象となっており、その割合は増加しているという。 ¹⁹
ネパール	カトマンズの学校での調査では、生徒の82%が学校内で体罰を受けていることがわかった。 ²⁰

10 Pineda, N. et al. (2005), *Evaluación de Algunas Modalidades de Atención a la Primera Infancia en el ICBF y el DABS*, Bogotá, Cinde, Save the Children UK/UNICEF/Colombian Institute for Family Welfare/Bogotá Social Welfare Department

11 日刊紙 *Lidove noviny* のためにメディアアン・エイジェンシーが行った調査、*Ceske Noviny* の中での報告 (2008年4月8日)

12 African Child Policy Forum on Violence Against Children & Save the Children Sweden (2005), *Report on Violence against Children*, cited in Government response to UN Study on Violence Against Children Questionnaire, 2005

13 Union of Families in Europe (2007), *POUR ou CONTRE les fessés*, Tassin: UFE

14 Red Cross Committee of Georgia (2000), *Child Abuse and Neglect*, Red Cross/UNICEF

15 Cabral, C. & Speek-Warnery, V. (2005), *Voices of Children: Experiences with Violence*, Georgetown: Ministry of Labour, Human Services and Social Security/Red Thread Women's Development Programme/UNICEF-Guyana

16 Gill-Marshall (2000), "Child Abuse in Guyana: A study of teacher abuse of children", University of Guyana Thesis, cited in NGO Report to the Committee on the Rights of the Child, 2003

17 Kacker, L., Varadan, S. & Kumar, P. (2007), *Study on Child Abuse: India 2007*, New Dehli: Ministry of Women and Child Development

18 Samms-Vaughan, M. et al. (2004), "Jamaican Children's Experiences of Corporal Punishment at Home and School", University of the West Indies/Ministry of Health, University of Missouri-Columbia

19 Association of Social Scientists and Politologists & UNICEF (2002), *Violence against Children in the Republic of Kazakhstan February - March 2002*, Almaty: ASSAP/UNICEF

20 *The Rising Nepal* の中での報告 (2006年12月24日)

ナイジェリア	法に抵触した若者の83%が拘留中に鞭や棒で打たれたと答えた。ほかに、長時間ひざまずかされた(73%)、カエル跳びをさせられた(70%)という回答があった。 ²¹
パキスタン	3,500人以上の子どもに聞いたところ、体罰を受けたことがないと答えた子どもは1人もいなかった。 ²² 別の調査では、4,200人の子ども全員が家庭で体罰を経験していた。 ²³
ペルー	4～5歳の子どもに対するインタビューでは、96%が「行儀の悪さ」のために体罰を受けたことがあると回答した。 ²⁴ また、2002年に1,500人以上の子どもに対して実施した調査では、53%が家庭で体罰を受けたことがあると答えた。 ²⁵
ポーランド	2001年に1,116人を対象に実施された政府の委託調査では、半数以上(54%)の人が、子どもをベルトで打つことを容認できる行為だと見なし、77%が、子どもを怒鳴り、脅すことを容認できる行為と考えていることがわかった。 ²⁶
韓国	わが子に対する行動について質問したところ、3分の2の親は子どもを鞭で打つと答え、45%は子どもを叩くか、蹴るか、殴るかしたことがあると認めた。 ²⁷
スロバキア	2,400人以上の13～17歳の子どものうち、40%が体罰を経験していた。 ²⁸ 別の調査では、おとなの99%が体罰を容認できる行為と認識しており、42%はときどき道具を使って殴るのを容認できる行為と考えていることがわかった。 ²⁹
スイス	調査者は、1,240人の親に対するインタビューを基に、生後30ヵ月未満の子ども13,000人が叩かれ、18,000人近くが髪の毛を引っ張られ、1,700人が物で叩かれたことがあると推定した。 ³⁰
東ティモール	ある調査では、子どもたちの67%が教師から棒で叩かれ、39%が顔を平手打ちされ、60%が親から棒で叩かれた経験があることが明らかになった。 ³¹

21 Alemika, E.E.O. & Chukwuma, I.C. (2001), *Juvenile Justice Administration in Nigeria: Philosophy and practice*, Lagos: CLEEN

22 April 2005, *Disciplining the Child: Practices and Impacts*, Save the Children/UNICEF/Schools and Literacy Dept, Government of North West Frontier Province

23 NCCR (2001), *Violence against children in the family and in schools: Submission by NGOs Coalition on Child Rights - Pakistan (I) to the CRC Day of General Discussion, 28 September 2001*, NGOs Coalition on Child Rights/UNICEF

24 リマのサン・ファン・デ・ルリガンチョ地区でセーブ・ザ・チルドレン・カナダおよびセーブ・ザ・チルドレン英国が主催した基礎プロジェクト、国際ナショナル・セーブ・ザ・チルドレン・アライアンスの中での報告(2005年)、*Ending Physical and Humiliating Punishment of Children - Making it Happen: Global Submission to the UN Study on Violence against Children*, Save the Children Sweden

25 国際ナショナル・セーブ・ザ・チルドレン・アライアンスの中での報告(2005年)、*Ending Physical and Humiliating Punishment of Children - Making it Happen: Global Submission to the UN Study on Violence against Children*, Save the Children Sweden

26 アルコール関連問題予防局が委託した調査、Government Response to UN Study on Violence Against Children Questionnaire, May 2005

27 Hahm, H. & Guterman, N. (2001), "The emerging problem of physical child abuse in South Korea", *Child Maltreatment*, vol. 6, pp. 169-179, cited in Krug, E. G. et al., eds (2002), *World report on violence and health*, Geneva: World Health Organization

28 International Centre for Family Studies (2002), "The children's rights applying in the praxis. Preliminary survey report", Bratislava: International Centre for Family Studies

29 International Centre for Family Studies (2003), "The prevalence of violence in Slovakia", Bratislava: International Centre for Family Studies

30 Schöbi, D. & Perrez, M. (2004), *Bestrafungsverhalten von Erziehungsberechtigten in der Schweiz: Eine vergleichende Analyse des Bestrafungsverhaltens von Erziehungsberechtigten 1990 und 2004*, Universität Fribourg

31 UNICEF (2006) *Speak Nicely to Me - A Study on Practices and Attitudes about Discipline of Children in Timor-Leste*, Dili, Timor-Leste: UNICEF

- ウガンダ** 1,500人の子どものうち98%が家庭または学校で体罰を受けた経験があり、最も多い体罰の形態は、杖で叩く、平手打ちする、つねることだった。³²
- アメリカ合衆国** ある全国調査で、おとなの72%は親が子どもの尻を叩くことをしつけの手段として支持し、23%は教師が子どもの尻を叩くことを容認できる行為だと考え、31%は石鹸水で子どもの口をすすぐことを容認できると考えていることがわかった。³³ 2006～2007年には、22万3,000人以上の子どものうち約40%がテキサス州とミシシッピ州で起きていた。³⁴
- ベトナム** 調査対象の9～14歳の子ども500人のうち、94%が家庭で、93%が学校で体罰や心理的な罰を受けたと答えた。³⁵
- イエメン** 1,600人以上の児童と、その保護者および教師に対するアンケート調査で、農村部に住む母親の80%、都市部に住む母親の59%が、子どものしつけのために体罰を行っていることがわかった。³⁶ 2005年に実施した総合調査では、概ね90%の子どもが、家庭および学校での主なしつけの方法として体罰を経験していることがわかった。³⁷



ジャララバードにあるミア・オマール高校の屋外教室。この学校は、セーブ・ザ・チルドレンとの試験的プロジェクト「暴力のない学校」の対象に地区内で選出された3校のうちの1校。

- 32 Naker, D. (2005), *Violence Against Children – The Voices of Ugandan Children and Adults*, Raising Voices/Save the Children in Uganda
- 33 SurveyUSA, Verona NJ, (August 2005), *Disciplining a Child 08/24/05*
<http://www.surveyyusa.com/50StateDisciplineChild0805SortedbyTeacher.htm>
- 34 US Department of Education, Office for Civil Rights, analysis of data from the Center for Effective Discipline
<http://www.stophitting.com/index.php?page=statesbanning>
- 35 Tran Ban Hung et al. (2005), *Educating or Abusing? Physical and emotional punishment of children in Vietnam*, Save the Children Sweden/Plan in Vietnam/UNICEF
- 36 Alyahri, A. (2004), “Mental health, education and corporal punishment in Yemeni school-aged children”, Institute of Psychiatry, King’s College London
- 37 Habasch, R. (2005), *Physical and Humiliating Punishment of Children in Yemen*, Save the Children Sweden

(b) 体罰禁止へ向けた進歩

1979年、スウェーデンがあらゆる体罰を明示的に禁止した世界初の国となって以来、ほかの国々もそれに続いている。子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究およびその追跡調査（1.4d 参照）を背景に、体罰の全面禁止に向けた進歩は加速した。子どもがおとなと平等に暴行から保護される国は、いまやアフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、東アジアおよび太平洋地域、中東にも存在している。これらの地域と他地域の国の政府も、精力的に法改正を目指している。最善の例では、法改正とともに、新たな法律や子どもの権利について広範な意識向上が図られ、肯定的なしつけに関する一般市民の教育と専門職者の訓練が行われている。

体罰禁止を成し遂げた国々の調査結果を見ると、希望が持てる。たとえばスウェーデンでは、子育てにおける体罰に対する社会的容認も、体罰の行使も、著しく減少した。スウェーデン政府が設置した子ども虐待に関する委員会が体罰禁止の影響を調査したところ、体罰を支持するおとなが1965年の53%から、2006年には7%まで減少した。また、1994年には体罰を一度も受けたことのない子どもが65%だったのに対し、2000年には86%に増加した。³⁸

2000年に家庭内での体罰を禁止したドイツでは、子どもに対するどのような重さの体罰も——親の報告によれば——大幅に減少したことが、政府による大規模調査でわかった。たとえば、1996年には33%の親が子どもの尻を叩いたことがあると答えたが、体罰が禁止された直後の2001年には26%に減少している。³⁹

世界各国の体罰の適法性や、体罰の全面禁止に向けた進歩、体罰の広がりなどの調査に関する詳細情報は、「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせる・グローバル・イニシアチブ」（※以下「グローバル・イニシアチブ」とする）のウェブサイト（www.endcorporalpunishment.org）を参照のこと。



コートジボワールでキャンペーンを行っている子ども

1.4 体罰に関する人権法

国際人権条約、特に子どもの権利条約は、各国があらゆる形態の暴力——あらゆる体罰を含む——から子どもを保護する基準を定め、法的義務を課すものである。国や地域の裁判所で子どもに関する事件が扱われる際、この国際法が引き合いに出されるケースが増えてきている。忘れてはならないのは、このような条約を批准すると、政府は条約を国内法に取り込むか否かに関わらず、条約を履行する法的義務が生じることである。⁴⁰つまり、**政府は法的に、家庭を含めたあらゆる場面における、子どもへのあらゆる体罰を禁止しなければならないのである。**

³⁸ Reported in Kapoor, G. & Owen, S. (2008), *Towards the universal prohibition of all violent punishment of children*, Stockholm: Save the Children Sweden. See also Modig, C. (2009), *Never Violence: Thirty Years on from Sweden's Abolition of Corporal Punishment*, Stockholm: Government Office of Sweden/Save the Children Sweden

³⁹ Ministry of Justice & Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth (2003), *Violence in upbringing: An assessment after the introduction of the right to a non-violent upbringing*

⁴⁰ 条約法に関するウィーン条約は以下を参照 <http://www.worldtradelaw.net/misc/viennaconvention.pdf>

(a) 子どもの権利条約

子どもの権利条約第19条では、締約国に対し、「(両)親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力からその児童を保護することを義務づけている。

その他の関連条項では、締約国に以下の事項が義務づけられている。

- ・ 子どもにかかわるすべての措置をとるにあたっては、「子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」(第3条)
- ・ 「子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。」(第6条)
- ・ 「学校への定期的な出席および中途退学率の減少を奨励するための措置をとること。」(第28条第1e項)
- ・ 締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に従って行われることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。(第28条第2項)
- ・ 「いかなる子どもも、拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。」ことを確保する(第37条)
- ・ 刑法に違反したとして申し立てられ、罰を問われ、または認定された子どもが、「尊厳および価値について、意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利を認める。」(第40条)

締約国は、この条約において認められる権利の実施のため、「あらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとる。」(第4条)。

子どもの権利委員会は、体罰の軽重や、体罰が行われる場所に関わらず、子どもへの体罰を法的、社会的に容認することは条約と相いれない、と一貫して述べてきた。締約国による条約の履行状況を調査する際には、家庭内を含めたあらゆる体罰を禁止することと、体罰の悪影響に対する意識向上キャンペーンを行うこと、そして肯定的で暴力に頼らない子育ておよび教育を推進することを常に勧告している。⁴¹

2006年、子どもの権利委員会は、「体罰その他の残虐な、または品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」に関する一般的意見8号を採択した。⁴² 一般的意見8号では、この条約があらゆる形態の体罰の禁止を義務づけているという委員



ルーマニアの子どもの絵

会の解釈を明らかにしており、「子どもに対するあらゆる形態の体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を禁止および撤廃するために迅速に行動するあらゆる締約国の義務」を強調するとともに、「締約国がとらなければならない立法措置ならびにその他の意識啓発上および教育上の措置」の概要を示すことである(第2項)。

特に家庭における体罰禁止への反対者の中には、子どもの権利条約に「体罰」という言葉が使われ

41 子どもの権利委員会による体罰に関する勧告は、「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイトを参照 <http://www.endcorporalpunishment.org>

42 英語・フランス語・スペイン語版は、www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm で見ることができる。英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語・ロシア語版は、*International Human Rights Instruments, Volume II, Compilation of General Comments and General Recommendations Adopted by Human Rights Treaty Bodies, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol. II)* にあり、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/HumanRightsBodies.aspx> でダウンロードできる。

ていないと主張する人もいる。しかし、この条約が法律での体罰禁止を義務づけていると解釈されることは、委員会の法解釈が明確に示している。委員会は一般的意見 8 号でこの見方を裏づけている（第 20、21 項）

「第 19 条および第 28 条 2 項は、体罰に明示的に言及しているわけではない。条約の準備作業文書には、起草過程に体罰に関する何らかの議論があったことは記録されていない。しかし、条約は、あらゆる人権文書と同様に生きた文書としてとらえられなければならないのであって、その解釈は時間の経過とともに発展していくものである。条約が採択されてから 17 年のあいだに、家庭、学校その他の施設において子どもに対する体罰が広く行われていることは、条約にもとづく報告手続を通じて、またとくに国内人権機関および非政府組織（NGO）による調査研究およびアドボカシーを通じて、いっそう明らかになってきた。」

「いったんそのことが明らかになれば、このような慣行が、人間の尊厳および身体的不可侵性を尊重される子どもの平等かつ不可譲の権利に直接抵触することは、明白である。子どもが、おとなとは異なる特性を有しており、初期には依存と発達の段階にあり、人間としてかけがいのない可能性をはらんでおり、かつ被害を受けやすい立場に置かれていることは、いずれも、子どもがあらゆる形態の暴力から法的その他の形で、より弱くではなくより強く保護されなければならないことを要求するものである。」

子どもの権利委員会がより以前に発した「教育の目的」に関する一般的意見 1 号（2001）では、子どもの権利条約第 28 条を遵守するには、学校での体罰禁止が必要だと強調している（第 8 項）。⁴³「少年司法における子どもの権利」に関する一般的意見 10 号（2007）では、子どもの権利条約第 37 条と 40 条に従って、司法判決としての体罰と、矯正施設における矯正手段としての体罰を禁止する義務を再び述べている（第 71、89 項）。⁴⁴

(b) その他の国際人権文書

世界人権宣言や、市民的および政治的権利に関する国際規約、そして拷問等禁止条約はいずれも、あらゆる非人道的または品位を傷つける扱いや刑罰を禁止している。経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約は、教育機関が個人の尊厳についての意識を高める義務を負っていることを強調している（第 13 条）。女性差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、自由権規約人権委員会、そして経済的、社会的及び文化的権利委員会はみな、子どもに対する体罰を非難し、その撤廃のために法律その他の手段による明示的な禁止を勧告した。⁴⁵

司法の運用に関する国際基準は、司法システムなどの状況下で体罰が厳格に禁止されるべきであることを明確にしている。少年司法運用に関する国連最低基準規則（「北京ルールズ」）の第 17 条第 3 項では、「少年が身体刑を受けることがあってはならない」と明言している。

少年非行の防止に関する国連指針（「リヤドガイドライン」）には、「いかなる子どもまたは青少年も、家庭、学校または



南アジアにおける子どもの保護——体罰からの保護を含む——に関する報告書の表紙

43 英語・フランス語・スペイン語版は、www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm で見ることができる。英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語・ロシア語版は、International Human Rights Instruments, Volume II, Compilation of General Comments and General Recommendations Adopted by Human Rights Treaty Bodies, HRI/GEN/1/Rev.9 (Vol. II) にあり、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/HumanRightsBodies.aspx> でダウンロードできる。

44 英語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・アラビア語： www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm

45 体罰に関するこれらの委員会の勧告は以下のウェブサイトを参照
英語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語： <http://www.endcorporalpunishment.org>

いかなる施設においても、過酷なまたは品位を傷つける矯正措置または処罰措置の対象とされるべきではない」(第54条)と述べられている。また、教育システムが「規律の維持のための過酷な手段、特に体罰という手段を用いないこと」に特段の注意を向けることを求めている(第21条)。

自由を奪われた少年の保護に関する国連規則では、「残酷な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いに相当する懲戒措置はすべて厳格に禁じられなければならない。このような措置には、体罰……および少年の身体的または精神的健康を害する恐れのある他のすべての処罰が含まれる」(規則67)。



フィリピンでのキャンペーン

(c) 地域的な人権法

欧州人権裁判所は1970年代以降、欧州人権条約に関わる一連の判決の中で、体罰を非難するという進歩的な姿勢を示してきた。⁴⁶ 欧州社会権委員会は、ヨーロッパの多くの国が家庭やその他の場面におけるあらゆる体罰を禁止していないことを理由に、欧州社会憲章および改正欧州社会憲章に従っていないと判断した。⁴⁷ 欧州評議会は2008年、地域的政府間組織としては初めて、47の加盟国すべてで体罰を全面禁止するためのキャンペーンを実施した。⁴⁸ 欧州評議会人権委員は加盟国への訪問後、体罰の禁止と撤廃をたびたび勧告している。⁴⁹

米州人権裁判所の子どもの権利に関する助言的意見では、子どもの権利条約や、子どもの権利委員会の総括所見、欧州人権裁判所の判決を引用しながら、米州人権条約の締約国は、「公的機関、個人、非政府組織と子どもとの関わりにおいて、子どもを不当な扱いから確実に守るためのあらゆる積極的

46 Council of Europe (2007), *Eliminating corporal punishment: A human rights imperative for Europe's children*, 2nd edition, Strasbourg: Council of Europe Publishing. 欧州人権裁判所の判決は以下のウェブサイト参照 <http://echr.coe.int/echr/en/hudoc>

47 欧州社会権委員会のウェブサイト <http://www.coe.int/T/DGHL/Monitoring/SocialCharter/>

48 キャンペーンウェブサイト
 英語: http://www.coe.int/t/dc/files/themes/chatiments_corporels/default_en.asp
 フランス語: http://www.coe.int/t/dc/files/themes/chatiments_corporels/default_FR.asp?
 オランダ語: http://www.coe.int/t/dc/files/themes/chatiments_corporels/default_DE.asp?
 イタリア語: http://www.coe.int/t/dc/files/themes/chatiments_corporels/default_IT.asp?
 ロシア語: http://www.coe.int/t/dc/files/themes/chatiments_corporels/default_RU.asp?

49 欧州評議会人権委員のウェブサイト http://www.coe.int/t/commissioner/default_en.asp

手段を採る」義務を負うと強調している。⁵⁰ 2008年、米州人権委員会は米州人権裁判所に対し、体罰の適法性に関する助言的意見を請願した。⁵¹ 裁判所は、ラテンアメリカ、北アメリカ、カリブ海上諸国を含む35の米州機構(OAS)加盟国にはあらゆる体罰を禁止および撤廃する人権上の義務があると認め、裁判所の既存の判例から「だけでなく、この地域の国々が批准したほかの国際的文書から生じる義務からも」その人権上の義務は明らかであるため、助言的意見は必要ないとした。⁵² 2009年、米州人権委員会の子どもの権利報告者、パウロ・セルジオ・ピニエイロ教授は、この問題をテーマとする報告書を作成した。この報告書は、一般市民が行う体罰に対する国家の責任や、親権を持つおとなに関係した体罰を分析するとともに、体罰禁止の達成法について加盟国に詳細な勧告を行っている。⁵³



モンゴルで行われた子どもの権利のための行進

アフリカ人権委員会は2003年、アフリカ人権憲章にしたがって行われたある個人通報——学生への鞭打ち刑に関する通報——に対する決定の中で、この刑が残虐または非人道的または品位を傷つける形態の罰を禁じるアフリカ人権憲

章第5条に違反すると判断した。委員会は、「罪を犯したことに対し、個人に身体的暴力を適用する権利は、個人および特に国家の政府には存在しない。このような権利は、憲章に記された国家による拷問を是認するのに等しく、この人権条約の本質に反している」と述べた。⁵⁴

子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章の履行を監視する、子どもの権利および福祉に関するアフリカ専門家委員会は2008年、子どもへの体罰と屈辱的な罰の廃止のための南部アフリカネットワークおよびアフリカ子ども政策フォーラムによる提案——アフリカ中の諸団体が承認したものの——を受けて、肯定的なしつけに関する指針を立案することと、子どもへの体罰および残虐で品位を傷つける形態の罰の禁止を締約国に勧告することに合意した。⁵⁵ 同委員会は、ある締約国に対する調査後に発表した総括所見で、体罰の禁止を勧告している。⁵⁶

2009年、子どもの権利条約の採択20周年を記念して、エジプト家族・人口省が主催し、イスラム諸国会議機構(OIC)およびユニセフが共同開催する会議が行われた。その会議で採択された、子どもの権利条約とイスラム法学に関するカイロ宣言には、「子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止し、

50 米州人権裁判所, 助言的意見 OC-17/2002、第 87 項 (2002 年 8 月 28 日)

51 米州人権委員会のウェブサイト
英語: <http://www.cidh.oas.org/DefaultE.htm>
スペイン語: <http://www.cidh.oas.org/Default.htm>
フランス語: <http://www.cidh.oas.org/french.htm>
ポルトガル語: <http://www.cidh.oas.org/comissao.htm>

52 裁判所の決議のウェブサイト
英語: (<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/briefings/IACHR-report2009-ENGLISH.pdf>)
スペイン語: (<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/briefings/IACHR-report2009-SPANISH.pdf>)

53 報告書のウェブサイト
英語: (<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/briefings/IACHR-report2009-ENGLISH.pdf>)
スペイン語: (<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/briefings/IACHR-report2009-SPANISH.pdf>)

54 African Commission on Human and Peoples' Rights, *Curtis Francis Doebbler v. Sudan*, Comm. No. 236/2000 (2003), para. 42

55 提案は以下のウェブサイトから参照できる
http://www.rapcan.co.za/File_uploads/Resources/CP%20Submission%20ACERWC%203010%20English.pdf
子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会のウェブサイト <http://www.africa-union.org/child/home.htm>

56 November 2009, *Concluding observations on initial report of Egypt*, recommendation 10

法改正を肯定的で非暴力的なしつけの推進と結びつけるべく、緊急に自国の法律を見直し、改正する」という、全 OIC 加盟国への勧告が含まれていた。⁵⁷

(d) 子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究

2006 年 10 月、子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究の報告書⁵⁸が、独立専門家のパウロ・セルジオ・ピニエイロ教授によって国連総会に提出された。⁵⁹ この研究はもともと子どもの権利委員会が提案し、その後、国連総会が要請したもので、国連事務総長は本研究を主導する独立専門家としてパウロ・セルジオ・ピニエイロ教授を任命した。研究は、世界中で子どもに対して犯されている暴力の種類と範囲を明らかにしている。子どもが積極的に関与した世界の 9 つの地域で実施された意見の聴き取りも行っている。また、どの聴き取りから作成された勧告にも、あらゆる形態の体罰の禁止と撤廃の呼びかけが含まれていた。

この研究の中核的メッセージは、「子どもに対する暴力はいかなるものも正当化できないし、子どもに対するあらゆる暴力は防止可能だ」ということである。報告書では、子どもの権利委員会の一般的意見 8 号 (1.4a 参照) に加盟国の注意を促しながら、体罰や、残虐で非人道的な品位を傷つけるあらゆる罰を含めた、子どもへのあらゆる場面でのあらゆる形態の暴力の禁止を勧告している。

「この研究は 1 つの転機となるべきである。つまり、子どもに対する暴力を“伝統”として容認するのであれ、“しつけ”を装うのであれ、それをおとなが正当化することに終止符を打つのである。子どもへの暴力を止める努力には一切の妥協があってはならない。子どもの持つ可能性および脆弱性、おとなへの依存性といった特異性からして、子どもは、おとな以下ではなくおとな以上に、暴力から保護することが必要不可欠である……

……この研究の中核的メッセージは、子どもに対する暴力はいかなるものも正当化できないし、子どもに対するあらゆる暴力は防止可能だということである。これ以上の言い訳は許されない。加盟国は、あらゆる形態の暴力から子どもの保護を確保するという人権上の義務その他の責任を果たすため、ただちに緊急の行動をとらなければならない」

子どもに対する暴力に関する国連研究のための独立専門家の報告書、
2006、A/61/299、第 2 項、第 91 項

この研究は、変化をもたらすきわめて重要なきっかけとなった。世界各国の政府を自国の子どもへの暴力に直面させるとともに、そのような暴力すべてを禁止し撤廃するよう要求したのである。これ以降、セーブ・ザ・チルドレンとほかの多くの民間団体は、この研究を基盤として子どもに対するあらゆる暴力を非難し、体罰禁止に向けた法改正を推進してきた。⁶⁰ 研究の中では、子どもへの暴力に関する国連事務総長特別代表が、人々の注目を集める世界的な権利擁護者となり、勧告の履行状況を追跡調査するために任命されるべきと提言された。2009 年、マルタ・サントス・パイスが 3 年間の任期でその初代特別代表に就任した。⁶¹

57 イスラム諸国会議機構のウェブサイト <http://www.oic-oci.org> (英語、フランス語、アラビア語)

58 <http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/study.htm> 参照

59 研究に関する詳細は右記ウェブサイトを参照 <http://www.unviolencestudy.org>

60 Owen, S. (2008), *Save the Children's Worldwide Day of Action against Violence, 20 October 2008*, Stockholm: Save the Children Sweden (http://www.crin.org/docs/Day_of_Action_2008-final%5b1%5d.pdf)

61 詳細な情報は以下のウェブサイト参照 <http://www.crin.org/violence/SRSG/index.asp>
特別代表の最初の報告書は以下のウェブサイト参照 http://www.crin.org/docs/SRSG_HRC_Report_2010.pdf

1.5 体罰がもたらす影響

体罰は、子どもおよび子どもの発達に短期的、長期的な負の影響をおよぼす。⁶²

(a) 身体への影響

体罰の影響は、身体的苦痛、軽い切り傷、あざといったものもあれば、重いけがによって障がいや死に至ることさえある。

体罰は、家庭や学校でしつけという文脈で行われると、頻度や重さが増す傾向がある。その理由として以下の2点があげられる。

- ・ 体罰は、使われれば使われるほど、しつけの方法としての効果のなさが明白になるため、体罰の重さが増していく傾向がある。親、教師、その他の養育者は、自分のしていることに鈍感になるとともに、言うことを聞かなくなっていく子どもに苛立つにつれて、最初は軽く叩く程度だったものが、強烈な殴打へと変わる場合がある。その結果、子どもはけがや障がい、さらには死にさえ至りやすくなることで、体罰はより深刻な虐待に発展する大きな危険因子であると考えられている。⁶³ オーストラリアの子どもの死亡例と重傷例を分析したところ、いかに多くの事例が「しつけ」として叩くことから始まったかが浮かびあがった。⁶⁴
- ・ 体罰のエスカレートは、身体的な力についての脳の情報処理が生む、当然の結果である。人間は自分が直接的に加える力の強さを正確に判断できず、考えているよりも強い力を加えてしまうことが、研究によってわかっている。⁶⁵

したがって、「軽い」体罰——それ自体、人間としての尊厳を尊重される子どもの権利の侵害——を用いるおとなが、いずれはさらに厳しい体罰を加えるようにならないとは決して言い切れないし、「ときどき叩く」程度だったのが、やがて日常化しないとも言い切れない。

裁判所の判決で子どもに体罰が命じられたとき、多くの国で体罰執行の前、最中、後に医療関係者の立ち会いが必須であることを考えても、子どもが重傷を負う危険性は明らかである。



ペルーでのキャンペーン

62 概要は右記参照 Gershoff, E. T. (2002), "Corporal punishment by parents and associated child behaviors and experiences: A meta-analytic and theoretical review", *Psychological Bulletin*, vol. 128, no. 4, pp. 539-579 (<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/Gershoff-2002.pdf>) および Gershoff, E. T. (2008), *Report on Physical Punishment in the United States: What Research Tells Us About Its Effects on Children*, Columbus, OH: Center for Effective Discipline (http://www.phoenixchildrens.com/PDFs/principles_and_practices-of_effective_discipline.pdf)

63 たとえば、以下を参照のこと。Gershoff, E. T. (2002), "Corporal punishment by parents and associated child behaviors and experiences: A meta-analytic and theoretical review", *Psychological Bulletin*, vol. 128, no. 4, pp. 539-579, and Klevens, J. & Whitaker, D. J. (2007), "Primary Prevention of Child Physical Abuse and Neglect: Gaps and Promising Directions", *Child Maltreatment*, vol. 12, no. 4, pp. 364-377

64 Nielssen, O. B. et al. (2009), "Child homicide in New South Wales from 1991 to 2005", *Medical Journal of Australia*, vol. 190, no. 1, pp. 7-11

65 Shergill, S. S. et al. (2003), "Two eyes for an eye: The neuroscience of force escalation", *Science*, vol. 301, 11 July 2003, p. 187

(b) 情緒への影響

体罰は情緒面と発達面にも影響を与える。子どもの年齢に関係なく、発達過程にある子どもの心は暴力やその他の屈辱的な扱いによってダメージを受ける。体罰やその他の残虐で品位を傷つける罰と、精神的な不健康——抑うつ、自尊心の低さ、負の心理的適応、親などとの人間関係の不良——との間には相関関係がある。以下に体罰が子どもに与える心理社会的な影響のうち、比較的良好に理解されているものの一部をあげる。

- ・ **体罰は子どもの自尊心を低下させ、**自制をしにくくし、自分自身に対する否定的な期待を強めてしまう。
- ・ **体罰は子どもの学習過程を妨げ、**認知、知覚、感情の発達も妨げる。厳しい体罰と、子どもの学業不振および行動的・情緒的障害は有意に関連している。⁶⁶ また、多くの国において、体罰は子どもの中途退学や無断欠席と関連している。⁶⁷
- ・ **体罰は論理的思考を妨げる。**体罰は対話や内省を阻むことによって、行動とその結果の関係性を理解する能力を妨げる。
- ・ **体罰は子どもに孤独、悲しさ、見捨てられる不安を与え、**自分を守ってくれる環境としての社会に対する信頼感を弱める。また、他者に対する否定的な見方や、社会は危険な場所だという見方を促す。また、子どもの自傷行為の有病率は、体罰の頻度とともに増加する。⁶⁸
- ・ **体罰は親子のコミュニケーションを阻む壁を作り、**親子間に築かれた情緒的な結びつきを損なう。また、体罰は親と子の信頼関係をむしろ、より深刻な虐待へ発展するリスクを高める（1.2 および 1.5a を参照）。
- ・ **体罰は子どもに愛情を暴力と結びつけるよう教え込む。**子どもを愛しているはずの親が、同時に子どもを傷つけていることになり、結果として子どもは、愛情のある人間関係にも暴力は存在しうるし、それどころか暴力を振るうのは当たり前のことだとさえ信じてしまう。⁶⁹ 子ども時代に体罰を受けた経験と、成人期にセックスを暴力と結びつける傾向には、関連があることが研究で示されている。⁷⁰
- ・ **体罰は怒りの感情を刺激することがあり、**一部の子どもには家出願望を引き起こしうる。
- ・ 体罰は、たいていは意図せず、子どもの心に伝える最も強いメッセージとして、**暴力は容認される行動であり、**強者は弱者を抑圧するために暴力を振るってもよい、というものである。
- ・ **暴力は暴力を生む。**体罰は暴力や報復を問題解決の手段だと教えてしまい、子どもが自分の見たおとなの行動を真似することで、延々と続いていく。男児、女児が子ども時代に暴力を受けた経験は、その後の反社会的行動、犯罪行為、暴力行為の予測因子となる。成長過程で高レベルの暴力にさらされた子どもは、後年、問題解決を図るために暴力を使う確率が高い。⁷¹
- ・ 体罰を受けた子どもは、**社会に溶け込むことが困難になる**場合がある。

66 Alyahri, A. & Goodman, R. (2008), "Harsh corporal punishment of Yemeni children: Occurrence, type and associations", *Child Abuse & Neglect*, vol. 32, no. 8, pp. 766-773

67 Porteus et al. (1998), *Vuk'uyithathe: Needs and Circumstances of Our of School Children and Out of Age Learners*, Johannesburg: Gauteng Dept of Education, Impila Project

68 Meltzer, H. et al. (2001), *Children and adolescents who try to harm, hurt or kill themselves*, London: HMSO

69 たとえば、以下を参照のこと。Douglas, E. M. & Straus, M. A. (2006), "Assault and injury of dating partners by university students in 19 countries and its relation to corporal punishment experienced as a child", *European Journal of Criminology*, vol. 3, no. 3, pp. 293-318; Woods, K. & Jewkes, R. (1998), *Love is a dangerous thing: micro-dynamics of violence in sexual relationships of young people in Umtata*, CERSA Women's Health Medical Research Council

70 Strauss, M. (2001), *Beating the Devil out of them: Corporal punishment in American families and its effects on children*, 2nd edition, New Brunswick, NJ: Transaction Publishers

71 Porteus, K. et al. (2001), *Alternatives to corporal punishment: Growing discipline and respect in our classrooms*, Witwatersrand University and South Africa Human Rights Commission, Heinemann Publishers

- ・ 体罰は、権力を持つ人に協力することを子どもに教えるのではなく、恐怖か怒りを抱くように教えてしまう。子どもは規則を守ることや破ることは学ぶが、倫理にかなった決定を行うことや自制心を持つことは学ばない。⁷²



「子どもの目標達成の意志を支えること」——肯定的なしつけを説明する写真、日本

セーブ・ザ・チルドレン英国は、スコットランドの子どもたちから体罰に関する意見を聴き、体罰を受けて味わった気持ちを表現する 40 以上の形容詞を記録した。これらの形容詞から、体罰の効果のなさ、体罰が引き起こす情緒的なダメージがはっきり見て取れる。殴られた後の気持ちを表現するのに、「賢くなった」や「後悔している」という形容詞を用いた子どもは 1 人もいなかった⁷³。

子どもは抱いた気持ちを以下のように表現している。

「傷ついた、痛い、怖い、動揺した、愛されていない、恐ろしい、当惑した、寂しい、悲しい、怒った、孤独な、見捨てられた、恐れた、腹を立てた、おびえた、うんざりした、あ然とした、危険を感じた、イライラした、不快な、身体的虐待を受けた、憎らしい、感情的に傷ついた、不満な、最悪な、恥ずかしい、嫌われている、困惑した、ばつの悪い、怒りに満ちた、無視された、押さえつけられた、屈辱を受けた、不機嫌な、がっかりした、つらい、惨めな、脅された、放置された、歓迎されていない、打ちひしがれた、いじめられた、落ち込んだ、心配した、ショックを受けた」

これらの気持ちは世界中の調査で語られている。その他の研究は、本マニュアルの第 6 章にあげてある。調査の概要は、「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイトで公開されている (www.endcorporalpunishment.org)。

1.6 体罰と子どもの保護

子どもへの暴力を「しつけ」または「妥当な」罰や矯正と称し、適法と認めることは、効果的な子どもの保護に支障をもたらす。それにはさまざまな理由がある。

- ・ 軽く叩く程度の行為であっても、深刻な暴行にエスカレートする危険は常にある (1.5a 参照)。
- ・ ある程度の暴力が法律で許されていたら、家族と関わる専門職者は、子どもを殴ったり傷つけたりするのは容認できない行為だとはっきり伝えることができない。

⁷² Porteus, K. et al. (2001), *Alternatives to corporal punishment: Growing discipline and respect in our classrooms*, Witwatersrand University and South Africa Human Rights Commission, Heinemann Publishers

⁷³ Cutting, E. (2001), *"It doesn't sort anything!" A report on the views of children and young people about the use of physical punishment*, Edinburgh: Save the Children

- ・ もし子どもが、「この行為は正しいと認められていて法律違反ではない」と聞かされたら、その行為について不平を訴えない。
- ・ おとなが子どもを叩いたり殴ったりしている現場をほかのおとなが目撃しても、法の後盾がない限り、自ら介入したり当局に通報したりする自信を持ってないと思われる。
- ・ 親は、わが子を傷つけることの適法性について紛らわしいメッセージを受け取ってしまう。子ども自身も、暴力は容認される行為か否かについて紛らわしいメッセージを受け取ってしまう。
- ・ 適法な体罰と違法な「虐待」の間に境界線を引こうとすれば、一部の子どもを保護できなくなるような、恣意的で矛盾した区別を行うことになる。たとえば、あざが見えにくい、肌の色の濃い子どもや、介入の基準を超えない程度の反復的で習慣的な暴行や屈辱を受けている子どもなどである。
- ・ 体罰を受けている子どもは、家庭やその他の場所でほかの形態の暴力も受けやすくなる。それには性的な虐待と搾取も含まれる（1.2 参照）。
- ・ ただ「軽く叩く」だけであっても、叩かれた子どもは、人を叩くのは容認される行為だと学ぶことになる。

あらゆる形態の体罰を禁止することだけが、子どもを保護するための唯一の確実な基盤となる。

1.7 体罰と肯定的なしつけの違い

罰は、子どもがした間違った行為に重点を置いている。罰の根底にあるのは、何をしたかを子ども自身に理解させ、同じ行為を繰り返させないために、子どもを苦しめる必要があるという原則である。多く的人是つけと罰を混同するが、両者は同じものではない。

すでに述べた通り、多くの場合、「体罰」を使うのは、子どもが愛情を抱き、子どもに責任を負う人であるため、愛情と暴力が結びつけられてしまう。自分が相手に愛されていたり、相手より強かったり、相手に対して支配力を持っていたりすると、私たちの手には乱用可能な力があることになる。実際、体罰とは力の乱用である。親やその他の人たちは、肯定的なしつけの手法を使う権限を持つことと、体罰を行使して力を乱用することの違いを理解することが重要である。

確かに、体罰は子どもからただちに従順さを引き出す場合もあるが、親や教師にとって「安易な」この解決方法は、長期的にはおとなにも子どもにもプラスにならない。何らかのメリットが感じられたとしても、前述した体罰の悪影響はそれを上回るものである。理想としては、子どもに自制力を身につけてほしいし、よい行動をとりたいと思ってほしいし、好ましい行動の選択肢を与えたい。多くの行動理論家は、学習の道具としての罰の有効性を疑問視し、かわりに、好ましい行動に対する強化と報酬のシステムを推奨している。

子どもの権利委員会は一般的意見 8 号の中で、体罰は受け入れられないが、しつけは健全な子ども時代を送るのに根本的に重要だと認められる、と述べている（第 13 項）。

「子どもに対する罰の形態として暴力および辱めを正当化するいかなる主張も拒絶しつつ、委員会は、いかなる意味でも、しつけおよび規律の維持という積極的概念まで拒絶しようとしているわけではない。子どもの健康的な発達、親その他のおとなが、社会で責任ある生活を送ることに向けた子どもの成長を援助するために、子どもの発達しつつある能力に一致する形で必要な指導および指示を行なうことにかかっている。」

体罰を禁止すると、親が子どもの身を守るために適度の力を用いることができなくなると受け止められることがある。しかし、差し迫った危険から子どもの身を守るために腕力を用いることと、危険について「教える」ために懲罰的に腕力を用いることはまったく違う。これについて委員会は次のように述べている（第 14、15 項）

「委員会は、子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要とされることを認識する。これは、何らかの苦痛、不快感または屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行なわれる有形力の行使とは、まったく別である。私たちは、おとなとして、保護のための身体的行動と懲罰的な暴行との違いを承知している。子どもに関わる行動との関連でこのような区別を行なうことは、けっしてむずかしいことではない。どの国の法律も、明示的にせよ黙示的にせよ、懲罰を目的としない、人々を保護するために必要な有形力の行使は認めている。

「委員会は、教員その他の者、たとえば施設にいる子どもや法律に抵触した子どもとともに働いている者が危険な行動に直面し、その統制のために合理的な抑制手段を用いることが正当化される、例外的状況が存在することを認識する。ここでも、子どもその他の者を保護する必要性を動機とする有形力の行使と、罰するための有形力の行使との違いは明確である。必要最小限の有形力を最も短い必要な期間のみ行使するという原則が、常に適用されなければならない。詳細な指針および訓練も必要である。このような指針および訓練は、抑制手段を用いる必要性を最小限に抑えるためにも、また状況に比例した安全な手段のみが用いられることを確保し、かつ統制の形態としての苦痛が意図的に加えられることがないようにするためにも、必要とされる。」

肯定的なしつけでは、子どもはよい行動をとりたいと望んでいるが、そのためにどうすべきかを理解するには手助けが必要だと想定している。肯定的なしつけの根底にあるのは、子どもは争いや罰よりも、協力や報酬を通して学ぶことのほうが多いという原則である。また、肯定的なしつけは、子どもは気分がよいと、よい行動をとる傾向があり、嫌な気分だと悪い行動をとりがちだという考え方に立脚している。肯定的なしつけは、具体的には以下のようなものである。



2010年に中国で行われた国際青年権利会議の参加者

- ・ 容認される行動の手本は親やその他のおとなによって示され、子どもがよい行動をとったときは、注目や称賛という報酬を与えられる。
- ・ 批判されたり、悪いと見なされたりするのは常に子どもの行動であって、子ども自身ではない。
- ・ 悪い行動に対する注目は最低限に抑え、報酬を与えない。
- ・ 親やその他のおとなは、子どもがそれぞれの年齢でできることに対して現実的な期待を抱き、できる以上のことを求めない。
- ・ 子どもが何を求められているのか理解できるように、制限やルールをはっきり述べ、暴力を使うことなく、それを一貫して守らせる。また、子どもへの要求を肯定的な枠組み、すなわち「～するな」より「～する」という枠組みで示す。
- ・ 重要なことについては明確な制限を設けるが、それほど重要ではないことについては交渉可能である。
- ・ 親は自分自身の怒りの引き金を知り、子どもを叩いたり暴言を吐いたりしないで済む対処方法を編み出すことができる。
- ・ 子どもの言葉に耳が傾けられ、意見は適切に考慮され、公平に、敬意をもって扱われる。

- ・ しつけと、変えなければならない行動との関係が、明確でバランスがとれている。
- ・ 身体的でも屈辱的でもない制限を使用することができる。

1.8 体罰禁止に対する抵抗に打ち勝つには

子どもへのあらゆる体罰を禁止および撤廃する必要性を、なかなか受け入れられない人も多い。子どもの権利擁護者の中にさえ、そのような人はいる。おそらく、自分自身が子ども時代に罰を受け、その後、わが子に罰を与えたという複合的な経験や、深く根差した伝統的な考え方と慣行は変えにくいという印象が、理由の一部にあげられるだろう。

しかし、子どもはあらゆる体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から守られるという、直接的で無条件の権利を有しており、国家はこの権利を実現させる法的、倫理的な義務を負っている。ある行為がこれまでずっとなされてきたからといって、今後もそれを続けなければならないわけではない。社会は進歩するのであって、このような子どものための前進は長く置き去りにされてきた。

とはいえ、この課題への取り組みには抵抗が予想される。以下に、体罰禁止に対するよくある異論とそれに対する反論を記す。

体罰擁護に使われる理由	反論
体罰は実際には傷を負わせない	あらゆる地域の調査研究を通じて、体罰は子どもを身体的にも情緒的にも傷つけると子どもたちは話している。また、個人と社会に多くの短期的、長期的な悪影響があることも、調査が明らかにしている。
世論調査では、ほとんどの人が体罰の禁止に反対している	政治家が世論に従うのではなく、世論を主導すべき問題は数多くある（たとえば女性への暴力や人種差別など）。国際人権法によって、政府には体罰を禁止する法的義務があり、これは世論調査の結果には左右されない。いずれにせよ、概して世論調査の結果は、質問に使われた表現のそんざいさや、回答者が持っている情報量に左右される。
子どもや若者の中にも体罰の支持者がいる	体罰を支持する子どもには注意深く耳を傾け、なぜおとなは子どもを傷つける扱い方をすべきだと主張しているのか、理解するよう努めるべきである。子どもには、人間としての尊厳と身体的不可侵性を尊重される権利があり、政府が体罰禁止の義務を果たせば、子どももそれを理解しやすくなるだろう。
親は自分を殴ったけれど、何の害もなかった。むしろ殴られたからこそ現在の自分がある	仮に、親が体罰を与えなかったらどのように育ったかは、誰にもわからない。おとなが「しつけ」として子どもを殴りはじめるのは、たいてい自分が子どもの頃に殴られたからである。調査では、おとなが子ども殴った後に罪悪感に駆られる場合が多いことがわかっている。前世代の行動は当時の一般的な文化に沿ったものだったが、社会は進歩する。子どもが権利所有者と認識されるためには、女性への暴力が否定されたように、子どもへのあらゆる暴力の適法性と社会的容認を終結させるための措置が必要である。

体罰擁護に使われる理由	反論
<p>親は自らが適当だと思う方法で子どもを育てる権利を持っており、極端な虐待の場合以外、とがめられるべきではない</p>	<p>社会の流れは、子どもを親の所有物とする見方から、子どもは1人の人間であり、したがって人権を持っているという見方になってきている。人間としての尊厳と身体的不可侵性を尊重される権利も、そこに含まれる。「子どもは家庭で殴られることから法律で守られるべきだ」と主張することは、「女性は夫やパートナーによる家庭内暴力から守られるべきだ」と主張することと同様、プライバシーや家庭生活の侵害ではない。</p> <p>子どもの権利条約は家庭の重要性を認めている。その範囲内で、子どもの最善の利益が優先されなければならない、これは体罰をなくすことを意味している。</p>
<p>子どもを続けざまに殴ること、愛情のこもった平手打ちをすることには大きな違いがある。安全な平手打ちというものを定義してはどうか？あらゆる体罰を禁止するのはやりすぎである</p>	<p>目的や程度の軽重にかかわらず、子どもを続けざまに殴ることも「愛情のこもった平手打ち」をすることも、子どもが持っている、尊重される権利と身体的不可侵性を侵害する。「愛情のこもった平手打ち」という概念の中にある愛と暴力の関連性は、子どもの発達にとって有害である。一般に「子どもの虐待」と認識される暴力は、体罰である。つまり、おとなが子どもを罰し、支配するために傷つけるのである。</p> <p>「安全」な平手打ちなどというものはない。親による比較的軽い体罰は、より激しい暴力に発展する危険因子であることが、多くの研究で立証されている。また、体罰がエスカレートする傾向や、使用している力の強さを正確に判断することの難しさも、研究で証明されている。</p> <p>社会は女性や高齢者に対する暴力をとがめるとき、いかなる程度の暴力も正当化しようとしなない。子どもに対する暴力でも、正当化を試みるべきではない。子どもはおとなと同様に暴行から保護される権利を持っている。</p>
<p>体罰を使わないよう親を教育する必要はあるが、法律で体罰を禁止する必要はない</p>	<p>法律で許されている行為をやめるように教えることは、至難の業である。法律で同じメッセージを発したほうが、教育の効果も格段にあがるだろう。</p> <p>いずれにせよ、教育するだけでは、法のもとで平等に保護される子どもの権利を実現することはできない。政府は、子どもがおとなと同様に、暴行から法的保護を受けられるようにする義務を負っている。</p>
<p>体罰は私たちの文化、伝統、宗教の一部である</p>	<p>体罰はある文化に特有の問題ではなく、世界中で行われている。</p> <p>自分の信じる宗教が体罰の使用を認めている、あるいは義務づけているとさえ考える人もいる。しかし、宗教の自由が人権に反することがあってはならず、子どもの権利委員会が述べたように（一般的意見8号、第29項）、「自己の宗教または信念を実践する自由を、他の者の基本的人権および自由を保護する目的で制限することは正当となる場合があるう」。</p>

体罰擁護に使われる理由	反論
<p>多くの親が困窮状態の中で子育てをしており、教師は生徒数の多さと資源不足によるストレスにさらされている。紛争中の国では、おとな自身が往々にして暴力や屈辱を受ける。体罰を禁止すれば、さらにストレスを与えることになるため、状況が改善するまで待つべきである</p>	<p>体罰を行うことはしばしばおとなのストレスのはけ口となっている。ただし、体罰には通常ストレスを軽減する効果はなく、罪悪感を覚えることで、かえって悪化してしまう。多くの家庭や組織のおとなに、より多くの資源や支援が緊急に必要なだが、だからといって子どもを殴ってよいことにはならない。もちろん、あらゆる場所のおとなのニーズと日常的な暴力にさらされている人々の権利には対応すべきだが、子どもも1人の人間としておとなと平等である。子どもの権利が実現される前に、おとなの生活の改善を待たなければならないのはおかしい。政府には、子どもに対する体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を禁止する緊急の義務がある。</p>
<p>親が体罰を使えなければ、子どもは甘やかされ、自制を欠いた人間になり、どんな人々にも敬意を払わなくなってしまう</p>	<p>子どもの基本的人権を侵害しない肯定的なしつけの手法と、体罰には大きな違いがある。子どもの良好な発達のためにしつけは必要だが、それは理解と、相互の尊重、寛容から生まれる。子どもを殴ることはこうした肯定的な性質と相いれないし、暴力はいけないということと、互いに敬意をもって接することに関するメッセージを破綻させてしまう。肯定的かつ暴力に頼らない育児や、教室におけるしつけの方法を奨励する教材はたくさんある。</p>
<p>親が体罰を使えなければ、子どもに心理的虐待を行ったり、屈辱を与えたり、監禁したりして、さらにひどい扱い方をするだろう</p>	<p>体罰から守られる子どもの権利には、あらゆる残虐なまたは品位を傷つける形態の扱いや罰から守られることも含まれている。</p>
<p>体罰を違法にすれば、何千人もの親が起訴され、子どもは養護を受けることになる</p>	<p>体罰禁止の主目的は、親の懲罰や起訴ではなく、子どもの権利を守り、子どもがより尊重されるよう人々の行動を変えることである。</p> <p>法が改正されれば、子どもを殴ることは間違っているという明確なメッセージを発することができ、肯定的な子育てや暴力に頼らないしつけの推進が後押しされる。体罰を禁止したすべての国が示している証拠は、行動は確かに変わるが、起訴される親は増えないというものである。</p>
<p>子どもがけがをするのを止めるために、親は叩くことができなければならない</p>	<p>子ども、特に乳幼児を守るために身体的行為を用いることは、子育ての当然の一部である。子どもをつかまえるか抱きあげるかした後に危険を説明するのは、そのような行為に含まれるだろう。しかし、叩いて傷つけることは含まれるべきではない。子どもを守るために力を用いることと、子どもを罰して故意に傷つけるために力を用いることには明らかな違いがある。どの国の法律でも、明文化されているか否かに関わらず、人を守るために、懲罰目的ではない必要な力を用いることは許されている。懲罰目的で力を用いる権利を廃止することによって、それが妨げられることは、まったくない。</p>

本マニュアルの2章以降の内容をよく理解しておけば、体罰禁止および撤廃のためのキャンペーン実施時にあがる反対の声に建設的な返答をすることができる(特に3.2および第4章を参照のこと)。「グローバル・イニシアチブ」は、体罰禁止についてのよくある質問に答えた便利な小冊子「*Prohibiting all corporal punishment of children: Frequently Asked Questions* (2009)⁷⁴」を発行した。子ども版もある⁷⁵。学校での体罰の禁止についても、よくある質問への答えが「*Prohibiting corporal punishment in schools: Positive responses to common arguments* (2009)⁷⁶」にまとめられている。その他の情報は本マニュアルの第6章に紹介してある。

第1章の要約

体罰は、人間としての尊厳と身体的不可侵性を尊重される子どもの権利を侵害している。体罰が適法だと、法のもとで暴行から平等に保護される子どもの権利が侵害される。これらの理由により、体罰は禁止され撤廃されるべきである。

そのほか、以下の面でも、体罰は個人や社会に対し問題となる。

- ・ 体罰は子どもの短期的、長期的な発達に悪影響を与える。
- ・ 体罰はしつけの手段として効果がない。
- ・ 体罰は問題解決のための正当な手段だというメッセージを与えてしまう。
- ・ 子育てにおける体罰を法的、社会的に容認することは、子どもの保護に深刻な支障をもたらす。

体罰の発生率調査により、子育てにおける体罰が世界中で驚くほど横行していることが示されている。しかし、親によるものも含む暴行から法的に平等に保護される権利を子どもに与えようと、各国が法改正を行うにつれて、かなりの進歩も起きてきている。体罰の悪影響や、肯定的で暴力に頼らないしつけの手法に関する一般市民への教育と意識向上も、その進歩を助けている。

74 英語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Adults-English.pdf>
フランス語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Adults-French.pdf>
スペイン語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Adults-Spanish.pdf>

75 英語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Children-English.pdf>
フランス語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Children-French.pdf>
スペイン語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Children-Spanish.pdf>

76 以下のウェブサイトを参照：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/SchoolsBriefing.pdf>

状況の分析と、 変革のためのキャンペーン

2

- 2.1 権利に基づく分析を実施する
 - (a) あらゆる場面における体罰の適法性を精査する
 - (b) 体罰の広がり把握する
 - (c) 体罰行使の原因と変革を阻む要因を特定する
- 2.2 行動の優先順位を設定する
 - (a) 体罰の適法状態を終結させる
 - (b) 体罰の慣行を終結させる
- 2.3 子どもの関与
 - (a) 子どもが関与するタイミング
 - (b) 子どもが関与する方法
 - (c) 体罰廃止に向け、子どもとともに活動する際に考慮すべき事項

本章では、権利に基づく状況分析の実施の仕方、つまり体罰に関連する法律の精査、体罰の蔓延度の把握、法改正を阻む障壁の特定、そしてこれらの情報を基にした今後の活動の優先順位の設定などを説明する。また、上記作業をどのように子どもと一体化して進めていくについても取りあげる。ただし、分析が完了するまで、法改正を推進するための行動を遅らせる必要はないことを理解することが重要である。子どもの権利の擁護者は、体罰の禁止を推進できる機会に注意を払い、機会が訪れたときは迅速に行動できるように準備しておく必要がある。

2.1 権利に基づく分析を実施する

子どもへの体罰やその他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰に効果的に異を唱えるためには、権利擁護者とパートナーが協力して、体罰を禁止、撤廃する戦略を策定することが重要である。その戦略は、子どもの実体験、現行法およびその法律の実行状況、体罰に対する一般市民ならびに他の人々の意識、現在の権利擁護活動などの分析を踏まえたものでなければならない。この分析は、戦略策定のもととなるだけでなく、キャンペーンの進捗状況および効果を評価するための有益な情報も与えてくれるだろう（第5章参照）。

子どもが直面している法的、日常的な状況と、体罰に反対する最良の方法を知るためには、権利に基づく状況分析を実施する必要がある。そのためには、以下の作業が必要だろう。

- ・ 法律および現実の世界で、あらゆる形態の体罰から保護される子どもの権利が侵害されている状況を把握する。
- ・ 体罰を行使させる要因および体罰の禁止、撤廃に向けて解決しなければならない問題の特定および分析を実施する。
- ・ 体罰禁止にはどのような意識向上が必要か、一般市民と専門職者に対してはどのような教育・訓練が必要かを見きわめる。
- ・ 家庭を含むあらゆる場面での、子どもに対する体罰、その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を禁止および撤廃するために一貫した戦略を立て、その中で行動の優先順位をつける。

以下ではこれらの要素を詳しく説明する。

(a) あらゆる場面における体罰の適法性を精査する

状況分析の第一段階は、子どもに何が起きているのかを把握し、子どもに与えられている体罰およびその他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰の実態を解明することである。法律は社会規範を反映するとともに、それを形成してきているため、体罰が適法な状態だと、子どもに対するこの種の暴力の直接的な土壌となる。法律の精査は状況分析に必ず含めるべきである。

知るべき事項

以下に述べるあらゆる場面で、子どもに対する体罰が現在、禁止されているのか否かを明確に確認することが重要である。

- ・ 家庭。親または親としての責任を持つ者による体罰
- ・ 学校。公立学校だけでなく、私立学校や宗教学校も含む
- ・ その他の児童施設や、代替的養護、里親による養育、デイケアなどの場
- ・ 刑事システム。裁判所による判決としての体罰、矯正施設内での矯正措置としての体罰
- ・ 子どもが働いている場

また、上記のいずれかの場面における体罰に反対する取り組み——たとえば、体罰禁止に関係する政府の審議会、変革を勧告する公式報告書、国会審議、民間団体や人権団体によるキャンペーン、法的異議申立て——に顕著な進展があったかどうかを調べることも重要である。

体罰禁止の有無を調べる方法

「グローバル・イニシアチブ」は、世界各国での体罰の適法性に関する報告書を作成するとともに、あらゆる場面における体罰の禁止に必要な変革の概要を示している (www.endcorporalpunishment.org 参照)。この報告書は定期的に更新されており、これを参照することは、自国の法的状況を詳しく把握するためのよい出発点となる。以下では、法律をさらに詳しく調査する方法を説明する。この部分を読むことは、必要な詳細情報が得られるだけでなく、法改正の必要性や、変えるべき点に対する意識を高めるのにも有益である。

いずれの国にも暴行に関する法律があり、他人に対する殴打やその他の暴行を犯罪と見なしている。そして、多くの国では子どもに

対する残虐な行為を禁止する児童保護法を定めている。国によっては、残虐、非人道的または品位を傷つける刑罰から保護されることが、憲法によって保障されている。また、多くの国では、子どもの権利条約などの国際人権文書を批准する際、自国の法律にそれらを組み入れ、国内法に優先させるようにしている。しかし、この法律で、親やその他の養育者による子どもの殴打を効果的に防げる国は、あったとしてもごくわずかだろう。

また、多くの国では、一部のおとなによる「妥当な」体罰の行使権が実際に法律の中に記されており、親や教師などが子どもに加える「しつけ目的の」暴行には、暴行に関する法律が適用されないように、特別な防御手段が用意されている。英国のコモン・ローにある「妥当な懲戒」という防御手段に相当するものは、きわめて多くの国に見られる。仮に親が子どもに対する暴行で起訴された場合、親はその暴行が「妥当な懲戒」だったと主張できるのである。

また、国によっては、教育法や家族法の中に体罰への言及が一切ない。つまり、法律は無言なのである。これは、体罰を禁止していることにはならない。こうした国では、体罰を行使する「権利」が裁判所の判決で認められているか、単純に社会全体で容認されている可能性がある。

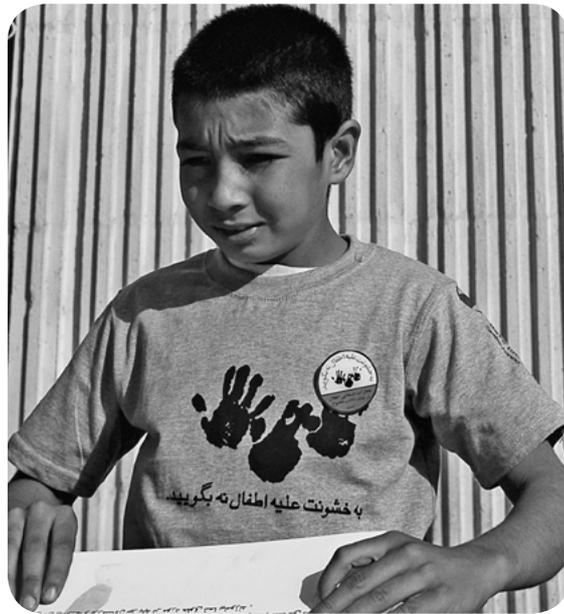
体罰を認める慣習法、現地法、地域法、宗教法といった法体系もまた、精査する必要があるだろう。人権は、すべての子どもにも、おとなと平等に適用される。現地法または慣習法が、子どもに対する体罰および残虐で品位を傷つける形態の罰を容認することは正当化できない。

一部の国では、体罰を行使してはならないという政策、指導、通達を出している。これらは好ましい動きであり、法律の精査の中で分析すべき対象ではあるが、体罰禁止と等しいわけではない。体罰の禁止は、国会が可決した執行可能な法律を通じて達成されなければならない。

体罰がすでに禁止されている場合

体罰が禁止されていると考えられる場合でも、ただそのように断言するだけでは十分ではない。体罰を禁止している法律を具体的に特定し、関連する規定の一言一句を細かく吟味するべきである。**体罰を禁じると法律に明記されていない場合は、ほぼ確実に、体罰は禁止されていない。**

また、その法律を執行するために、どのようなシステムが整備されているのかを調べることも重要である。たとえば、学校での体罰の禁止を実行するシステムとしては、外部による調査、生徒が利用できる苦情申立て手続き、生徒を支える権利擁護者、生徒への暴行を続ける教師を起訴できる態勢などがあげられるだろう。



アフガニスタンでキャンペーンを行っている子ども

体罰が禁止されていない場合

体罰が禁止されていないことがわかったら、体罰を適法としている法規定を特定すべきである。以下にそのような規定の例をあげる。

- ・ 体罰を認める法律や、たとえば学校における体罰や裁判所の判決としての体罰を、どのように実行すべきかを規定した法律
- ・ 「妥当な懲戒」「矯正を目的とした暴力の行使」「節度ある懲らしめ」といった法的防御手段または正当化を与える法律（コモン・ローまたは判例法を含む）
- ・ 体罰の禁止について無言の法律。たとえば、学校での体罰を認めてもいなければ禁じてもない教育法など

これらの情報が集まると、法改正を目指すうえで標的とすべき法律を比較的簡単に見きわめることができる。

法律が体罰の問題について無言であることがわかった場合、明示的な体罰禁止の文言を挿入するのに最も適当な法律を特定する必要がある。

憲法ではたいてい、拷問やその他の残虐な扱いを受けない権利や、暴力から守られる権利に大まかに言及している。これではあらゆる体罰を禁止するには十分ではないが、他分野の法律に体罰の明示的な禁止が含まれているなら、憲法の条文を変える必要はない。ただし、ごくわずかながら体罰を明確に認める憲法もあり、その場合はもちろん、条文を改正しなければならない。

体罰を認めている法律の例

「裁判所は、子どもが男児である場合、(i) 裁判所内において、(ii) その男児が望む場合は親または後見人の前で、その子どもに最高 10 回まで鞭での殴打を命じることができる。」（マレーシア、児童法、2001 年、第 91 条）

「以下の条件に従わない限り……児童・生徒にはいかなる体罰も行使してはならない。(i) 校長が執行するか、ほかの教師が校長の面前で執行する、(ii) 鞭以外の懲罰道具は用いず、いかなる罰も回数が 10 回を越えてはならない、(iii) 10 歳以上だと見なす理由のある女子児童・生徒に対しては男性教師は体罰を加えてはならない、(iv) 重大または反復的な犯罪以外には罰を執行してはならない。」（ボツワナ、教育（体罰）規則、1968 年、第 2 条）

法的防御手段と正当化の例

「親がわが子を叱責し、適切で節度ある矯正を行うことは認められる。」（ホンジュラス、民法、1906 年、第 231 条）

「親は 16 歳未満の嫡出子または非嫡出子に対し、非行または正当な命令への不服従を理由に、矯正することができる。もしくは、後見人または後見人の役割を担う者は、被後見人に対し、矯正することができる。」（バハマ、刑法、1927 年、第 110 条）

体罰を容認するコモン・ロー ～判例法～ の例

英国のコモン・ローにある「妥当な懲戒」という古い防御手段は多くの国で用いられている。1860 年、ある教師が児童を叩いて死に至らしめた事件で、その教師は過失致死罪の有罪判決を受けたが、裁判官は英国の法律が「節度ある妥当な懲戒」を認めていると述べた。この判決は世界中で引用されている。

古代ローマの法律では、父親にわが子を殺害する権利を認めていた。紀元 365 年頃、この権利が廃止されたとき、かわりに男性の親族がわが子に「妥当な」体罰を加えることが許可された。「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイトには、さらに多くの事例があげられている。www.endcorporalpunishment.org

さまざまな場面での体罰を許す法律を精査するには

以下の場面に適用される、憲法を含めた関連法令すべてについて状況分析を実施すべきである。

- ・ 家庭。親、養育者、および親としての責任を持つその他の者について。
- ・ 学校およびその他の教育環境。公立学校、宗教学校、私立学校、保育所、全日制および定時制の初等教育・中等教育について。
- ・ 代替的養護環境。デイケア、居住型施設、里親、保育士、保育所および託児所について。これには、国や、宗教団体、営利団体を含む民間団体、非公式な形態によって提供される保育が含まれる。また、体罰の禁止が認可の条件になっている場合には、保育の提供者すべてに認可が必要なのか、あるいは一部のみに必要なのかを確認することが重要である。スタッフによる体罰が法令で禁止されていても、しつけの方針により、親が保育施設内でわが子を叩くことが容認されている場合もある。
- ・ 刑事システム。裁判所や、慣習的、伝統的、宗教的、非公式な司法システムにより、子どもに体罰の判決が下されることについて。また、刑事収容施設（刑務所、少年拘留施設、自立支援施設など）で体罰が「しつけ」の手段として行使されることについて。
- ・ 子どもが働いている場。家事労働、農業労働、工場労働など、すべての職または仕事について。
- ・ その他の施設。医療施設または精神医療（精神科）施設などを含めた、子どものための公立または民間の養護・治療施設について。

精査が完了したら、体罰禁止を実現するために改正が必要な法律を1つのリストにまとめる。そうすることで、現在の法的な状況と、改正すべき点を十分理解したうえで、キャンペーンが行えるようになる。これは体罰禁止の法案を作成する際の基準点となるし（3.1 参照）、どの省庁にはたらきかけを行うべきかを見きわめる際にも参考になる（3.4 参照）。

(b) 体罰の広がり把握する

子どもに対する体罰が禁止されておらず、一般市民の教育を通じて体系的に防ぐ努力もなされていない場合、たとえまだ調査によって明らかになっていなくても、体罰はごく当たり前に用いられていると確信してよい。体罰が禁止されている場合でも、持続的な一般市民の教育と意識向上、専門職者の訓練が付随して行われていなければ、体罰がまだ広がっている可能性がある。

有益な情報

体罰の度合いや形態について実証できれば、アドボカシーに役立つだろう。たとえば、

- ・ 家庭、学校、居住型施設、矯正施設、労働の場で、子どもに対する体罰はどの程度、広く行われているのか？ それを明らかにする公式または非公式の調査が行われたことはあるのか？ どれだけの子どもが体罰の影響を受け、どの程度の頻度で体罰を受けているのか？
- ・ どのような環境下で、どのような形態の体罰が行われているのか？
- ・ どれだけ重い罰なのか？
- ・ このような形態の罰を受けることへの子どもの反応は？ 子どもはどのような気持ちになるのか？ 体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰について、子どもはどのように考えているのか？
- ・ 女兒、男児、障がいを持った子ども、特定の民族集団の子どもなど、各集団によって、受けた体罰のパターンや種類は違うのか？

体罰の種類とその蔓延度を知る方法

既存のデータの使用

子どもに対する体罰を実証する研究は、すでに行われている可能性がある。それはまさに体罰そのものに関する研究かもしれないし、体罰の情報も含めた、より広い意味での子どもに対する暴力に関する研究かもしれない。これらの研究・調査を見つけ、分析に盛り込むとよい。

子どもの声を聴く

子どもの体罰の経験について情報を提供しようとするなら、その作業に子ども自身も関与する必要がある。子どもは、体罰についておとなとはまったく違う話を聞かせてくれる可能性が高い。おとなは、自分が子どもに対してどのような行為をするかは話せるかもしれないが、子どもにとってその行為がどのように感じられるかを語ることはできない。また、おとなは体罰を用いたことを告白しながら、それが体罰だと認識していないかもしれない。さらに、親は子どもをどの程度の頻度で殴っているかは話せても、その子どもが教師などのほかのおとなから全部でどれだけの体罰を受けているか、全体像を伝えることはできない。もう1人の親が加えている体罰のことさえ知らないかもしれないのである。このような情報は子ども自身からしか得られない。

子どもは以下の事項に関して、独特の見識を与えてくれる。

- ・ 誰がどのように体罰を行うのか
- ・ 罰を受ける理由をどのように理解しているのか
- ・ 罰を受けるとき、どのような気持ちになるのか
- ・ 子どもの行動にどのような影響をもたらすのか
- ・ 子どもに体罰を加えるとき、おとなはどのように振る舞うのか
- ・ 子どもへの体罰を止めるためにどのような手段がとれるのか



コートジボワールでのキャンペーン

家庭内での体罰を調査する唯一の方法は、信頼と秘密保持の状況下で親と子どもにインタビュー調査を実施することである。若者へのインタビューによって、子ども時代の経験に関する振り返り調査を行うことは可能だが、記憶に残っていない乳幼児期の体験を明らかにすることはできないだろう。

どのような子どもから声を聴くべきか

幅広い層の子どもの考えと経験を収集する必要がある。たとえば、異なる年齢の子ども、男児・女児、障がいのある子どもと、ない子ども、農村部の子どもと都市部の子ども、社会階級やカーストや民族集団が異なる子ども、自宅に住む子どもと児童養護施設に住む子どもと路上に住む子どもなどである。それぞれが異なる話をしてくれるだろう。たとえば、障がいのある子どもは、ほかの子どもと比較してあまりにも甚だしい身体的暴力と性的暴力を受けていることが、既存の限られた調査データからわかっている。このような子どもは社会的地位が低く、他者への依存度が高く、隠れた存在であり、広範な社会的差別を被っていることから、非常に暴力を受けやすい状態にある。それと同時に、体罰が適法だということは、すべての子どもに共通する社会的地位の低さを表していることを覚えておかなければならない。小規模な研究も、アドボカシーに役立つ情報を提供してくれる（1.2 参照）。

子どもからの情報収集の方法

体罰の問題について直接子どもとともに作業する際の必須事項として、子どもの保護を十分に考慮することがあげられる。自分が受けた暴力体験を話せば、子どもはさらなる危険に身をさらす可能性があることを認識していなければならない。

調査方法は、子どもが自分自身の意見、経験、認識を表現できるものでなければならず、子どもがそれをさまざまな形で表現しやすいものにすべきである。子どもは(おとなもそうだが)それぞれ異なった能力と経験を持っている。言語による調査方法(インタビューや話し合い)は低年齢の子どもには適切ではない可能性がある。かわりに、図形、写真、絵といった視覚的な方法や、劇、回想、順位づけ、フォーカスグループ内での話し合いが有効かもしれない。また、調査方法を理解させることや、文化的配慮のある方法にすることも重要である。すべての対象者が自由意思で調査者に協力し、遠慮なく「ノー」と言えることが肝要である。

多くの調査方法は、用い方によって参加型にも非参加型にもなりうる。質問票は、企画の段階より子どもが関与する場合、そして特に子どもがそれを使って自分たちの調査を行う場合は、参加型の方法になる。劇や絵は、理由もわからずおとなの指示に従わなければならない場合、子どもの意欲を失わせかねない。また、描いた絵を説明する機会が与えられなかったり、それらの情報の利用のされ方に確信が持てなかったりすれば、完全な非参加型の方法になる可能性がある。

子どもが使用する言葉は子どもの世界観を理解するための重要な手がかりをくれる。子どもは、生活しているコミュニティ内の人たちと同様に、独特の話し方をするかもしれない。調査者は一般の人が理解でき、日常会話で使用している言葉で話し、専門用語を用いることを慎重に避けるべきである。

子どもに意見を聴くことに関する多くの手引や報告書が第6章に掲載されている。キャロリン・ウィローが執筆し、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンが出版した *Children's right to be heard and effective child protection* は、暴力予防に関する子どもの声を聴く方法を論じるのに、特に役立つ内容になっている。⁷⁷

「…締約国は、体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰の解消に向けた、ひいては保護に対する子どもの権利の実現に向けた、進展を監視するべきである。秘密が守られる条件下で、かつ適切な倫理上の保護措置を講じたうえで行なわれる、子ども、その親およびその他の養育者を対象とするインタビューを用いた調査研究は、これらの形態の暴力が家庭内でどの程度蔓延しているか、またこれらの形態の暴力に対してどのような態度がとられているかを正確に評価するうえで、欠かせない。委員会は、基礎的情報を得るために、かつその後は進展を測定するために定期的間隔を置いて、できるかぎり全人口を代表する集団を対象としながらそのような調査研究を実施/委託するよう、すべての国に奨励するものである。このような調査研究の結果は、すべての人および特定の層を対象とした意識啓発キャンペーンならびに子どもとともにまたは子どものために働く専門家の訓練を発展させるうえで、有益な指針となりうる。」

子どもの権利委員会、一般的意見8号、第51項

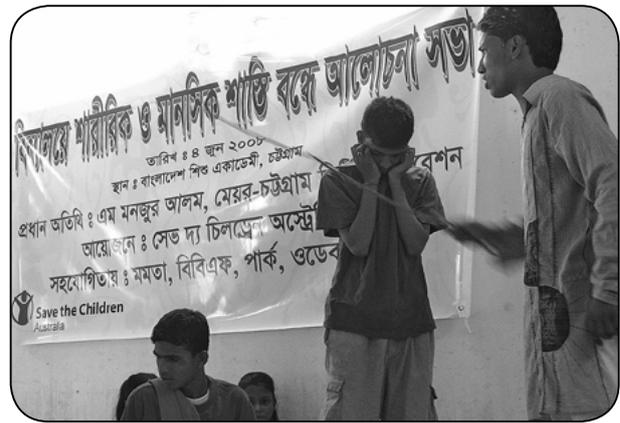
おとなの声を聴く

子どもの生活に影響を与える多くのおとなからも、より多くの情報を引き出す必要がある。おとなの意識や行動に関する証拠は、変革キャンペーンを正当化するのに必要なわけではない——変革の推進力は権利に基づいたものである——が、アドボカシーの手段として役立つ。どのような情報が必要だと思うかによって、アンケートを行うか、フォーカスグループでの話し合いを行うか、個人へのインタビューを行うかなど、方法を決定する。

すでに少なからぬ調査が実施されているにもかかわらず、まだ手つかずになっている問題もある。以下にその例をあげる。

⁷⁷ Willow, C. (2010), *Children's right to be heard and effective child protection: A guide for Governments and children's rights advocates on involving children and young people in ending all forms of violence*, Bangkok: Save the Children Sweden, Regional Office for Southeast Asia and the Pacific, <http://resourcecentre.savethechildren.se> を参照のこと

- ・ 乳幼児に対する暴力の蔓延度
- ・ 体罰の蔓延度・形態・影響における性差
- ・ 障がいと体罰の関係性
- ・ 人種、民族、社会階級による差別と体罰の行使
- ・ 施設や拘留施設における体罰の実態
- ・ 体罰の行使に関連するシステムや構造(例: 施設や学校の職員の訓練不足、モチベーション不足、監督不足、また一般市民の教育や肯定的な子育て推進の不足)



バングラデシュで行われた、学校での体罰に関する子どもの劇

(c) 体罰行使の原因と変革を阻む要因を特定する

法改正の対象と一般市民の教育方法を適切に定めた体罰禁止・撤廃の戦略を策定するには、子どもに体罰が加えられる理由を理解することが有効かもしれない。

あらゆる地域の多くの国で子どもが日常的に体罰にさらされている根本的な理由は、子どもの社会的地位が低く、懲罰的な方法でしつけが行われていることである。これは国家の法令の中でも裏づけられているし、子育て、教育、司法、養護に対する一般市民と専門職者の意識の中でも裏づけられている。また、特定の場面で、あるいは特定の子どもに対して、体罰の行使を促す構造や、システム、条件、宗教その他の信念があるとも考えられる。それらを理解すれば、あらゆる形態の体罰および残虐なまたは子どもの品位を傷つける形態の罰の禁止・撤廃に必要な戦略を策定しやすくなる。

以下の質問事項は、子どもに責任を負う者から子どもが暴力を受けるのはなぜなのか、その理由を理解するための第一歩である。**体罰使用の原因を理解する目的は、うまく的を絞った効果的な体罰禁止・撤廃の戦略を策定することにある。体罰に真正面から取り組む前に、特定の状況を是正しなければならないわけではない。あらゆる形態の体罰から保護される子どもの権利は、直接的で無条件のものである。**

1. 法律は体罰の行使を助長または阻止するか？

多くの国で、法律はあらゆる場面での体罰を禁止してはならず、体罰が子どもの支配または懲罰の手段として容認されるというメッセージを送っている。

学校その他の施設といった家庭外の場では、誰が、どのような形で、どのような道具を用いて懲罰を加えるべきかを法律が厳密に定めていることが多い。

家庭内に関しては、子どもへの体罰は多くの国で法律上、明示的に許容されており、子育てにおける体罰の行使が親に対して積極的に促され、正当性を与えられている。一部の国では、法律が体罰に関して無言であるため、子どもを叩くことは容認されるという伝統的な考えが不問に付されている。法律が体罰の行使を明確に禁じない限り、子どもを叩くことは悪い行為だという明確なメッセージを親やその他のおとなに送ることはできない。

法律と体罰についての詳細は 2.1a および 3 を参照してほしい。

2. 子どもと育児に対するおとなと子どもの一般的な意識はどのようなものか？

以下のような考え方は、世界のあらゆる地域の国々に広く見られる。これが親の行動に影響を与え、子どもへの体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰の行使を正当化するのに用いられている。

- ・ 「子どもは親のものであり、親は子どもを自分が適当と思うように育てる権利を持つ。つまり、子育ては私的な問題である」

- ・ 「子どもを正しく教育しようとするなら、厳しいしつけが必要である」
- ・ 「体罰は私たちが子どもの頃に受けたしつけの方法であって、害はまったくなかった」
- ・ 「体罰を通してしか、子どもは道徳と規律を学べない」
- ・ 「体罰を通してしか、子どもを危険から守れない」

このような考え方やその他の信念に反論する方法については 1.7 を参照してほしい。

3. 社会における男女の関係および一般的な権力構造は、どのように子育てや子どもの経験に影響をおよぼすのか？

子どもに対する体罰の問題は女性に対する暴力の問題と密接に関連している。家庭内暴力を禁じる法律は世界各国で制定されつつあり、女性が男性と平等な人間であって、男性の意のままにされたり、支配されたり、殴られたりするべき劣った者ではないことを認めている。これは非常に大きな進歩である。しかし、実際には、女性は男性の暴力を受け続けている。男女間の根深い権力の不平等性と、女性は弱いという性別に関わる固定概念（ステレオタイプ）は、暴力のない関係の促進や、女性への暴力を禁じる法律の実行を妨げかねない。争いの解決に暴力を用いたり、親密な関係の中で強者が弱者を殴る行為を「当然」として容認したりすることを助長する可能性があるのである。これが、子育てにおける体罰への考え方と関係していることは明白である。

多くの国では、子どもは法律上、暴力からおとなと平等な保護を受けていない。体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を含む、子どもに対するあらゆる暴力が間違っているということは、法律にさえ書かれていない。親がしつけまたは罰として殴るといふ、子どもに対する家庭内暴力は、犯罪としても容認できない行為としても法律の中で非難されていない。これでは、法改正のキャンペーンを伴わない肯定的な子育て方法の推進は大きく効果をそがれてしまう。

4. 地域の伝統と考え方は、子どもや、子どもの扱い方に関する意識にどのような影響を与えるか？ 慣習法または宗教法は体罰の行使を助長または阻止するか？

一部の宗教——たとえば、キリスト教の一部の原理主義的な信仰や、イスラム教の一部の解釈など——の信徒の中には、その宗教が子どもに対する体罰を正当化している、または義務づけているとさえ解釈する人がいる。しかし、すべての人に信仰の自由があるといっても、他者の権利を侵害する方法で信仰を表現する権利があるわけではない。また、子どもへの暴力が正当化されるという考えに反対する指導者は、どの宗教にもいる。身体的不可侵性および人間としての尊厳を尊重される基本的人権は普遍である。

宗教を理由に体罰を擁護する集団を特定すること、そして、あらゆる形態の体罰や、残虐なまたは品位を傷つける形態の罰に反対するための支援をほかの宗教指導者に求めることが重要になるだろう。信仰集団との協力については 4.2e で詳細を述べる。

「宗教的文書の解釈によっては体罰の使用が正当化されるのみならず、体罰を用いる義務が定められている場合もあるとして、信仰にもとづいて体罰を正当化しようとする者もいる。宗教的信念の自由は、市民的および政治的権利に関する国際規約においてすべての者に認められている（第 18 条）ところであるが、宗教または信念の実践は、他の者の人間の尊厳および身体的不可侵性の尊重と一致するものでなければならない。自己の宗教または信念を実践する自由を、他の者の基本的権利および自由を保護する目的で制限することは正当となる場合がある。国によっては、子どもを、場合によっては非常に若い年齢から、または成熟年齢に達したと判断されるときから、宗教法の一部の解釈で定められる極端な暴力刑（石打ちおよび手足等の切断を含む）に処すことができるとされている場合がある。このような刑罰は、自由権規約委員会および拷問禁止委員会も強調してきたように条約その他の国際基準の明白な違反であり、禁じられなければならない。」

子どもの権利委員会、一般的意見 8 号、第 29 項

宗教に基づく体罰擁護に反論する

「自分の信じる宗教は、子どもへの体罰を容認または義務づけてさえる」と主張する人は、世界中のどの国にもいる。しかし、「子どもへの体罰が引き続き適法とされ、社会的に容認される状態を正当化するような教えは、自分の信じる宗教には含まれていない」と主張する権威者も、世界の主要な宗教すべてに存在する。あらゆる宗教的伝統の教典と教義には、肯定的で暴力に頼らない方法による子育てを推進する要素が豊富に含まれている。

子どもを大事にし、思いやりを示すことは、**イスラム教**で最も称賛すべき行動である。イスラム教はすべての人間に対し、他者の要求を自分の要求より優先することを勧めている。体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰は、預言者の忠告とまったく相いれない。その忠告とは、7歳未満の者には子どもとして接する（優しさと思いやりを持つ）こと、7～14歳の者には兄弟として接する（注意を払い、配慮を示す）こと、14歳以上の者には親しい友人として接する（信頼し、協力する）ことである。イスラム教の預言者は、「わが子に対して寛容に、優しく、気高く接し、善と美を備えた立ち居振る舞いのできる子どもに育てよ」と説いた。

預言者の教友のアナスは、「私はアッラーの使徒よりも子どもを深く思いやる人を見たことがない」と言った。子どもはアッラーからの *amanat* (委託物) と見なされる。イスラム教は子どもに対する暴力を擁護しない。預言者は「強き者とは、力で人々に打ち勝つ者ではなく、怒っているとき自らを抑制できる者である」と言った。

世界的な尊敬を集める研究者で宗教指導者だった、アルアズハル大学総長、故ムハンマド・サイード・タンタウィが後援し、アルアズハル大学とユニセフの協働によって出版された(2009)、「イスラム教における子ども——子どものケア、しつけ、保護」という研究では、以下のように言及している (p.55-56)。⁷⁸

「子どものしつけは暴力や暴言を用いずに行われるべきである……」

「害を与えることが許されないとすれば、いずれの親（または教師、雇用者）も子どもを叩く権利はない。叩けば、心理的・身体的な害を与えるからである。心理的な害も身体的な害もイスラム法によって禁止されている。子どもを扱ううえで、イスラム法は子どもを抱きしめ、愛情と思いやりを示すよう説いている。私たちは子どもの自然な発達や、それぞれの発達段階で要求されるもの、そして私たちの理解と気づきを必要とするさまざまなニーズを考慮すべきである。おとなには、子どもの人格を尊重し、子どもが人生や試練に立ち向かう自信と能力を賢明に高める役割がある」

この研究の出版後、カイロのアルアズハル・モスクの大シャイフ、サイード・ムハンマド・タンタウィや、コプト正教会教皇シェヌーダ3世といった著名な宗教指導者が、イスラム教であれキリスト教であれ、有害な伝統的慣習の「根拠は教典にはまったくない」と公に宣言した。

モーリタニアでは、「子どもの権利のためのイマームと宗教指導者ネットワーク」がユニセフと協力して、イスラム教で体罰が許容されているかどうかを評価する研究を行った。その結果、暴力はコーラン、ひいてはイスラム教とは相いれないという結論に至った。この研究結果が、教育システムと家庭における子どもへの身体的、言語的暴力を禁じるファトワ（イスラム法に則った裁断）の基盤となった。⁷⁹

ヒンドゥー文化は、基本的に思いやりの文化であり、*ahisma*（傷つけないこと）を教え、*hisma*（傷つけること）をしないよう説く。ヒンドゥー教の理念は、「決して他者を傷つけてはならない」ことだとされている。ヒンドゥー教の伝統では、子どもよりよいものは存在しない。ヒンドゥー教徒の親は、子どもをより高尚な愛情、寛容、温かさ、安全へと引き上げなくてはならない。親はわが子を愛し、*ahisma* の原則を身をもって示すよう求められる。子どもは身体的、情緒的、心理的に傷つけられずに発達することを許されるべきである。*ahisma* を自認する親は子どもを叩かずに教え導くことができる。

ヒンドゥー教には、「シバ神の信者は恐怖によって子どもを支配しない。子どもを叩いたり、荒々しい言葉を使ったり、ネグレクトまたは虐待をしたりすることは禁じられている。不快感を与えても、よい子どもに育たないことを知っている」という言い習わしがある。

⁷⁸ 全文は <http://www.churchesfornon-violence.org> で見ることができる。
以下も参照のこと：UNICEF(2008), *Disciplining Children with Kindness : A Shiite Shari'a Perspective*, Iran:UNICEF

⁷⁹ *On the Prohibition of Excessive Child Beating in Islamic Sharia(Law):Abstract of a comprehensive social,educational and legal study of the negative impact of child beating,and the rules governing it in Islamic Sharia(law),prepared by Professor Imam Hadd Amin Ould Al-Salek,Imam of the Old Mosque,Nouakchott,and President of the Imams and Ulema Coalition for the Rights of Women and Children in Mauritania,June*

仏教の基本的教義は、他者に痛みを強いることを完全に否定し、Dharma（仏陀の教え）は暴力と無縁である。仏教では、すべての生きものの幸福に重きを置く。教授戸伽羅越經（Sigālovāda Sutta）は、もしすべての人が思いやりや、互いへの敬意、礼儀（sammānāya）、親愛の情（mettā）を持てば、子どもは体罰に苦しむことはないと指摘している。

chesed（優しさ）、思いやり、正義は典型的なユダヤ教の価値観であり、生命を育み守ることはユダヤ法で最重要とされている。歴史的に、タルムード期の終わり頃（紀元500年）までには、親による厳しいしつけの教義はいずれも優しさと思いやりに置き換えられた。このようなラビの教えの結果、伝統的なユダヤ教の家庭は子どもに愛情と温かさをもって接することで知られるようになった。

世界のあらゆる地域には、子どもへの体罰を親の義務として擁護するキリスト教の少数派グループが存在する。このようなグループは、この種の罰を支持するのに箴言の文言を用いるため、体罰は往々にして「聖書に書かれているしつけ」と呼ばれる。しかし、キリスト教徒はイエスを生き方の手本とする。イエスは教師でラビであり、聖書の解釈の専門家だった。イエスが聖書を引用して、子どもを叩くことを正当化したなどという証拠はどこにもない。イエスは常に、弱く無防備な人に対し、愛情と思いやりをもって接した。イエスと子どもの出会いの記録を見ると、どれもみな優しさと敬意に満ちていた。肯定的で暴力に頼らないしつけはキリストの教えを最も忠実に実践したものである。



モンゴルで行われた "Stop violence against children.Now!" (子どもへの暴力を止めよう。いまずぐ!) 展示の写真

子どもとの非暴力的な関係性とあらゆる体罰の禁止を、宗教に基づいて支持する動きが、国際的にも国家的にも急速に強まっている。2006年に京都で行われた世界宗教者平和会議第8回世界大会で採択された宣言では、各国政府に対し、「体罰を含む、子どもへのあらゆる形態の暴力を禁止する法律を導入すること」および「その法律が効果的に実行されるようにする適切な仕組みを確立すると同時に、宗教界が正式にその仕組みに参加するようにすること」を求めている。⁸⁰

体罰を禁止するための法改正に向けた全国的、地域的キャンペーンの最中には、多くの宗教団体が体罰廃止を支持した。

ザンビア・カトリック教会監督会議は、体罰を、身体的・心理的不可侵性と子どもの幸福を傷つける行為と見なし、公式に体罰に反対した。ニュージーランド英国教会主教は、子どもの平等な保護に対する支持を宣言し、法案の議会通過中に署名入りの声明書を首相に提出した。その後、2007年にこの法案は体罰を完全に禁止することになる。南アフリカ・キリスト教会協議会と、南部アフリカカトリック司教会議議会連絡事務所もまた、法改正の審議中に、体罰の禁止に支持を表明した。ノルウェーの教会指導者らは、聖書の新訳では「せっかん」という表現をより適切な言葉に改めてはどうか、というノルウェー子どもオンブズマンの提案を支持している。

宗教に基づいた体罰禁止への支持の獲得については、「非暴力のための教会ネットワーク」のウェブサイト (www.churchesfornon-violence.org) に詳しい情報がある。体罰禁止・撤廃を目的とした宗教団体との協働に関する国際的ハンドブックを、現在、出版準備中である。詳細についての照会先は info@churchesfornon-violence.org。

80 "A Multi-Religious Commitment to Confront Violence Against Children", August 2006, para.6, [http://www.churchesfornon-violence.org/Violence Against Children-FINAL.pdf](http://www.churchesfornon-violence.org/Violence%20Against%20Children-FINAL.pdf) で見ることができる。

5. 体罰の行使をもたらす社会的または経済的要因は存在するのか？

たとえ親が体罰は必要だと考えていなくても、体罰に頼ることを迫られる場合がある。たとえば、以下のような場合である。

- ・ 一部の家庭では、不仲な両親や、互いを「負かす」ために子どもを利用している両親の間で、育児に関するコミュニケーション不足や意見の相違があるために、一貫性のないしつけが生じている場合がある。このような親は、もう一方の親の前では育児行動が変わったり、一貫性のない行動をとったりすることがある。
- ・ 親やその他の養育者は、体罰が子どもの身体的および精神的発達に影響を与える可能性があることを知らないために、体罰を行使する場合がある。
- ・ アルコールまたは薬物の乱用は、自制心を失わせ、暴力傾向を高める可能性がある。
- ・ 多くの親や養育者は、自分自身の権利が認められていないか侵害されているような、非常に厳しい状況（貧困、過密な住環境、身の危険、夫婦関係または仕事のストレス、病気など）のもとで生きている。子どもを怒鳴ったり殴ったりするつもりはないにも関わらず、自制心を失うとともに、その行動に建設的に対処する心的または物的資源を欠いている。

同様に、教師が体罰を行使する理由は、それ以外の肯定的な学級運営法を知らないためか、担当する生徒数の多さと資源の少なさによってストレスの多い労働環境になっているためか、身体的な罰は生徒の学びを助けるのではなく妨げるということを理解していないためかもしれない。

以上のどの事情も体罰を行使し続ける言い訳にはならないが、背景を理解することは重要であるし、適切なプログラムと教材の作成にも関係するかもしれない。

親と教師による体罰の要因に関しては、4.2a および 4.3a で詳しく述べる。

6. 体罰の問題はメディアや市民社会でどのように描かれているのか？

メディアは一般市民の意識に影響をおよぼすうえで大きな役割を果たす。子どもに対する体罰の原因を理解するとき、メディアがどのようにこの問題を描いているかに目を向けると有益である。たとえば、

- ・ メディアは体罰の問題に対し興味、関心を示しているか？
- ・ 示している場合、どのような方法がとられているか？
 - » 子どもの権利の尊重を積極的に推進する特定のジャーナリストは存在するか？
 - » 体罰の問題が取るに足りない、または滑稽な問題として扱われているか？
 - » 体罰の必要性を強く主張するキャンペーンは行われているか？

2.2 行動の優先順位を設定する

人間としての尊厳と身体的不可侵性を尊重され、あらゆる体罰から保護される子どもの権利は、直接的で無条件の権利である。体罰を廃止するためには、体罰の適法性と慣行の双方に取り組む必要があると理解することがきわめて重要である。

(a) 体罰の適法状態を終結させる

明確な目標は、家庭を含むあらゆる場面で子どもへのあらゆる体罰を禁止するよう主張すること、あるいはすでに行っている体罰禁止キャンペーンを支えることでなければならない。子どもに対する体罰の禁止・撤廃の人権的根拠については 1.4 で言及しているが、法改正の重要性は本節で再び強調しておく価値がある。法改正なしでは、法律そのものが子どもの基本的権利を侵害し、子どもの保護を揺るがせてしまう。

ほんの一握りの例外を除く世界のほとんどの国では、子どもを殴ることはおとなを殴ることと異なり、適法のままになっている。子どもに対するあらゆる体罰と、残虐かつ品位を傷つける形態の罰を

禁止する責務は、基本的人権に関わる責務である。つまり、身体的不可侵性と人間としての尊厳を尊重され、法のもとで平等に保護される子どもの権利を擁護するのである。

子どもへの体罰が適法とされている現状は、社会における子どもの低い地位を非常に象徴的に反映している。これは、夫から妻、主人から奴隷への体罰が適法だった過去の状態が、人間ではなく「所有物」という妻や奴隷の低い地位を反映していたのと同じである。それは被害者に対する加害者の所有権と支配の意識を示唆している。

子どもの地位を1人の人間、つまり、人権保有者へと引き上げるためには、子どもに対する暴力を黙認または是認している法律に直接、異議を唱える必要がある。論理的で人道的な世界では、最も小さく弱い存在である子どもには、当然ながら、特別かつ追加的な保護が与えられるだろう。国際人権法は、人権が万人に差別なく適用され、すべての人が法のもとで平等な保護を受ける権利を持つことを明言している。

しかし、子どもに平等な法的保護を与える動きが勢いづいてきたのは、ようやく最近になってからである。この流れを引き起こした要因は、子どもの権利条約が世界のほぼすべての国で受け入れられたことや、子どもの権利委員会がこの条約はあらゆる形態の体罰の禁止を義務づけていると一貫して解釈し続けていることである。また、体罰行使をなくすための意識向上と一般市民教育キャンペーンも関係している。

国家の子ども保護制度が介入を行う明確な法的根拠を持てるよう、体罰を禁止することが必要である。あらゆる形態の体罰を禁じ、暴行から平等に保護される権利を子どもに与えるために法を改正すれば、以下のようなことが実現する。

- ・ 身体的不可侵性および人間の尊厳を尊重されるとともに、法のもとで平等な保護を受ける子どもの人権が実現する。
- ・ 子どもを保護するための明確で論理的な根拠が生まれる。子どもの保護に携わる職員など、親と子どもに関わる仕事をする人たちが、親、その他の養育者、教師などに対して、「おとなを殴ることと同様に、子どもを殴ることもはや適法でも容認可能でもない」という明白なメッセージを伝えられるようになる。
- ・ 子どもが持っている保護される権利に関する意識向上や、肯定的で暴力に頼らないしつけを推進するための一般市民への教育に対して明白な法的根拠を与えれば、親や教師などを手助けできる。法律で体罰が黙認されている状況では、教育プログラムを行っても、親などの意識と慣行が大きく変わったという証拠は存在しない。
- ・ 子どもを保護する法律が、子どもの最善の利益になる形で執行されやすくなる。現在、多くの国では、親を含む養育者や教師が「妥当な懲戒」または「法律に違反していない矯正」として暴行を正当化することを、法律が許している。それによって、子どもの保護制度の法的根拠に大きな抜け穴ができており、おとなが子どもを殴っても法律違反にならない状態を許している。また、何が容認され、何が容認されないかについても混乱が生まれている。何を「妥当」と見なすかが裁判所の判断に委ねられているためである。



コスタリカの副大統領、ラウラ・チンチージャは2008年にあらゆる形態の体罰を禁じる法律に署名した

法のもとで子どもが平等に保護される権利が実現すれば、あらゆる場所と同様、家庭での体罰も犯罪とされる。しかし、この法改正の主目的は、子どもを殴ることがおとなを殴るのと同様に容認できない行為だという明確なメッセージを発することと、意識や慣行を変え、子どもに対する暴力を減少させることである。

2.3 子どもの関与

権利に基づく状況分析に子どもが関与する重要性はすでに述べた通りである（2.1b 参照）。それと同じように重要なのが、前述の変革を目指す戦略の中で、子どもが主要な役割を果たせるようにすることである。子どもは体罰の種類とその範囲に関する貴重な情報源であるだけでなく、**意見を聴かれ、それを真剣に考慮される権利を有している**。加えて、子どもは、

- ・ 強力で有能な変革提言者となりうる。
- ・ 情報を提供され、エンパワーされていれば、自信を感じ、暴力から自らを守りやすい。
- ・ 子どもに関わる問題を見えやすくする手助けができる。そうすれば、政府や、子どものウェルビーイングに責任を負う人々の説明責任を向上させ、長きにわたって子どもの搾取と虐待を許してきた沈黙を終わらせるのに役立つ。
- ・ 効果的で肯定的なしつけの方法を見いだす手助けができる。

子どもの権利のさらなる尊重のため、公共政策に影響をおよぼす過程にもっと子どもが参加する動きを支援しようと、数多くのハンドブックとガイドツールが作られている（第6章を参照のこと）。

この節では、いくつかの注意事項を取りあげながら、子どもに対する体罰の廃止には子どもが関与すべきだという主張をごく簡潔に述べる。キャンペーンの各段階における子ども参加について提案も行う。

(a) 子どもが関与するタイミング

子ども参加は1回限りのイベントではなく、一連のプロセスである。理想的には、体罰廃止のキャンペーン全体を通じて子どもが参加するべきである。権利に基づく状況分析、キャンペーンの計画、キャンペーンの実施、キャンペーンの効果の評価といった一連の流れのすべてを子どもとともに進められれば、キャンペーンは強力なものになるだろう。

- ・ **状況の分析と、変革のためのキャンペーン** すでに述べた通り（2.1b 参照）、体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰の発生率や、深刻さ、種類、頻度への理解を構築するプロセスには、必ず子どもの経験を反映させなければならない。体罰が生活や行動に与える影響について、子どもはきわめて重要な視点を提供することができる。また、キャンペーンを計画する際にも、子どもの意見を考慮に入れることができる。



親と養育者の意識向上を目的としたハンドブックの表紙、ブラジル

- ・ **キャンペーンの実施** 法改正と社会変革を提言するうえで、子どもは重要な役割を担うことができる。「体罰はしつけとして有害であり効果を持たないうえに、体罰を適法とし続け、社会で最も弱い存在である子どもにおとなと同じ法的保護を与えないのは、子どもに対する差別だ」という主張を組み立てるうえで貴重な貢献を行うことができる。子どもはメディアイベント、会議、セミナー、ワークショップへの参加を通じて、有能な変革提言者になりうる。子ども独自のキャンペーン戦略の策定作業にも関与できうる。

- ・ **キャンペーンの成果の評価** 子どもはキャンペーンの進捗状況を評価する際にも関与すべきであり、キャンペーンがどれだけ効果をあげたかについて重要なフィードバックをすることができる。

(b) 子どもが関与する方法

体罰廃止に向けたキャンペーンに子どもが有意義に参加できる実際的な方法はいろいろある。以下に、子どもが参加できる活動のほんの一部をあげる。子どもは、

- ・ 参加型の調査や意見の聴き取りに参加できる。これはキャンペーンを計画するための基盤となる。
- ・ メディアを使った子ども独自の取り組みを展開できる。たとえば、子どもによるニュースレター、ラジオ番組、テレビ番組、劇などの制作。
- ・ ピア・エデュケーターとしての訓練を受け、あらゆる形態の体罰から守られる子どもの権利について、ほかの子どもの意識を高めることができる。
- ・ ピア・メディエーター（調停者）として、争いを解決する非暴力的な方法をほかの子どもに模索する手助けができる。
- ・ 子ども向けのキャンペーンと意識向上用の教材を準備する手助けができる。
- ・ 変革のためのキャンペーンを行うための、子ども独自の組織——クラブ、同盟、議会、委員会など——を作るよう、後押しや支援を受けることができる。
- ・ 学校内での安全な環境作りに取り組むため、学校運営に参加したり、支援を受けて学校評議会を立ちあげたりすることができる。
- ・ 地方自治体に参加できる。たとえば、村の委員会に出席し、体罰問題の広がりや種類について地域の意識を高め、地域内での解決策を探る手助けする。
- ・ さまざまな討論会——たとえば、子どもクラブや各種会議の場、あるいは政府関係者や、子ども支援の専門家の団体との討論会——で、体罰廃止について議論し、体罰廃止を提言することができる。
- ・ 体罰を含む暴力の事例を報告できる。
- ・ コミュニティに根差した子どもの保護のモニタリングと対応に参加できる。

セーブ・ザ・チルドレン子どもに対する暴力反対デー（the Save the Children's Worldwide Day of Action against violence against children）の報告書には、体罰反対キャンペーンへの子どもの参加について有用な例が掲載されている。⁸¹ 子どもの参加に関する指針、そして形式的な参加ではなく真の参加にするためにおとながとれる方法については、*Children's right to be heard and effective child protection* に詳しく述べられている。⁸² その他の資料・情報については本マニュアル第6章を参照のこと。



モンゴルで行われた“Stop violence against children.Now!”（子どもへの暴力を止めよう。いますぐ！）展示の写真

81 たとえば、以下を参照のこと：Owen, S. (2008), *Save the Children's Worldwide Day of Action against Violence 20 October 2008*, Stockholm: Save the Children Sweden ([http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/legalreform/SC Day of Action 2008.pdf](http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/legalreform/SC%20Day%20of%20Action%202008.pdf))

82 Willow, C. (2010), *Children's right to be heard and effective child protection: A guide for Governments and children's rights advocates on involving children and young people in ending all forms of violence*, Bangkok: Save the Children Sweden, Regional Office for Southeast Asia and the Pacific, <http://resourcecentre.savethechildren.se> を参照のこと

(c) 体罰廃止に向け、子どもとともに活動する際に考慮すべき事項

子どもが置かれている状況を理解する

体罰は非常にデリケートな問題で、人の人生にきわめて個人的な形で影響をおよぼす。この問題は、子どもとおとなとの力関係の核心そのものに関わっている。子どもは親に強い忠誠心を抱き、親からどのように扱われているかについて話しにくい場合もある。また、子どもは恐怖や羞恥心や心の痛みを抱えている場合もあり、それが自分の考えを述べる妨げになるかもしれない。子どもと若者が意見を表明することや、どのレベルであれ意思決定に関わることが奨励されていない国では、話すことがさらに難しい可能性がある。そのような国では、子どもは親の所有物と見なされ、年長者の言葉に敬意を払い、それに従うよう求められている。

このような難しさに対する1つの解決策は、個人的な経験を直接的に尋ねることを避け、かわりに、子どもの生活について知りたがっている架空のキャラクターを設定することである。そのうえで、子どもに以下のような中立的な質問を投げかける。

- ・ 子どもは叩かれると、どんな気持ちになるか？
- ・ 子どもが叩かれるのはなぜなのか？

この方法をとれば、幼い子どもも自分や親の事情をさらけ出さずに気楽に話せる。この方法は多くの研究で用いられ、成功を収めている。⁸³



ペルーでキャンペーンを行っている子どもたち

83 たとえば、以下を参照のこと：Willow, C. & Hyder, T. (1998) *It Hurts You Inside: Children Talking about Smacking*, London: Save the Children UK/National Children's Bureau, and Dobbs, T. A. et al. (2006), "No, we don't get a say, children just suffer the consequences": Children talk about family discipline", *The International Journal of Children's Rights*, vol. 14, pp. 137-156

適切な能力の必要性

体罰というデリケートな問題を扱うためには、深い個人的関与とコミュニケーション能力が必要不可欠である。どのような側面であれ、体罰について子どもに意見を聴く際は、理解力と忍耐力と細やかな感性が求められる。また、子どもの話の性質が、スタッフに心理的打撃を与える可能性もある。そのため、スタッフがこの作業に対して十分に準備し、作業中に十分な支援を受けられるよう、時間と資源を割くべきである。キャンペーンの計画策定および実施に子どもが関与するのは、複雑で時間のかかる作業である。以下の能力があれば、子どもとのコミュニケーションの質を高められるだろう。

- ・ 子どもたちと打ち解ける能力と、その子や集団に合ったあらゆるコミュニケーション方法——たとえば、子どもと地面に座ること、遊びを用いること、悲しみ・攻撃などの表現を許容できることなど——で交流する能力。
- ・ 子どもの年齢、発達段階、文化に適した言語や概念を用いる能力。
- ・ 悲惨な経験をした子どもは、見知らぬおとなには非常に信頼感を持ちにくい場合があることを受け入れること。子どもが率直に話せるだけの信頼感を持てるようになるまでに、多大な時間と忍耐力を要するかもしれない。
- ・ 子どもは自分の状況に対して、おとなとまったく異なる見方をする場合があることを理解すること。子どもは空想したり、慣れない出来事や恐ろしい出来事に対して独自の説明を創作したり、自分の気持ちを象徴的な方法で表現したり、おとなには重要だと思えない問題を強調したりすることがある。



ザンジバルでの子ども諮問委員会の選挙

原則に基づいた参加のための実際的な注意事項

子どもとともに活動を進めるには、高い行動基準が要求される。子どもが参加するすべての活動は、各組織の子どもの保護に関する規定、行動規範などに基づいている必要がある。さらに、状況分析のための調査であれ、子どもが関与するキャンペーン活動であれ、子どもとともに行う活動では以下の点を検討すべきである。

- ・ **参加と保護** 子どもが関わる活動はすべて子どもの最善の利益になり、危害を与えるものにならないようにする。おとなと子どもの間にはおのずと力の不均衡があるため、おとなにとってきわめて重要な義務は、活動全体を通じて子どもを保護すると同時に、子どもを支援することである。
- ・ **意見の相違** おとなは、自分たちの考えに一致した場合にのみ、子どもの意見を受け入れることがよくある。仮に、得られた結果があなたやあなたの組織が本来聞きたかった内容と異なっていたとしても、それを誠実に受け止めることが、この活動では重要である。体罰の行使や、それ以外の子どもの権利の侵害を子どもが支持したとしても、なぜ支持したかを理解するよう努め、子どもには人間として価値があることや、それがどのような意味を持つかを子どもがよりよく理解し、受け入れるように努力すべきである。暴力および屈辱からの保護は、他者が奪うことのでき

ない権利である。これを子どもが理解し、受け入れられるよう手助けすることが不可欠である。ただし、それによってあらゆる体罰の禁止・撤廃を目指すキャンペーンの方向を変えたり、ペースを遅れさせたりするべきではない。

- ・ **インフォームドコンセント** これから依頼されることと、ノーと言う権利を持っていることを子どもに知らせなければならない。子どもが自分で同意する能力がないと判断される場合は、活動のうち同意が必要な部分に親または養育者の同意を得るようにする。インフォームドコンセントには以下の権利が含まれる。
 - » 私生活に影響を受けることなく、ノーと言う権利
 - » 十分な時間をかけ、参加するか否かを検討する権利
 - » 一部の質問に答えない権利
 - » いつでもプロジェクトをやめられる権利
- ・ **調査の目的** 参加を求められている活動にどのような目的があるか、そして子どもが参加することが全調査過程にどう役立つのかを、子どもに知らせることが重要である。
- ・ **守秘義務と信頼** 体罰はデリケートな問題であるため、どのような形式であれ、子どもから提供された情報は、丁寧に、子どもと合意した範囲の守秘義務をもって扱う。
- ・ **明確な情報** それぞれの活動にどれくらいの時間がかかり、最終的にはどのような結果になるのかといったことを明確にする。
- ・ **金銭の支払いと報酬** 一連の活動に若者が積極的に貢献した場合の支払の有無について検討すること。仮に支払うのであれば、金額はどうするか？ 決まった答えはないが、金銭に関する問題はそれぞれの状況において考慮されなければならない。
- ・ **参加者と調査者の幸福** 活動全体を通じてあらゆる必要な支援を提供し、子どもの幸福を適切に増進しなければならない。
- ・ **包括性に重きを置く** 男児、女児、障がいやその他の特別なニーズを持つ子ども、少数派民族の子どもなどを平等に参加できるようにする。



英国の「子どもを殴ってはならない！」(Children Are Unbeatable!) キャンペーンの絵はがき

第2章の要約

子どもへの体罰について、私たちはその広がりぶりや、体罰がおよぼす悪影響、体罰の容認を支える法律など、すでに多くのことを知っている。子どもの人権を認識し、国家に国際人権義務を履行させ、子どもの保護の確実な基盤を設けるためには、体罰を禁止し撤廃しなければならないことを、私たちはすでに知っている。自国の状況に関して権利に基づく分析を実施することは、体罰問題への対応の重要な一側面である。ただし、状況分析が完了していなくても、法改正と社会変革を推進する取り組みは開始できる。

権利に基づく状況分析には以下の作業が含まれる。

- ・ あらゆる場面における子どもへの体罰の適法性を精査し、家庭、学校、代替的養護の場、刑罰システムなどに関連する法律を見つけること。手はじめに、「グローバル・イニシアチブ」から情報を得るとよい。
ウェブサイト (<http://www.endcorporalpunishment.org>) では、各国における体罰の適法性に関する報告書を掲載しているし、随時、法律の精査に関する手助けと指導を提供してくれる (Eメール info@endcorporalpunishment.org)。
- ・ 子ども自身に尋ねることも含め、体罰の広がり把握すること。体罰問題への取り組みがすでになされていない限り、体罰は広く行使されていると確信してよい。適切な調査を行えば問題が明らかになるうえ、特に、当局が否認している場合や法改正への反対がある場合、調査結果が役に立つ。
- ・ 体罰の行使を引き起こす要因および変革を阻む要因を特定すること。なぜ人はしつけの名のもとに子どもを殴り、傷つけるのかを理解すれば、人々が抱えている真の問題などに対応した、うまく絞った効果的な体罰禁止・撤廃の戦略を策定しやすくなる。ただし、あらゆる形態の体罰から保護される子どもの権利はすぐさま保障されるものであり、ほかの条件に対処し終わるまで変革を起こすのを待つべきではない。

状況分析の結果によって、行動の優先順位の設定が変わってくるだろう。優先順位の設定時には、子ども自身が関与し、法改正と社会変革——行動および意識を変えること——の推進に同時に力を注ぐべきである。最終的な目標は、家庭内での体罰も含めた、子どもに対するあらゆる形態の体罰を禁じるよう法を改正することと、体罰の行使とその過酷さを大幅に減らすことである。

体罰の適法状態を

終結させる

3

- 3.1 体罰禁止法の草案を作成する
 - (a) 体罰を擁護する防御手段と体罰の許可をすべて無効にする
 - (b) 体罰の明示的禁止を規定する
- 3.2 体罰禁止の実行について理解する
 - (a) 家庭内における体罰禁止の実行
 - (b) 家庭外における体罰禁止の実行
- 3.3 体罰禁止を達成するための戦略を立てる
 - (a) 戦略の背景を明らかにする
 - (b) 目標とその達成方法を特定する
- 3.4 政府および国会との連携
 - (a) 法改正における政府と国会の役割
 - (b) 政府へのはたらきかけ
 - (c) 国会へのはたらきかけ
- 3.5 法改正を達成するための法的な手段
 - (a) 子どもの権利条約を法的文書として利用する
 - (b) 国内の法的な制度を利用し、体罰に異議を唱える
 - (c) 専門家の法的意見書を得て、活用する
 - (d) 国際的、地域的な人権制度を利用する

3.1 体罰禁止法の草案を作成する

子どもの権利に基づく状況分析（2.1a 参照）の一環として、体罰禁止に関連した現行法を詳しく調べたなら、次は、体罰を許す現行法にかわって厳密にはどのようなものが必要かを見きわめ、新しい法律の草案を作成する。体罰を禁止するという作業は、必要以上に複雑な場合が多い。しかし、目指すべきはただ、その法律を明確であいまいでないものにし、あらゆる場面での、子どもに対するあらゆる形態の体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を明示的に禁止するものにするのである。

新しい法律の起草に自分がどれだけ直接的に関わるかは、各国の法改正の手順によって異なるだろう（3.3 参照）。しかし、法改正で確実に体罰禁止を達成するためにはどのような作業が必要かを理解することは重要である。また、新たな法律の具体案を作成し公表することは、法改正に向けたアドボカシーをゼロからはじめる場合には重要で有益なステップである。また、作成しておけば、チャンスが訪れたとき、手元にある案で対応できるようにもなる（3.3a 参照）。

体罰に関連する法律を精査したら、なるべく早く、あらゆる形態の体罰を禁止するのに必要な法律を起草する必要がある。その理由は以下の通りである。

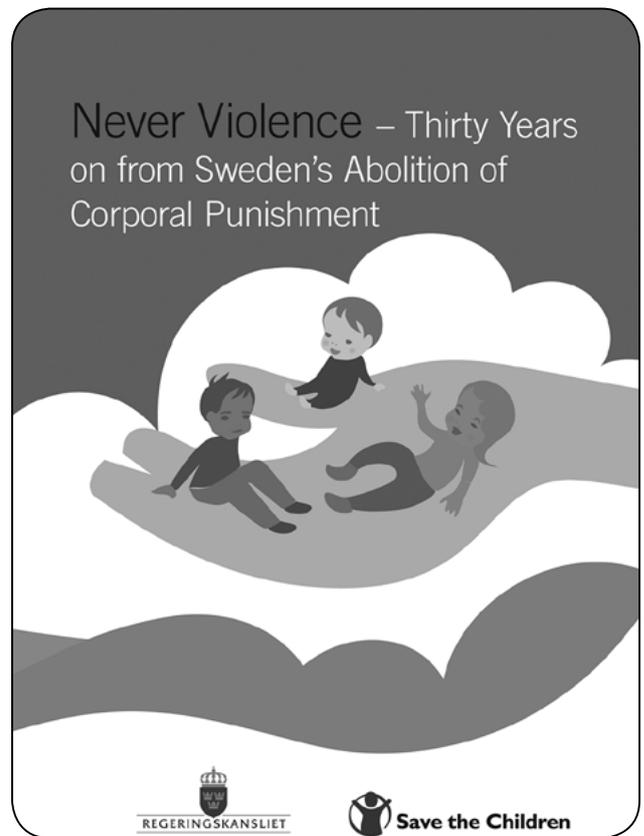
- ・ 現行法を精査する過程で、法改正を達成するチャンスが目の前にあることが判明するかもしれない。たとえば、家族、少年司法、教育、家庭内暴力などに関する法案が審議中であるケースなどである。ただし、このチャンスには慎重に取り組む必要があるだろう。十分に考えずにあわてて動けば、後で深刻な問題が生じかねない。その反面、最近制定されたばかりの法律を改正することは、自分が過去の審議に関与していない場合には難しい可能性がある。
- ・ 改正案が手元があれば、自分の方針を知らせることや、チャンスが訪れたときそれに対応することができる。
- ・ 改正案を現時点の法律に基づいたものにする。もし作成を大幅に遅らせれば、その間にほかの法規が施行されて、作成した案が現状に合わない不完全なものになってしまう恐れがある。

体罰禁止を実現するための法改正には **2つの不可欠な構成要素が存在する。**

- ・ 体罰に関わる防御手段と許可をすべて削除する（無効にする）こと。
- ・ 体罰およびその他の残虐で品位を傷つける罰の明示的な禁止を規定すること。

(a) 体罰を擁護する防御手段と体罰の許可をすべて無効にする

現行法の精査によって作成すべきものの1つは、体罰を許可するあらゆる法規と、体罰使用を擁護するあらゆる法的な防御手段をまとめた包括的なリストである。このリストには正確な法律情報、つまり法律名、条項の番号、文言を含めるべきである（2.1a 参照）。これらが、無効に（法律から削除）しなければならない法規である。



スウェーデンにおける体罰禁止 30 周年記念に制作された本の表紙

体罰の許可と防御手段がすべて削除されてしまえば、暴行に関する基本的な刑法が子どもに適用されるはずである。つまり、罰やしつけの場合を含めて、一切の暴行が違法になるということである。子どもは、おとなと同様に、暴行の場所がどこだろうと、加害者が誰だろうと、刑法によって守られることになる。しかし、明確なメッセージを発するためには、家族、少年司法、教育、子どもの保護などに適用される法律の中で、体罰の明示的な禁止も記しておくべきである。

「報告書の審査中、子どもの権利委員会がいくつかの国に対して体罰の撤廃の問題を提起したさい、政府代表より、若干の水準の「合理的」または「適度の」体罰は子どもの「最善の利益」にかなうものとして正当化されうるとの見解が示されることがあった。委員会は、子どもに関わるあらゆる行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならないとする条約の要件（第3条1項）を、重要な一般原則のひとつにあげている。条約はまた、第18条において、子どもの最善の利益が親の基本的関心事となることも主張しているところである。しかし、子どもの最善の利益の解釈は、条約全体（あらゆる形態の暴力から子どもを保護する義務および子どもの意見を正当に重視する要件を含む）と一致するものでなければならない。これを用いることによって、子どもの人間の尊厳および身体的不可侵性に対する権利に抵触する慣行（体罰その他の形態の残虐なまたは品位を傷つける罰を含む）を正当化することはできないのである。」

「条約前文は、「社会の基礎的集団」ならびに「そのすべての構成員、とくに子どもの成長および福祉のための自然的環境」としての家族を支持している。条約は、国に対し、家族を尊重および支援するよう求めるものである。このことは、子どもの人間の尊厳および身体的不可侵性が他の家族構成員と同様に全面的に保護されることを確保する国の義務と、いかなる形でも衝突しない。」

子どもの権利委員会、一般的意見8号、第26、27項

(b) 体罰の明示的禁止を規定する

明示的な禁止を規定する際、特に重要なのは以下の2つの作業である。

- ・ 現行法を改正するか、新たな法を制定するかを決定する。
- ・ 適切な言葉を用いる。

現行法の改正と、新たな法の制定

ただ体罰の防御手段と許可を削除するだけでは、「無言の」改正でしかない。体罰は違法だという、はっきりした教育的なメッセージを社会に発信することにはならない。おとなや裁判所が誤った解釈をしないよう、法律はわかりやすく明示的である必要がある。防御手段が無効にされるとともに、暴行がもはや罰としても矯正としても正当化できないことを明確にする文言が挿入されてはじめて、体罰の禁止が達成される。

無効にすべき防御手段が存在しない場合は、あらゆる体罰を明示的に禁止する新たな法律を導入することになる。理想は、家庭、学校、労働の場、施設など、場所を問わず、子どもの権利を認める法律の中に体罰禁止が盛り込まれることである。これを実現する方法は、既存の児童法に条項をつけ加えるか、体罰禁止の達成のみを目的とする新たな法律を制定することである。

体罰禁止をまず刑罰システムで、次に学校で、最後に家庭で実行するというやり方は、不合理である。家庭こそ、子どもが大半の時間を過ごす場所だからである。しかし、子どもや家庭生活のプライバシーに対する伝統的な意識により、家庭での体罰の禁止は政府にとって最も実行しにくい改革であるため、通常、最後まで手つかずとなる。

体罰禁止を成し遂げた一部の国は、あらゆる体罰や残虐かつ品位を傷つける罰を禁止する新たな法律を制定するとともに、その中に、体罰に関連するほかの法規への一連の改正と無効化を盛り込んだ。**重要なのは、どの場面の体罰であれ、それを許していると解釈されうる抜け穴を残さないようにすることである。**

また、必ずしも必要なことではないが、あらゆる形態の体罰を禁止する法律の中で、子どもを守るためなら適度の力を使ってよいということも認めれば、親やその他のおとなが安心すると気づいた政府もある。

適切な言葉を用いる

「暴力」や「非人道的または品位を傷つける扱い」を禁じる法律、あるいは「身体的不可侵性」や「個人の名誉と尊厳」を守る法律によって、体罰はすでに違法になっていると思っている人が多い。このような言葉であらゆる体罰を禁止できるという考えから、法律の草案にこれらを用いることもある。

しかし、体罰は子育てにおけるしつけの方法としてほぼ世界中で社会的、文化的に容認されているため、通常は有害とも虐待的とも認識されず、暴力的だとさえ見なされてこなかった。体罰を明示的に禁じるには、法律に「体罰」という言葉を用いなければならない。

理想としては、法律では簡潔に「子どもに対するあらゆる形態の体罰およびその他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を禁止する」と述べるべきである。この一文はあらゆる場面の子どもたちに関わる法律に挿入すべきであり、子どもに対して何らかの権限を持つすべてのおとなに適用されるべきである。

体罰を定義する必要がある場合は、子どもの権利委員会によって採用された定義を基準点にすべきである（1.1を参照のこと）。そうすれば、あらゆる形態の、あらゆる程度の体罰が禁止されるべきであることが明確になる。たとえば女性や高齢者など、ほかの人口集団をあらゆる形態の暴力から守ることに关しては、国は妥協したりしない。子どもにも、平等な保護を受ける権利がある。

ときどき、害を与える体罰のみを禁止する改正案が作成されることがある。これでは、害を与えない形態の体罰があるという誤解を招いてしまう。このような法律は、子育てにおけるある程度の体罰は容認され、子ども自身の「ため」にさえなるといふ通説を助長することになる。

「体罰」(corporal punishment)と「身体的な罰」(physical punishment)という言葉はまったく同じ意味であり、互換可能である。「身体的かつ屈辱的な罰」という表現は、身体的な罰自体は屈辱的ではないという誤解を招く。そのため、法改正の目的が「体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態のあらゆる形態の罰」の禁止であることをはっきり述べるほうが望ましい。この表現は、子どもの権利条約第37条や、子どもの権利委員会による一般的意見8号の言葉遣いを反映している。

国によっては、「体罰」に該当する言葉がないという状況に直面することがあるようである。もちろん、だからといって子育てにおいて体罰が使われていないわけではない。この場合の課題は、たとえば暴力、暴行、屈辱的な行為などを禁止する現行法が子どものしつけの場面にも適用されることを、法律の中で明確にする方法を探すことである。

あらゆる形態の体罰を明確に、しかも断固として禁止する唯一の方法は、法律の中で明確で断固とした言葉を用いることである。

明示的な体罰禁止の例

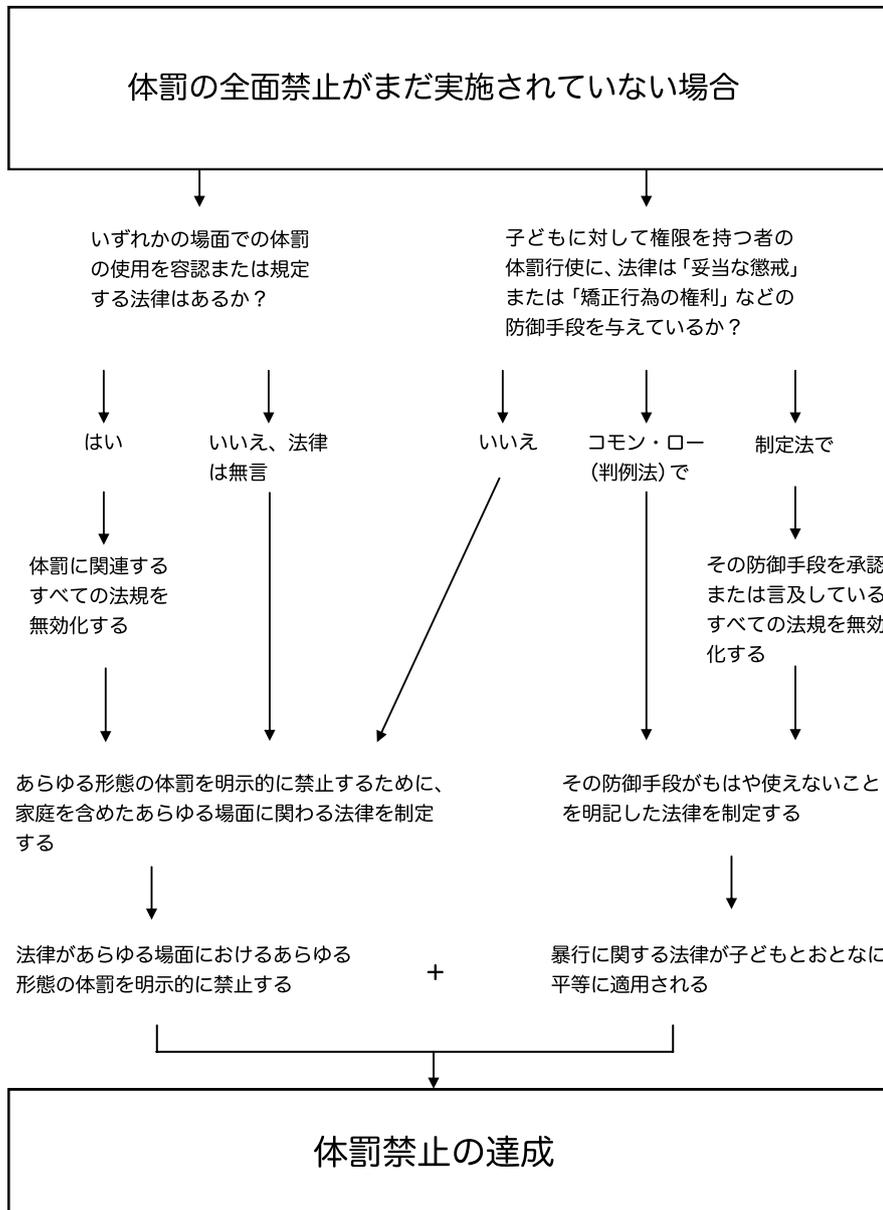
「子どもは、養育と安全と良質なしつけを享受する権利を有している。子どもは人格および個性を尊重して扱われなければならない。体罰またはその他のいかなる屈辱的な扱いも受けてはならない。」(スウェーデン、親・親権法、1979年改正、第1条)

「親による子どもに対する体罰およびその他の非人道的または品位を傷つける扱いや罰は禁じられている。」(ウクライナ、家族法、2003年、第150条)

「親権は、子どもを導き、教育し、養育し、監督し、しつける権利と義務を与えるが、未成年者に対する体罰の行使またはその他のあらゆる形態の品位を傷つける取扱いは決して認めない。」(コスタリカ、家族法、2008年改正、第143条)

以下の図は、子どもに対するあらゆる形態の体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰の明示的な禁止を達成するための法改正の過程を簡潔に示したものである。

法改正に関する詳しい情報は、「グローバル・イニシアチブ」による法改正のハンドブック、*Prohibiting corporal punishment of children: A guide to legal reform and other measures* —2008年1月出版、2009年2月改訂⁸⁴—のほか、本マニュアルの第6章にあげた資料を参照してほしい。



3.2 体罰禁止の実行について理解する

法改正に向けて効果的にキャンペーン活動を行うには、新しい法律が実際にどのように機能するかを理解しなければならない。子どもへのあらゆる形態の体罰が法律で明示的に禁止されたなら、法のもとで平等な保護を受け、人間としての尊厳と身体的不可侵性を尊重され、あらゆる形態の暴力から法的に保

84 以下のウェブサイトで見ることができる。
 英語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/LegalReformHandbook2008.pdf>
 フランス語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/LegalReformHandbookFrench.pdf>
 スペイン語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/LegalReformHandbookSpanish.pdf>

護される子どもの権利が実現されることになる。しかし、どうすればこのような法律を執行できるのかと疑問に思ったり、執行がもたらす悪影響に不安を抱いたりする人は多いだろう。

体罰禁止を実行する際の主要な問題を理解すれば、そのような懸念に対処しやすくなるだろう。また、誤った情報や根拠のない不安に反論できるようになり、法改正実現を阻む障壁の打破に取り組みやすくなるはずである。

(a) 家庭内における体罰禁止の実行

体罰禁止の根本的な目的は教育と抑止であり、ただ単に加害者を起訴するのではなく、むしろ保護を実現することがねらいである。法律の実行は常に、子どもの最善の利益に従うべきである。起訴がなされるということは、子どもへの暴行を効果的に抑止および予防できなかったことを意味する。親が家庭で密かに体罰を用いるのを阻止するためには、法律がきわめて明確なメッセージを送る必要があり、それこそが真の目的である。あらゆる形態の体罰を禁じる明確な法律があれば、家族や子どもに関わる活動をしているすべての人たちがこのメッセージを広めることができる。

しかし、法改正によって起訴される親が増えるのではないかという不安は、大きな障壁になりかねない。この種の懸念に対処する方法を、キャンペーン戦略に取り入れる必要がある。



フィリピンにおける法改正キャンペーンの立ちあげ

平等な保護を重視する

家庭内の体罰を禁じるための法改正が提言されると、反対者は親が起訴または収監されることになるのか、子どもが（養護施設で）養護を受けたり親と敵対したりようになる、などと示唆する場合が多い。しかし、すでに法改正を成し遂げた国からは、このような指摘を支持する証拠は得られていない。

子どもが平等な保護を受けるとなると、子どもへの暴行——被害者がおとななら犯罪性暴行と見なされるもの——は刑事犯罪として扱われる。しかし、親による体罰すべてを犯罪と見なすからといって、親を自動的または頻繁に起訴するわけではない。

親を起訴することが子どもの最善の利益になることはきわめてまれである。子どもは親に依存しているからである。深刻で継続的な虐待のある極端なケースでは、子どもを守るには親から引き離すしかないかもしれないが、そのようなケースでも、子どもの権利条約（第9条）に従えば、親と子どもの代理人を立て、子どもの最善の利益を重視しながら法廷で審理を行わなければならないことになっている。子どもが激しい暴力の危険にさらされていると思われる例外的なケースでは、子どもを守るために、ただちに子どもまたは加害者を引き離さなければならない。しかし、このような措置は一時的なものとし、継続する場合は法廷審理を経るべきである。

家庭内での体罰が判明した場合は常に、まずは子どもへの体罰をやめるのに役立つ任意の建設的介入——助言の申し出、ほかの親との話し合いなど——を通じて、親子への支援を模索しようとしなければならない。

親の体罰に対する起訴方針を抑制する

多くの国には、ある犯罪に対して、どの段階で起訴に踏み切るかを定める何らかの規定や勧告が存在する。通常は、たとえば以下のような基準があり、起訴するにはそれを満たしていなければならない。

- ・ 有罪判決を見込めるだけの十分な証拠がある。
- ・ 起訴することが公共の利益になる。

政府の人権義務からすれば、子どもへの暴行はすべて犯罪と見なされなければならないが、子どもの特別な立場を考慮して、親に対する起訴が例外的な措置になるよう、指導が行われるべきである。起訴に踏み切るのは、それが子どもを効果的に保護する唯一の手段と判断される場合と、ほかの支援的介入が機能しなかった場合のみに限られるべきである。ソーシャルワーカー、医療従事者、教師、警察といった子どもの保護に関わるすべての人に対して、きめ細かい指導が必要になるだろう。

法改正に向けたキャンペーンを行うときは、軽微であってもおとなからおとなへの暴行は明らかに違法であるが、めったに裁判沙汰にはならないという点を強調すると有効かもしれない。多くの国では、些事原則というものがある。法律は些細なことに関与しないという原則である。子ども、特に体罰を受けることが最も多いと

思われる乳児と幼少の子どもへの軽微な暴行は、適当な証拠がないために、さらに裁判沙汰になりにくい。「軽微な」暴行といっても、それが重要でないとか、無視すべきだとか、適法と見なされるなどという意味ではない。逆に、建設的かつ支援的な対応をとるべきであって、否定的、懲罰的な対応をとるべきではないという意味である。そのように言うと、法改正の一部の反対者は、「執行できないような法律に何の意味があるのか？」と問うだろう。これに対しては、「必要な証拠があれば、この法律も執行できる。それはおとなを暴行したおとなや、女性を暴行した男を起訴するのに、暴行に関する法律が適用



ナミビアで肯定的なしつけに関する漫画を読んでいる子どもたち

されるのと同じだ」と答えればよい。また、子どもを守るために起訴が必要だという数少ないケースでは、手続きが進めやすくなる。親やその他のおとなが利用できる防御手段が、もはやないからである。

体罰禁止の抑止効果を強める

前節で記した、子どもに体罰を与える親への対応は、法律の教育的機能が働かなかったときに用いるべきものである。しかし、予防できれば、それに越したことはない。法による体罰禁止を達成したら、法改正の「メッセージ」、つまり子どもを叩くことは子育てにおいて決して許容されることではないというメッセージを、以下の方法で大幅に強めることができる。

- ・ その法律に関する包括的で持続的な意識向上と一般市民の教育を行う。
- ・ 肯定的な子育てを普及させる。
- ・ 保健所、幼稚園・保育園・学校などの教育の場、産前産後のサービス、図書館、青少年センターなどを含む専門職者と家族間の接点すべてで、その法律や、暴力に頼らない育児法に関する情報を提供する。

- ・ 家族や子どもと関わる専門職者全員に、法律についての情報を提供し、肯定的な育児法について教育と訓練を行う

法による体罰禁止を効果的に実行するうえで、肯定的な子育ての推進は必要不可欠な部分である。肯定的な子育てを推進する際の基礎となるのは、意識と行動の変革の推進および法改正の推進を行ったときの経験である（第4章を参照のこと）。しかし、この経験は法改正の前にもどうしても必要だというわけではない。**体罰に代わる育児法についての意識が十分向上するまで、法改正を遅らせることはあってはならない。**親が体罰なしで子育てをする技術を身につけるまで、体罰は禁止できないという主張は受け入れられない。もし仮に、男性全員が怒りのコントロールを習得するまで家庭内暴力の法律制定を待っていたなら、女性はいまだに家庭内で合法的に男性から殴られていただろう。

「家庭におけるものも含む暴行から子どもとおとなが平等に保護されなければならないことが原則であるといっても、親による子どもの体罰が明るみに出た場合に、すべての事案で親が訴追されなければならないというわけではない。些事原則——法律は些細な事柄には関与しない——により、おとな同士の軽微な暴行が裁判所に持ち出されるのはきわめて例外的な場合のみである。同じことが、子どもに対する軽微な暴行についても当てはまることになる。国は、通報および付託のための効果的な機構を発展させなければならない。子どもに対する暴力の通報はすべて適切に調査され、かつ相当の被害からの子どもの保護は確保されなければならないものの、懲罰的ではなく支援的かつ教育的な介入を通じ、親が暴力的または他の残虐なもしくは品位を傷つける罰を用いないようにすることが目指されるべきである。

「子どもが依存的状態に置かれており、かつ家族関係には特有の親密さがあることを踏まえれば、親を訴追するという決定、または他の方法で家族に公式に介入するという決定は、細心の注意を払って行なわれるべきである。親の訴追は、ほとんどの場合、子どもの最善の利益とはならない可能性が高い。委員会の見解では、訴追その他の公式な介入（たとえば子どもを分離することまたは加害者を分離すること）は、それが子どもを相当の被害から保護するために必要であり、かつ影響を受ける子どもの最善の利益にかなうという両方の条件が満たされると思われる場合にのみ、進められるべきである。影響を受ける子どもの意見が、その年齢および成熟度にしたがって、正当に重視されなければならない。」

子どもの権利委員会、一般的意見8号、第40、41項

(b) 家庭外における体罰禁止の実行

体罰が明示的に禁じられ、体罰行使に関する法的な防御手段と許可が無効になったなら、体罰の発生場所がどこであろうと、暴行に関する刑法が子どもにも平等に適用される。したがって、子どもに体罰を行使した教師、専門職者など、子どもと関わる仕事をするおとなを起訴する際は、刑法に頼ることができるのである。

もちろん、そもそも体罰の行使を未然に防げるようになれば、子どもにとって最善である。法律での体罰禁止を補うのに、以下のような方法がある。

- ・ 学校などの場で子どもと関わる仕事をするおとなの雇用条件に、体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を行わないという誓約を盛り込む。
- ・ 体罰を行った被雇用者は、起訴される可能性とともに、正式な戒告、停職、そして最終的には解雇されるという制度を雇用条件に盛り込んで、抑止力の機能を持たせる。
- ・ 適度の身体的な力を用いてもよい場面について、必要だと思われれば指導を行う。ただし、その目的は子どもを守ることに限る。
- ・ 学校、養護、司法関連の施設に対して外部による調査および監視を設ける。子どもが遭遇した経験について、他者を交えず本人のみと話し合うことも含む。
- ・ スタッフと子どもが利用できる苦情申立て手続を策定する。
- ・ 体罰の行使を通報した者を報復から確実に守れるようにする。
- ・ 子どもに対する体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰の禁止を確認し、その効果を高めるような行動規範を設けるよう、子どもへのサービス提供者すべてに政府が指示する。

- ・ その法律や、体罰がおよぼす悪影響、人間としての尊厳および身体的不可侵性を尊重される子どもの権利についてスタッフの意識向上を図り、肯定的なしつけと、暴力に頼らない争いの解決法などを教育・訓練する

家庭での体罰禁止についてもそうだったが、学校などでの体罰禁止に向けた法改正についても、「まずは体罰に代わる方法について教師らを納得させる必要がある」と考えて取り組みを遅らせるのは、望ましくない。肯定的なしつけの推進は、法改正に向けたキャンペーンと並行して行い、キャンペーン後も続けなければならない。

「禁止ならびに積極的教育・訓練プログラムにも関わらず、家庭以外の場——たとえば学校、その他の施設および諸形態の代替的養護の場——における体罰事件が明るみに出たときは、訴追が合理的な対応となる場合もあり得る。加害者に対して訴追以外の懲戒措置または解雇という対応がとられるおそれがあることも、明確な抑止力として機能するはずである。あらゆる体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰は禁じられていること、および、そのような罰が実行された場合に課される可能性のある制裁について、子どもに対しても、あらゆる環境において子どもとともにまたは子どものために働いているすべての者に対しても、広く知らせておくことが不可欠である。規律運用制度および子どもの取扱いを監視することは、条約が求めているような、すべての施設および措置の継続的監督の一環とされなければならない。このような措置が行なわれるあらゆる場合に、子どもおよびその代理人は、子どもに配慮した助言、権利擁護および苦情申立てのための手続に対して直ちにかつ秘密裏にアクセスできなければならないし、最終的には、必要な法的その他の援助を得て裁判所に対してもアクセスできなければならない。施設においては、暴力的事件が生じた場合の通報および審査が要件とされるべきである。」

子どもの権利委員会、一般的意見8号、第43項

法改正およびその実行の主な要素

- ・ 子どもがどこにいるか、加害者が誰かに関わらず、暴行に関する刑法が子どもへの暴行にも等しく適用されるように、すべての法的防御手段と、体罰を許可するすべての法規を無効にすること。
- ・ 家庭、学校、養護システム、司法システムなど、子どもの生活のさまざまな場に適用される法律の中で、体罰および残虐なまたは品位を傷つける罰を明示的に禁止すること。
- ・ 親などのおとなによる体罰の使用が継続した場合のため、さまざまな適切な対応と制裁を設けること。
- ・ 体罰の禁止を支え、効果を高めるため、子どもや家族に対するサービスの提供者すべてに明確な指導および訓練を行うこと。
- ・ 法改正について一般市民と専門職者に教育を行うこと。

体罰禁止の実行に関する詳細は、「グローバル・イニシアチブ」の法改正についてのハンドブック、*Prohibiting corporal punishment of children: A guide to legal reform and other measures*⁸⁵ や、本マニュアルの6.1 にあげてあるその他の資料を参考のこと。

3.3 体罰禁止を達成するための戦略を立てる

体罰の禁止に向けて効果的に取り組むためには、なぜ体罰を禁止する必要があるのか（人権上の責務）、何を禁止すべきなのか（あらゆる形態の体罰およびその他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰）、どうすれば体罰禁止を法律で定められるのか（法律の精査と改正）、その実現にどのように取りかかれればよいのかという点をはっきり理解していなければならない。

85 以下のウェブサイトで見ることができる。

英語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/LegalReformHandbook2008.pdf>

フランス語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/LegalReformHandbookFrench.pdf>

スペイン語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/LegalReformHandbookSpanish.pdf>

これらの問題の一部についてはすでに述べた。法改正が必要な理由は 1.4 および 2.2a で取りあげたし、何を禁止すべきかについては 1.1 で論じ、3.1 でさらに詳しく述べた。法律の精査の実施方法については 2.1a で取りあげている。この節では、あらゆる形態の体罰を禁止するための法改正に向けて、いかにキャンペーン活動を行うべきかに焦点を当てる。

(a) 戦略の背景を明らかにする

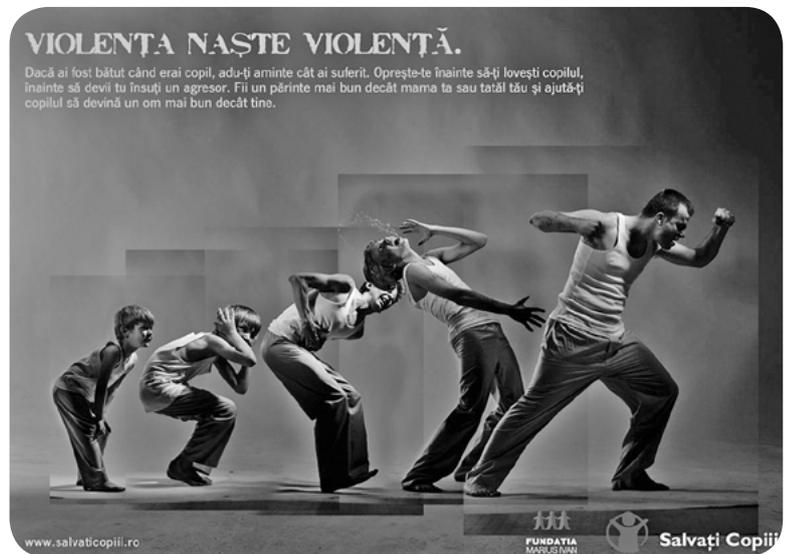
どのような状況の中で法改正推進のための行動をとるのかを、理解することが重要である。そのためには、以下の要素を見きわめる必要がある。

- ・ **法律の現状** 子どもの権利に基づく分析の中の、法律精査の部分を基に、正確な法律情報を記しながら、以下の事項を確認する（2.1a を参照）。

 - »刑法やその他の法律の中にある、親や教師などによる体罰行使についてのすべての法的防御手段。
 - »体罰を課すことを許可または規定しているすべての法規。たとえば、学校や、裁判所命令による体罰に関する法規など。
 - »体罰に関して「無言」だが、実際には禁止しているべき法律。たとえば、教育法や子どもの権利に関する法律など。
- ・ **必要な法改正** どの場面での体罰の禁止が未達成かを特定する必要がある。おそらく、法律を精査した後、体罰禁止法の少なくとも最初の草案はすでに作成してあるだろう。法律精査と体罰禁止法の草案を作成した経験に基づき、1つ1つの場面について以下の事項を特定する。

 - »無効にすべき法律（または法律の一部）。
 - »現行法の改正や新たな法律の制定によって、体罰禁止を達成する方法についての提言。
- ・ **法改正の機会** 今、目の前にある法改正の機会と、近々訪れそうな機会を見きわめる。たとえば、法律——子どもや、子どもの保護、家庭内暴力に全般的に適用される法律、あるいは家族や、教育、少年司法関連の法など特定の場面に適用される法律——の見直しがすでに実施中または計画中だったり、新たな法律が策定中だったりする場合である。多くの国では、子どもに関する法律が、国連子どもの権利条約またはその他の人権条約に合うように改定されている。また、時折、体罰からけがや死亡に至った事件によって、メディアがこの問題に関心を持つことがある。これらすべてが、法改正に向けたアドボカシー活動の機会となる。しかし、このような機会は見逃されることが多い。
- ・ **主要な議員および政府関係者** 体罰禁止を支持しているか、法改正を支持しそうな高位高官を見きわめることが重要である。以下がその例である。

 - »国会議員、大臣、地方自治体関係者など。
 - »体罰への反対を公言したことのあるすべての政府代表者または国会代表者。
- ・ **パートナーになるか、行動してくれそうな組織と人** 法改正を支持しているか、支持しそうなすべての団体・組織および個人を見きわめる。以下に例をあげる。



ルーマニアにおけるキャンペーンのポスター

»子ども連合、その他の子ども団体、人権擁護団体、人権委員会または人権オンブズマン、弁護士や専門職者の協会、そして家庭内暴力、対人暴力、子どもの権利、子どもの保護、差別撤廃などに関する法改正の領域ですでに活動している女性団体と地域団体。

»子どもの権利、子どもの保護の問題、家庭内暴力の問題について、すでに指導的役割を担っている宗教指導者または伝統的指導者。

»体罰反対を公言したことのある、有力な専門家または（たとえば、スポーツ界、音楽界、テレビ界などの）著名な人気スター。

- ・ **自国における法改正の手順** 法改正の仕組みについて理解する必要がある。以下の各項目について何がわかっているか、そしてわからない部分をどのように補えばよいかを見きわめれば、戦略に役立つ。

»立法および法改正の手順。たとえば、法律はどのようにして提案され、起草され、国会へ提出され、最終的に制定されるのか？ 主要な意思決定者は誰なのか？

»法改正のだいたいの所要期間。たとえば、法改正の平均的な所要期間はどれくらいか、主にどのような段階を踏まなければならないのか？ 戦略の期限は？ 法改正への途上で目標とする節目——たとえば、この問題に関する国会審議、地域協議、国会での動議提出など——は何か？

»立法過程に関わる。たとえば、はたらきかけるべき主要な人物や組織は誰で、誰がそのはたらきかけを行うべきか？ 選択肢として、地方政治家、大臣、教師、養護や司法の専門職者、親、子どもなどがあげられる。新しい法律の可決に決定的役割を果たしそうなのは誰で、どうすればその人の意見を聞き出せるか？ 法改正を阻む最も手強い敵になりそうなのは誰で、新たな法律の実行に中心的役割を果たしそうなのは誰で、味方は誰なのか——そして、こういった人たち全員を、法改正を目指すプロセスに引き込むにはどうすればよいのか？（3.4を参照のこと）

- ・ **難題** 法改正のために乗り越える必要がある個々の障壁を見きわめる。法改正への抵抗によく用いられる主張や、それに対する反論は、1.7で紹介している。しかし、それ以外にも、立ち向かわなければならない個別の難題が発生するだろう。たとえば、特定の宗教団体や育児に関するロビー団体からの、よく組織化された強力な抵抗などである。

(b) 目標とその達成方法を特定する

権利に基づく分析、必要な法改正に対する理解、そしてキャンペーンの背景に対する理解を基に、目標とその達成方法を話し合っ決めていくべきである。目標は具体的かつ詳細で、法改正にはっきり焦点を合わせていなければならない。どのような場合にも、全体的な目標は家庭を含むあらゆる場面での体罰の禁止である。家庭外の場面に焦点を合わせる必要があると思われる場合は、体罰の全面禁止を達成する戦略の一環として、その課題を明確に特定し、推進すべきである。

あらゆる場面での体罰禁止という全体目標より下位の目標それぞれについて、以下の事柄を特定する。

1. 必要な行動
2. 誰によって
3. いつまでに
4. 重要な連絡相手。主要な組織や機関内の特定の個人も含む
5. 必要な資源や資料



「子どもたちに話しかけよう」チャイルドライン南アフリカのポスター

全国規模の戦略を立てる際には、以下の点を忘れてはならない。

- ・ あらゆる場面での体罰禁止に向けた法改正の推進は、子どもへの体罰廃止を目指すあらゆる戦略に不可欠な要素となるべきである。取り組む方法はいろいろあるし、法改正に向けてとれる行動は常にある。
- ・ 法改正と、意識向上および一般市民の教育は切り離すことができない。これらは関係のない別個の活動なのではなく、互いに支え合うべきである。
- ・ 家庭内を含むすべての体罰の禁止を達成したほとんどの国では、国民の支持を待たずに禁止を行った。政府は国民に従うのではなく、先導すべきである。法改正に対する支持を確立しながら人々の教育に努めることと、法改正に着手する前に世論や文化的慣行の変化を待つことは、区別する必要がある。子どもは十分かつ平等に守られる権利を現時点で持っているのだから、後者を容認することはできない。

政府や国会議員は法改正に賛同しているが、世論が依然としてきわめて否定的である場合には、国民的な議論をあまり盛んにせずに、速やかに法改正を達成しようとするのが最善かもしれない。法律の可決後に、一般市民の教育を行うこともできる。

3.4 政府および国会との連携

(a) 法改正における政府と国会の役割

新たな法律や現行法の改正は最終的には国会を通過しなければならない。国会こそが変革を受け入れなければならないのだから、できるだけ早く国会内で体罰禁止への関心と支持を生むことが重要である。しかし、多くの場合、国会に新たな法律を提出するのは政府である。したがって、政府与党が国会の多数派である場合は、政府が提出する法案が通過しやすいため、政府をはたらきかけの最初の対象とすべきである。

国会への法案の提出方法

あらゆる形態の体罰を禁止するための法案を国会に提出するには、通常、以下の5つの方法がある。

1. 政府が体罰禁止を達成するための法案を提出する。
2. 政府が、体罰禁止の規定を含む、もっと包括的な法案（例：子どもの保護、子どもの権利、家庭内暴力）を提出するか、体罰を禁止するための現行法の改正案を提出する。
3. 政府が、関連する場面での体罰禁止の規定を盛り込んだ分野別の法案——家族、教育、養護、少年司法、雇用などに適用される法案——を提出する。
4. 国会議員が個人または集団で、国会審議中の政府法案に対する修正案を討議に付す。たとえば、子どもの権利や、子どもの保護、家庭内暴力の法案に、家庭における体罰禁止の規定を追加したり、教育に関する法案に学校における体罰禁止の規定を追加したりする。
5. 国会議員が個人または集団で、上記のような法案（議員法案）を提出する。⁸⁶ 一般的に、議員による国会への法案提出は、政府法案を活用するよりはるかに困難である。

86 ニュージーランドの法改正はこのようにして達成された。Wood, B. et al. (2008), *Unreasonable Force: New Zealand's journey towards banning the physical punishment of children*, Save the Children New Zealand (<http://yesvote.org.nz/resources/downloads/>) 参照

法案が法律になるまで

法案を審議し、それを投票で可決または否決する議院が1つしかない国会もあれば、2つある国会もある。法案を検討する過程は国会によって異なるが、たいていは図書館や情報部門が設けられており、議院運営手続きについて簡潔に説明してくれる。このような情報は、国会のウェブサイトでも閲覧できる。

以下の法案可決の例はウェストミンスターにある英国議会の例であり、法案が成立するまでに経なければならない諸段階を示している。英国は二院制で、庶民院（公選制）と貴族院（公選ではなく任命制）がある。法案はまずいずれかの議院に提出されてから、通常、次の段階を経て可決される。

- ・ 第一（正式）読会——法案を議院に提出する。審議は行わない。
- ・ 第二読会——法案全体を議院本会議で審議する。修正は行わない。
- ・ 委員会審議——委員会が法案を条文ごとに詳しく検討し、委員会メンバーが提案した修正について検討と投票を行う（場合によっては、関連する証拠を民間団体などから聴き取って議会に報告することのできる別の委員会が、その法案を追加審査する）。
- ・ 委員会報告——委員会で修正された法案が議院本会議に報告される。さらなる修正を提案できる。
- ・ 第三読会——通常、修正は行わない。
- ・ 他方の議院への法案送付——庶民院に提出された法案は貴族院へ（貴族院に提出された法案は庶民院へ）送付され、次の議院でも同様の手順を経る。次の議院で提案された修正は最初の議院に報告され、審議される。双方で最終的な合意が得られるまで、法案は何度も両院を行き来することがある。
- ・ 国王の裁可——法案が女王に送られ、裁可され、法律となる。

法案の進捗状況を適切に監視し、必要に応じていつでも介入できるよう（3.4b および 3.4c を参照）、自国の手続きをよく知っておく必要があるだろう。



ベネズエラで行われたキャンペーンの場で発表する若者

(b) 政府へのはたらきかけ

政府にはたらきかける際は、以下の手順を踏むべきである。詳しい方法は、自国のキャンペーン戦略の中で特定する（3.3 参照）。

- ・ **体罰禁止の法律に責任を負う政府機関を探し出す** 担当の大臣と高官を探し出すとともに、指揮をとる特定の機関——たとえば法務省など——があるかどうか、そして子どもに関する政策や子どもの権利条約の履行に全責任を負う単一の機関があるかどうかを把握するべきである。現在、家庭、代替的養護の場、学校、司法システムなどの複数の場面で体罰が適法である場合は、多数の機関が関わっている可能性がある。
- ・ **体罰問題に関する政府へのはたらきかけに最も影響力を持っていそうな組織および組織の連合体を探し出す**
- ・ **一緒に活動できそうな子どもたちと若者たちを探し出す** 子どもの権利や、子どもに対する暴力、体罰の問題をよく知っている子どもが、政府へのアプローチや会合に関与すると、大きな影響を与えうる。
- ・ **体罰の問題を提起するため、担当の大臣と高官へ陳情書を送り、この問題を話し合うための会談を要請する** このような政府への最初のアプローチを行うとき、以下の事柄に言及することもできる。
 - »子どもの権利条約に従って作成された各国の報告書に対し、子どもの権利委員会が総括所見の中で行った勧告と、「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利（特に第 19 条、第 28 条第 2 項、第 37 条）」に関する、子どもの権利委員会の一般的意見 8 号（2006 年）
 - »子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究の勧告
 - »家庭、学校、刑罰システム、代替的養護の場における体罰の現在の法的状況の概略（2.1a 参照）
 - »現行法の精査の結果に基づき、体罰の全面禁止を達成するのに必要な法改正の概略（3.1 参照）
 - »体罰の蔓延度、種類、影響に関連した新規および既存の全国調査（1.3 および 1.5 参照）
- ・ **手紙の送付、電話、要請などを継続して行う** はたらきかけは長期戦になる場合があるし、政府関係者には時間と注意を要する課題がほかにも多数ある。いったん体罰の問題を提起したなら、それを相手の課題リストに載せ続けることが重要である。



国連子どもの権利委員会での子どもの質問に回答するアグネス・アイドゥ氏、ガーナ

(c) 国会へのはたらきかけ

国会へのはたらきかけは、できるだけ早く開始すべきである。

- ・ **体罰の禁止に賛同する議員を特定する** 特定する議員の地位は高ければ高いほどよい。
- ・ **議員の支持を増やす戦略について話し合う** 早すぎる段階で反対を引き起こさないよう、国会での開かれた議論を促す前に、戦略を話し合っておくべきである。

- ・ **国会で体罰の問題を提起する** これには以下のような多くの方法がある。

»国会での文書または口頭による質問を活用すること。多くの国の国会には、議員が文書による質問（関係する大臣が所定の制限時間内に文書で回答しなければならず、その回答は国会の正式記録で公表される）または口頭による質問（大臣はその場で回答し、短い議論に発展することもある）を行う手続きがある。そのため、議員に以下の事柄について質問するよう依頼することができる。(i) さまざまな場面での体罰に関する法律、(ii) 体罰を禁止、撤廃する人権義務を果たすために、政府はどのような措置をとっているのか、(iii) 体罰の蔓延度についてどのようなことを知っているか、(iv) 時事問題との関連での体罰問題。たとえば、マスメディアが報道している体罰事件、最新の調査報告、人権に関する新たな勧告など。

»会合や調査を企画すること。議員個人か議員集団、あるいは国会の適切な委員会に、以下の要請を行うことができる。(i) 体罰の禁止・撤廃について話し合うため、民間団体や人権団体や子どもたちの代表を含めた会合を招集してもらう。(ii) 体罰または体罰を含む子どもへの暴力について調査を開始し、民間団体や子どもなどから証拠を集めてもらう。(iii) 体罰の廃止について国会で審議してもらう。

»政党の本部にアプローチして、子どもの問題に関する政策の責任者を探し出し、党員が国会で体罰の問題を提起できるよう、政党組織内で体罰の問題を提起してもらう方法を見つける。体罰禁止に賛同する可能性が最も高い政党からアプローチをはじめるとよい。

- ・ **法改正のあらゆる機会に注意を払う (3.3a 参照)**
- ・ **十分に知識を得る** 現行法と、体罰の明確な禁止を達成するために変えるべき点について理解する (2.1、3.1 参照)。
- ・ **自国の法改正の手続きを理解する** 自国の国会への法案提出手続きと、法案が法律になるまでの議院運営手続きを理解しておけば、法案の進捗状況を監視し、必要に応じて、情報提供、助言、法案を支持する議員の激励といった介入をいつでも行えるようになるだろう (3.3a 参照)。
- ・ **体罰禁止を支持する一連の強力な主張を練っておく** 体罰禁止を支持する議員たちに、試験的にその主張を行ってみるとよい。そうすれば、返ってきそうな反論について議員から意見を聞いて準備できるし、自分の主張を事前に練習し、磨きあげ、強化できる。また、支持派議員からの質



ルーマニアでキャンペーンを行っている子どもたち

問を含め、体罰禁止に関する「よくある質問」への回答も用意しておくべきである（1.7 参照）。⁸⁷

- ・ **議員向けの明確かつ簡潔な状況説明を書く** 状況説明は可能な限り短く、的を射たものにする（必要であればさらに詳しい情報を送ればよい）。そしてその説明原稿を支持派議員に試し読みしてもらい、必要に応じて修正する⁸⁸。
- ・ **議員のデータベースを作成する** 状況説明を迅速かつ効率的に E メールやファックスで送ったり手渡ししたりできるように、議員とそのスタッフの詳細な連絡先を記した議員のデータベースを作成する。
- ・ **体罰問題に関する政府やさまざまな政党——およびその成員 1 人 1 人——の見解について理解を深める**
- ・ **法改正に強く反対していることがわかっている相手には状況説明をしない** そのような反対者の考えは変わらない可能性が高く、状況説明をしても、より激しい反対を引き起こすだけだろう。



「子どもたちに触れよう」
チャイルドライン南アフリカのポスター

3.5 法改正を達成するための法的な手段

この節では、あらゆる形態の体罰の禁止に向けた措置を講じない政府を動かすための、さまざまな法的な制度について説明する。2010 年、「グローバル・イニシアチブ」は、体罰禁止に向けた前進がまったく見られない国や、この問題に対する政府の真剣な取り組みがない国に関する報告を作成しはじめた。その目的は、政府への圧力を強めるために、法的な手段や、国際的・地域的な人権制度の活用を推進することにある。詳細についての照会先は、info@endcorporalpunishment.org。

(a) 子どもの権利条約を法的文書として利用する

政府が法改正を拒んでいるか、法改正に激しく抵抗している国では、子どもの権利を実現する義務を政府に「強制的に」受け入れさせるために、国際人権法と国内法を用いることができる。法律を用いると聞くと怖じ気づく人もいるが、不安がる必要はない。**弁護士でなくても法律は利用できるのである。**

国が子どもの権利条約の履行について子どもの権利委員会の審査を受けたとき、委員会は必要に応じて、あらゆる形態の体罰の明示的な禁止を勧告する。国がそれに応じない場合、次の審査時にも同じ勧告が行われる。委員会は勧告を守らせる権限は持たないが、政府に圧力をかける材料を子どもの権利の擁護者に提供してくれる。委員会の懸念事項と勧告が広く報じられれば、その国は国際的に恥をかく可能性もある。

委員会の勧告がどれだけの効力を持つかは、政府が子どもの権利を尊重するために変革を行う意欲があるかどうか、そして民間団体、人権団体、委員会の勧告を利用するその他の団体がどれだけ強力なアドボカシーを行うかにかかっている。組織や団体が政府への圧力を強める方法としては、たとえば、政府が子どもの権利委員会やその他の関連条約の監視機関の勧告を履行するために、どのような対応をとったか、あるいはとらなかったかを年次報告書にまとめることなどがある。

しかし、このような圧力をかけても政府に子どもの権利を尊重させられない場合、子どもの権利条約を法的文書として用いることを検討すべきである。つまり、政府が条約に基づく法的義務を果たしていないことに対して、法廷の場や、必要なら地域的、国際的人権制度への申請を通じて異議を申し立てるのである。

⁸⁷ 以下も参照のこと。Global Initiative to End all Corporal Punishment of Children (2009), *Prohibiting all corporal punishment of children: Frequently Asked Questions*

英語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Adults-English.pdf>

フランス語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Adults-French.pdf>

スペイン語：<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/FAQ-Adults-Spanish.pdf>

⁸⁸ Epoch New Zealand のウェブサイト (<http://www.epochnz.org.nz>, <mailto:epochnz@gmail.com>) には、ニュージーランドで成功を取った体罰禁止キャンペーン中に使った資料集があり、その中には国会議員への状況説明、政府に提出した文書、メディア向け資料、キャンペーン用資料が含まれる。

(b) 国内の法的な制度を利用し、体罰に異議を唱える

子どもの権利条約の国内法への組み入れ

子どもの権利条約は法的文書である。これは国際人権法の一部であり、国は批准した場合、子どもへのあらゆる形態の体罰を禁止する法律の制定を含めて、条約を完全に履行する法的義務を負う（1.4 参照）。

国際文書を批准したとき、それを国内法に対してどう取り扱うかは国によって異なる。一部の国では、批准と同時にその文書が自動的に国内法の一部となり（国内法に組み入れられ）、国内法に優先される。すると、それを法廷で利用し、子どもの権利条約が保障した権利を要求することができる。その他の国では、国内法への組み入れが自動的に行われず、国会の何らかの手続きが必要になる。また、誰かが訴訟を起こさない限り、子どもの権利条約の地位が確立されない国もある。自動的な組み入れが行われない国では、国がすべての国内法を条約に完全に準拠させる義務を負う。

上記のどの場合でも、子どもの権利条約は国際法に基づく法的義務を課すということを政府は再認識する必要がある。条約法に関するウィーン条約は、人権文書を受け入れることは法的義務を負うことだと強調している。そのような義務と矛盾する国内法があることを、義務を完全に遵守しない言い訳にすることはできない、とウィーン条約は述べている。

憲法およびその他の国内法

ほとんどの国では、憲法かその他の基本法規の中に、体罰を容認または正当化する法律とは矛盾する規定がある。ほとんどの憲法には、「あらゆる人が持つ」人間としての尊厳と身体的不可侵性を保護される権利や、残虐なまたは品位を傷つける罰や扱いから守られる権利、法のもとで平等に保護される権利が盛り込まれている。これらの規定は、子どもの保護や、その他の子どもの権利に関する法律に反映されている可能性がある。あらゆる場面または一部の場面における子どもへの体罰に異議を唱える際には、国が批准した国際文書から生じる義務を引用するだけでなく、こうした国内法も利用できる。

体罰の適法状態に異を唱えるために訴訟を起こすときは、国を相手取った訴訟になる。訴訟における最終的権限がどこにあるかは、その国の法制度によって異なる。

(c) 専門家の法的意見書を得て、活用する

体罰禁止に向けた進展が見られない場合、または抵抗に遭っている場合、専門家の法的意見書は非常に有効である。体罰の適法状態に異議を申し立てるとき、それが法廷であれ、国際的、地域的人権制度を通じてであれ、法的意見書は必要不可欠である。（3.5d 参照）

法的意見書を得る

法的意見書は、弁護士に作成を依頼して入手する。その場合、以下の点を守る必要がある。

- ・ 子どもにも権利があると考え、子どもへのあらゆる形態の体罰を禁止するという人権上の責務に全面的に賛同している弁護士に作成してもらう。この共同作業を成功させるためには、以上の価値観を共有していることが重要である。



アフガニスタンにおける宣言書への署名

- ・ 体罰を容認する法律が、国の批准した国際的人権文書——子どもの権利条約を含む——のほか、憲法やその他の国内法の関連規定といかに矛盾しているかを、法的意見書の中で述べる。また、この矛盾に対して、国内の法制度および必要であれば地域的、国際的な人権制度を用いて異議申し立てができることも述べる（3.5d 参照）。

他国の上級裁判所で下された数々の重要かつ明確な体罰禁止支持の判決を、意見書の中で引用すると有益だろう。たとえば裁判所が、体罰を容認する法律は違憲である、なぜならそのような法律は、人間としての尊厳を尊重され、残虐なまたは品位を傷つける扱いや罰から保護される権利を侵害しているからだ、と明言した事例をあげるのである。現在までの判決の大半は刑罰または学校における体罰にしか言及していないが、家庭での体罰に言及している判決もある。コスタリカ、フィジー、イタリア、ケニヤ、ネパール、南アフリカなどの国で⁸⁹、関連する判決が下されている。「グローバル・イニシアチブ」は法的意見書の作成について詳しく助言してくれるはずである。詳細についての照会先は、info@endcorporalpunishment.org。

法的意見書を活用する



ザンビアで児童虐待に対する意識向上を目的に行われた行進

法的意見書を活用する際、以下の点を忘れないでほしい。

- ・ 法的意見書の主目的は、体罰を容認する法律に法廷で異議を申し立てることもできるのだと指摘することだが、ただ単に訴訟をちらつかせるだけでも、行動を引き出すのに十分な場合もある。
- ・ この問題を法廷に持ち込むと決断する前に、そのような行為が持つリスク、特に敗訴するリスクと、悪しき前例を残すリスクを慎重に評価すべきである。不当な判決に異を唱えることも可能だが、依頼する弁護士の評判がよいかどうか、その弁護士が訴訟前にきめ細かい準備を行ったかどうかを確認することがきわめて重要である。
- ・ 訴訟を起こしたり、ちらつかせたりすることは、法改正を推進する包括的な戦略の一部とすべきであり、この方法のみで問題に取り組むべきではない。ほかの方法、たとえば国会にはたらきかけることや、コミュニティが参加すること、メディアを利用すること、適切な場合には子どもが関与すること（これには、子どもにわかりやすい法的意見書を作成することも含まれるだろう）などと組み合わせる必要がある。

89 「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイト (<http://www.endcorporalpunishment.org>) で、これらの判決の詳細を見ることができる。

(d) 国際的、地域的な人権制度を利用する

国際的、地域的な人権制度は、苦情申立てと通報のための制度であり、個人または集団が自分の権利が侵害されているという申請を提出することができる。この制度を利用すれば、あらゆる体罰から保護される子どもの権利を実現していない国の政府に対して、圧力を強められる。個々の制度を用いるには、国民による制度の利用を国が批准（承認）していなければならない。通例、これらの制度を用いる条件として、利用できる国内法制度を試したけれども失敗した——いわゆる「国内の救済手段を尽した」——という実績がなければならない。また、権利侵害を主張するためには、実際の被害者が必要である場合がほとんどである。

国際的な苦情申立て／通報制度

以下の国際人権文書に関連した苦情申立てと通報の制度は、特定の状況下でなら、体罰の適法状態への異議申立てに利用できるかもしれない。国がこれらの文書のいずれかを批准したうえで、関連する選択議定書を批准したか、必要な宣言を行っており、しかも国内の法制度で体罰の適法状態に異議を申し立てる取り組みが失敗したという場合には、この制度を利用して国に体罰を禁止するよう圧力をかけられる可能性がある。

- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（人権委員会）
- ・ 拷問及び他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約（拷問禁止委員会）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃委員会）
- ・ 障害者の権利に関する条約（障害者権利委員会）

これらの制度の利用に関する詳細な情報については <http://www2.ohchr.org/english/bodies/petitions/> および http://www.crin.org/law/mechanisms_index.asp を参照すること。

人権理事会は通報手続きを設けるために、子どもの権利条約の新たな選択議定書を起草する作業部会を立ち上げた⁹⁰。

地域的な苦情申立て／通報制度

地域的な人権文書の中にも、関連する苦情申立てと通報の制度を持つものがある。

- ・ 人の権利および義務に関する米州宣言と米州人権条約（米州人権委員会と米州人権裁判所）
- ・ アフリカ人権憲章（アフリカ人権委員会とアフリカ人権裁判所）
- ・ 子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章（子どもの権利および福祉に関するアフリカ専門家委員会）
- ・ 人権および基本的自由の保護のための欧州条約（欧州人権裁判所）
- ・ 欧州社会憲章と改正欧州社会憲章（欧州社会権委員会）



ウルグアイにおけるキャンペーン

90 詳しくは Child Rights Information of Network のウェブサイト (http://www.crin.org/law/CRC_complaints/) を参照のこと。

一部の地域の苦情申立て制度を通じて、体罰の適法状態に対する異議申立てが成功した例もある。アフリカ人権委員会は、スーダンにおける学生への鞭打ちをとがめる決定を下し、このような行為を許可する法律はアフリカ人権憲章に準拠していないと明言した。欧州人権裁判所は1973年以降、体罰を非難するという進歩的な内容の決定を次々に下している。欧州社会権委員会は、個人の被害者を特定しなくても苦情を申し立てられる「集団申立て」制度のもとで、多くの国があらゆる場面では体罰を禁止していないため、欧州社会憲章に「従っていない」と認定した。⁹¹

第3章の要約

体罰の適法状態の終結——つまり、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰を禁じるための法改正を達成すること——の第一歩は、体罰禁止法の草案を作成することである。それには以下の作業が必要である。

- ・ 体罰を擁護する防御手段と体罰の許可をすべて無効にする。
- ・ 体罰の明示的禁止を規定する。

体罰禁止法の草案を作成しようとするなら、現行法を改正するか、新たな法律を制定するか、その両方を行うことになるだろう。それは現行法の精査の結果によって異なる。新しい法律は明確で明示的なものにすべきである。家庭やその他の場面で新たな法律がどのように実行されるかを明確に理解すれば、法改正推進の取り組みはさらに効果的になるだろう。

法改正推進のために明確な戦略を策定する必要があるが、そのためには以下の作業が必要である。

- ・ さまざまな場面での体罰について、法律の現状を確認する。
- ・ 必要な法改正を特定する。
- ・ 今、目の前にある法改正推進のチャンスや、今後、訪れそうなチャンスを特定する。また、そのような可能性がないと思われる場合は、キャンペーンをどのようにはじめればよいかを検討する。
- ・ 国会および政府内に、体罰禁止の主要な支持者を見つける。
- ・ パートナー候補、つまり体罰禁止を支持しているか、支持する可能性のある団体・組織および個人を見つける。
- ・ 自国における法改正の手続きを理解する。
- ・ 直面しそうな難題を想定し、その解決法を具体的に計画する。

最終的な目標は、あらゆる場面での子どもに対するあらゆる形態の体罰を明確かつ明示的に法律で禁止させることである。

また、法改正に抵抗を続ける政府に異議を申し立てるために、法的手段をどのように使えるかも考えるべきである。それには、子どもの権利条約を法的文書として利用することや、さまざまな人権条約に基づいた苦情申立てと通報の制度を利用することも含まれる。

忘れてほしいのは、弁護士でなくても法律を活用することはできるということである。「グローバル・イニシアチブ」は法改正とその推進に関して、いつでも快く専門的支援や助言を提供する。詳細についての照会先は、info@endcorporalpunishment.org。

91 これらの判決や決定の詳細は、「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイト (<http://www.endcorporalpunishment.org>) を参照のこと。

体罰の慣行を

終結させる

4

- 4.1 家庭、学校、その他の場面における変革を促す
- 4.2 家庭での体罰の廃止に向けた戦略を策定する
 - (a) 親が体罰を行使する理由を理解する
 - (b) 目標とその達成方法を決定する
 - (c) ツールと教材を作成する
 - (d) 肯定的な子育てを推進する
 - (e) 宗教団体と共同活動を行う
- 4.3 学校での体罰の廃止に向けた戦略を策定する
 - (a) 教師が体罰を行使する理由を理解する
 - (b) 目標とその達成方法を決定する
 - (c) ツールと教材を作成する
 - (d) 肯定的なしつけを推進する

4.1 家庭、学校、その他の場面における変革を促す

あらゆる状況における体罰の禁止にかかる法の改正は、非常に重要である。しかし、体罰の続行を黙認したり支持したりしている社会一般の意識や、変革を阻止したり妨げたりしている環境に対しても変革を実現しなければ、子どもにとって真の変革はなされないだろう。社会変革に向けたキャンペーンは、法改正と複雑に絡み合っている。仮に、法律がすでに子どもへの体罰を禁じているなら、体罰行使の廃止に向けたキャンペーンは、その法律の周知徹底と効果的な実行を目指すものとなる。このような場合は、体罰禁止の取り組みが強固な法的基盤を持つこととなる。一方、現在、法律が体罰を黙認するか是認している場合は、多くの人が体罰行使廃止のキャンペーンを支持している、と公言することで、キャンペーンがより強力になるはずである。また、「親や教師などが体罰をやめて、子どもとの肯定的で暴力に頼らない関係に前進するのを支援している」と言えれば、法改正に向けたキャンペーンにもプラスになるだろう。

権利に基づく状況分析で把握した実態は、取り組むべき障壁や、親と教師などが感じるプレッシャー、そして子どもに対する親や教師などの行動の根底にある意識や考え方を理解するうえで、重要な手助けになるだろう。子どもへの体罰をなくすにあたって、意識向上と、一般市民および専門職者への教育訓練は必要不可欠である。

本章では、ほとんどの子どもが大半の時間を過ごす、家庭と学校という2つの場での体罰に焦点を合わせる。原則的にはこの2つで、あらゆる場面——ほかの施設やさまざまな児童養護形態——で取り組む必要のある問題を、すべてではないにせよ、ほとんど網羅している。問題というのは、たとえば、「私的」な場と公的な施設、そして管理された場と管理されていない場の両方で体罰をなくすにはどうすればよいのか、といったことである。この知識は、その他の場における体罰撤廃の推進にも容易に応用できる。



暴力のない学校の試験的プロジェクトに参加している、アフガニスタンのジャララバードにあるミア・オマール高校の屋外教室

「体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である。権利条約第 42 条にもとづき、国は、条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、おとなのみならず子どもに対しても同様に広く知らせることを約束している。

「これに加えて、国は、親、養育者、教員および子ども・家族とともに働いている他のすべての者を対象として、積極的かつ非暴力的な関係および教育が絶えず促進されることを確保しなければならない。権利委員会は、条約において、子どもに対する体罰のみならず他のあらゆる残虐なまたは品位を傷つける罰の撤廃が要求されていることを、強調する。親が子どもとどのような関係を持ち、または子どもをどのように指導すべきかについて詳しく定めることは、条約の役割ではない。しかし条約は、家庭内における関係ならびに教員、養育者その他の者と子どもとの関係の指針となる諸原則の枠組みを提供している。子どもの発達上のニーズが尊重されなければならない。子どもは、おとなの言葉だけではなくおとなの行動からも学ぶ。子どもがもっとも緊密な関係を持っているおとなが、その子どもとの関係において暴力および屈辱を用いるとき、そのおとなは人権の軽視を実演するとともに、それが紛争を解決したり行動を変えたりするための正当な方法であるという、危険な教訓を与えている可能性があるのである。

「権利条約は、子どもが個人であり、かつ人権の保有者であることを明らかにしている。子どもは親の所有物でも国の所有物でもなく、単に関心を向けられるだけの客体でもない。このような精神を踏まえ、第 5 条は、この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの発達しつつある能力と一致する方法で適当な指示および指導を行なうよう、親（または適当な場合には拡大家族もしくは共同体の構成員）に対して求めている。また、第 18 条は、子どもの養育および発達に対する親または法定保護者の第一次的責任を強調したうえで、「子どもの最善の利益が、親または法定保護者の基本的関心となる」と述べている。第 12 条では、国は、「その子どもに影響を与えるすべての事柄について」自由に意見を表明する権利を子どもに確保するとともに、子どもの見解が、その年齢および成熟にしたがって正当に重視されるようにすることを求められている。このことは、子どもの参加権を尊重するような子育て、養育および教育のあり方が必要であることを強調するものである。委員会は、「教育の目的」に関する一般的意見 1 号において、「子ども中心の、子どもにやさしい、かつエンパワーメントにつながるような」教育を発展させることの重要性を強調した。

「権利委員会は、積極的かつ非暴力的な形態の子育ておよび教育を促進する資料およびプログラムの例が、いまや多数存在するようになっていることに留意する。これらは親、その他の養育者および教員を対象として、政府、国連機関、NGO 等によって開発されたものである。これらの資料およびプログラムは、適切な形で修正して、さまざまな国および状況下で使用することができる。メディアは、意識啓発および公衆の教育の面できわめて貴重な役割を果たすことが可能である。体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰への伝統的依存を変えていくためには、継続的な行動が必要とされる。非暴力的な形態の子育ておよび教育の促進は、保健・福祉・教育サービス（乳幼児期施設、デイケアセンターおよび学校を含む）において国と親・子どもが接触するあらゆる場面に組み込まれていなければならない。また、教員ならびにケア制度および司法制度で子どもとともに働くすべての者の養成および現職者訓練にも統合されるべきである。

「委員会は、非暴力的なアプローチを促進するための意識啓発、公衆の教育および訓練について、国が、とくにユニセフおよびユネスコの技術的援助を求めてもよいのではないかと提案するものである。」

子どもの権利委員会、一般的意見 8 号、第 45、46、47、48、49 項

4.2 家庭での体罰の廃止に向けた戦略を策定する

この節では、便宜上、「親」という言葉を使用する。祖父母や拡大家族の成員、里親など、養育の役割を担うすべての者にこの呼称を用いる。

根強い意識を変えるには時間がかかり、さまざまなレベルの活動への持続的な資源投入が要求される。変革を達成するための戦略の策定には以下の作業が必要だろう。

- ・ 親が体罰を行使する理由を理解する。
- ・ 目標とその達成方法を決定する。
- ・ 必要なツールと教材を作成する。
- ・ 肯定的な子育てを推進する。

子どもを保護するための子どもの権利に対する理解や、肯定的なしつけの推進は、可能な限り、既存のプログラムや親との接点——たとえば、産前産後のケアや医療サービスなど——に組み込むと有益である。まったく新しい独立したプログラムが常に必要とは限らない。一般市民、親、教師への教育と意識向上を必要とされる規模で実現し、それを長期的にわたって継続するには、その取り組みにあらゆるレベルで政府を関与させることが不可欠だろう。民間団体、人権団体、国連機関などは、有益な試験的プロジェクトやモデル・プログラムや教材を提供できるが、政府にその取り組みを引き受けさせるべく、努力する必要がある。

(a) 親が体罰を行使する理由を理解する

親やその他の養育者による体罰行使の要因を正しく理解すれば、家庭（だけでなく、あらゆる場面）での体罰の禁止に向けた取り組みが、よりよい成果を生むだろう。しかし、こうした要因の分析は、子どもが「悪い」行動をとる理由を列挙するだけで終わりがちである。まるで、子どもの行動が何らかの形でおとなの体罰行使を「引き起こし」ていると言わんばかりである。しつけに対するおとなの姿勢を変える第一歩は、自分の行動に責任を持つことである。

子育ての中で体罰を行使することは、意外に思えるかもしれないが、普段は意識をしていなくても、最終的に取りうる1つの手段である。親は、情報、支援、励ましを得ることで、暴力に頼らない子育ての方法を選ぶ力を身につけ、それを実行できるようになる。そのために親を手助けする方法の1つは、体罰の行使を招き、それを継続させてしまう要因と、子どもの行動の「説明となる」かもしれない要因とをはっきり区別することである。

以下は、家庭で体罰が行使される要因の一部である。

- ・ **習慣、伝統、風習、慣れ**——体罰はこれまで行使されてきたうえに、現在も児童養護の専門職者の間でさえ社会的に広く容認されており、おそらく、親自身も子ども時代に体罰を体験しているはずである。
- ・ **適法性**——法律で体罰が禁じられない限り、「体罰は容認される」という考えが疑問視されることはない。肯定的なしつけを促す助言と指導を行っても、体罰を許す法律がそれを妨害すれば、大した効果は見込めない（1.2、2.1a、2.2a 参照）。
- ・ **信仰に基づく主張**——親は、宗教教育の影響を受けていたり、主要な聖典の語句が子どもへの体罰を支持しているばかりか義務づけてさえいると解釈する宗教指導者やコミュニティ指導者の影響を受けていたりする可能性がある。しかし、それとは違った、暴力と無縁の解釈の仕方もある。地域レベル、コミュニティレベルでの取り組みでは、信仰に基づいた体罰廃止への支持を確立することが重要である（2.1c 参照）。
- ・ **知識不足**——肯定的な子育ての方法、子どもの権利、健やかな子どもの成長・発達、しつけと罰の違い、しつけの手段としての体罰の効果のなさ、体罰が子どもにおよぼす悪影響といったものに関する知識の不足も体罰が行使される要因である。これらの知識は、公的教育や啓発、養育者や専門家を対象とした情報や教育によって知ることができる。



ザンビアにおける児童虐待に対するコミュニティの意識向上

- ・ **親のストレス**——すべてが経済苦か病苦と関係しているわけではないが、体罰を行使する多くの家庭は、貧困、失業、心身の不調、アルコール依存症、家庭内暴力などの要因によって、高レベルのストレスを抱えている。この状態は子どもに対する親の忍耐力を弱め、子どもの行動に怒りの反応を示したり、「激しく叩いたり」する結果につながりかねない。ストレスによって、親は自分の子育てへの批判らしきものや、「イニシアチブ」——興味を持つことが精神的に不可能だと感じるか、厳しい生活の中で参加する暇など皆無に近いもの——に抵抗する可能性がある。しかし、注意深く取り組めば、変革の必要性を親に悟らせることも、それを実行できるようにし、子どもと家族にとっての利点を理解できるようにすることも、苦難というより有益な仕事になりうる。

(b) 目標とその達成方法を決定する

自分が何を達成しようとしているかを明確にすることは重要である。それによって、どこに力を集中させるかが変わってくるためである。目標の例を以下にあげる。

- ・ 体罰から保護される子どもの権利について親の意識を高める。
- ・ 肯定的なしつけに対する親の自信と理解を向上させる。
- ・ 親があらゆる体罰行使をやめるよう、親と関わる専門職者に支援をさせる。
- ・ 家庭における体罰の発生頻度と常態化を低下させる。

上記および上記以外の目的を達成するためにどのような戦略をとるかは、地域の事情、状況分析で見つかった問題、利用可能な人的・金銭的資源によって左右される。例として、以下の活動の一部またはすべてに取り組むことが考えられる。

- ・ 肯定的なしつけに関する家族向けの教材を製作する。
- ・ その教材が広く受け入れられ、しかも政府と地方自治体のプログラムに取り入れられるよう努力する。
- ・ 家族と関わる専門職者に向けたプログラムを作成し、体罰に異を唱える重要性を知らせるとともに、親が体罰以外の子育て方法を模索し、取り入れるうえでの専門職者の支援の役割を理解させる。
- ・ 職能団体や学術機関・養成機関と協力し、上記のようなプログラムを養成訓練と現職者訓練に組み込むための助力を得る。
- ・ 親が肯定的なしつけを用いるのを手助けするため、地域コミュニティで講習会を実施する。



ペルーでキャンペーンを行っている子どもたち

ターゲットの特定

家庭での子どもの養育と発達に責任を負う者として、親、年上のきょうだい、祖父母、拡大家族の成員があげられる。親の就労中に子どもの世話をする者もそれに含まれるだろう。親自身が子ども（18歳以下）の場合もある。さらに、社会福祉に関わる省庁、地方・地域自治体、職能団体、専門職者の訓練を行う学術機関、社会福祉事業で家族を見守る責任を負うソーシャルワーカーなどの専門職者、そして保健所などが示す体罰に関する意識と行動も、担当する子どもたちに影響をおよぼす。プログラムを進める際、上述したすべての層を対象とするのか、もしくは特定のグループを優先するのかを判断する必要がある。

(c) ツールと教材を作成する

作成すべき教材とツールを計画する第一歩は、既存のものを見つけ、それをほとんど作り替えることなく、キャンペーンにどのように活用できるかを検討することである。本マニュアルの6.2に、社会改革を手助けする多くの有益な資料を掲載しているほか、新しい資料も利用可能になり次第、「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイト (www.endcorporalpunishment.org) に追加される。⁹²

新しい資料を製作するか、作り出す手助けをする必要があると判断した場合、以下の点を検討すべきである。

- ・ 新しいツールは、親がわが子に対して持っていると思っている、身体的な罰を与える権利を取り去ることに重点を置くのではなく、体罰に代わる方法（肯定的なしつけの戦略）を建設的に提示するものにすべきである。
- ・ 新しい教材は、その地域で子どもへの行動に影響を与えている意識と信念を正面から扱う必要がある。
- ・ 相手を裁き、批判しているように思われたい姿勢をとる必要がある。すべての親は子どもの最良の発達と保護に努力しているという仮定に基づき、親がより敬意に満ちた効果的な子育て法に移行する手助けをすることに重点を置くべきである。
- ・ 関連する専門職者団体と共同でこういった教材を作成すると、有益かもしれない。そうすれば、その団体の現行の訓練体制と一致したツールを製作できるからである。また、問題を共有する機会が生まれるとともに、教材を普及させる機会が増える可能性もある。
- ・ 子どもは訓練用の教材の作成に重要な貢献を行える。子どもが特に重要だと思う問題を扱った教材を作れるようになるからである。子どもは、子どもに対する親の接し方や、そのように接する理由、それが子どもに与える影響、そして別の接し方に対する子どもの意見について、理解に役立つ例を提供できる。また、子ども向けの教材の作成にも関わることができる。

作成する教材は以下の3分野を網羅している必要がある。

- ・ 子どもの権利
- ・ 子どもの発達
- ・ 争いの解決手段を含めた、肯定的なしつけの手法

必要だと考えられるものの一部を、以下にあげる。

- ・ リーフレット（ちらし）、ブックレット（小冊子）、ポスター、ビデオなど、親を対象とした情報提供と教育のための教材。
- ・ 子どもの権利と、あらゆる形態の暴力から保護される権利を尊重する重要性についての、子どもを対象とした情報。
- ・ 直接、親とともに取り組むための訓練用の教材。親自身が子ども時代に受けた体罰の経験や、その体罰によって受けた影響、自分自身が体罰を用いるときの引き金、そして子どもの行動にもっと肯定的な対処法をとる方法を探らせるアクティビティを含む。
- ・ ソーシャルワーカー、児童養護の従事者、保健師、医師、子どもの保護の従事者、警察、民間団体職員といった、家族と関わる専門職者に向けた訓練用教材。こういった教材では、専門職者が



2007年、フィリピンのビサヤ諸島で行われたキャンペーンの立ち上げでスピーチをする子ども

⁹² 新しい資料を通知してくれる「グローバル・イニシアチブ」の電子版ニュースレターに登録することもできる。
info@endcorporalpunishment.org までEメールを。

築いてしまうかもしれない体罰廃止への障壁に触れるとともに、専門職者が担当する家族内での子どもに対する扱いに対して、変化を促進および支援する重要性に目を向けさせる方法を示すべきである。また、家庭における暴力的な状況の発見と予防についても、効果的な介入法を示すとともに言及すべきである。

- ・ 政府と、家族や子どもに関する法律と政策に責任を負う政府関係者を対象とした訓練。子どもに対する変えがたい意識を根本的に変革させようとしても、その変革を支える法的、政策的枠組み作り政府を協力させなければ難しい。なぜ変革が必要なのか、どのような変革が必要か、変革しようという主張をどう展開すべきかといったことを政府と関係者に理解させるのに、教育と訓練は重要な役割を果たしうる。
- ・ 子どもを対象としたピア教育の訓練。暴力に頼らない争いの解決法の推進に子どもが参加できるようにする。

ポジティブ・ディシプリンは

- ・ 自由放任の育児法ではない。
- ・ 子どものしたい放題にさせる方法ではない。
- ・ ルールや制限や期待を課さない方法ではない。
- ・ 場あたりの対応、または叩いたり殴ったりすることに代わるほかの罰を提案する方法ではない。

ポジティブ・ディシプリンとは何か

- ・ 子どもの自己学習能力を養い、将来につながる解決策を考えることを子育ての中心に据えるものである。
- ・ 期待、ルール、制限事項をはっきりさせ、意思疎通を図るものである。
- ・ お互いを尊重し合う親子関係を築くことを目的としている。
- ・ 社会で生きていく方法を子どもに教えることを目的としている。
- ・ 難しい場面に対処するときのため、子どもの力を伸ばし自信を持てるようにすることを目的とする。
- ・ 礼儀、非暴力、共感、自尊心、人権、そしてほかの人を尊重する精神を教えるものである。

ポジティブ・ディシプリンをどのように実践するか

ポジティブ・ディシプリンの構成要素は以下の4つである。

- ・ 子育ての長期的な目標を設定すること。
- ・ 温かさを与え、枠組みを示すこと。
- ・ 子どもの考え方・感じ方を理解すること。
- ・ 課題を解決すること。

これらの要点は、児童臨床心理学者ジョン・E・デュラント博士によって書かれ、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンおよび「グローバル・イニシアチブ」によって出版された「ポジティブ・ディシプリン：考え方と実践方法」（日本語版は『ポジティブ・ディシプリンのすすめ』明石書店刊）に記されている。⁹³ この説明書兼ワークブックでは、ポジティブ・ディシプリン（肯定的なしつけ）とは何かを平易な言葉で説明しており、具体例と練習問題を用いて、このしつけ法が実際にどのように機能するかを示している。ポジティブ・ディシプリンはアジアで親と関わる専門職者に対して試験的に用いられたが、その基本原則はあらゆる国に適用できる。すでにタイ語、韓国語、モンゴル語、日本語に翻訳されており、他言語への翻訳も予定されている。便利な要約版も用意されている。⁹⁴

93 <http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/PositiveDisciplineManual.pdf> から閲覧できる。

94 <http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/PositiveDisciplineManual-Summary.pdf> から閲覧できる。

(d) 肯定的な子育てを推進する

市民社会団体は、活動しているコミュニティ内で、教育と訓練を直接、提供することができるし、実際にそうしている。しかし最終的には、政府が、変革を積極的に支援する責任を負うべきである。また、体罰廃止の問題をすべての専門職者向け訓練に組み入れさせるために、家族を支援する第一次機関と関わり合うことは重要である。

子どもに対する暴力の廃止について建設的なメッセージを広める政府のプログラム

親に「体罰は間違っている」というメッセージを伝え、肯定的なしつけに関する情報提供の機会を模索するよう、政府を動かす努力をすべきである。たとえば、新米の母親全員に、建設的なアドバイスを載せたリーフレットを配布することもできるし、診療所・病院・医院が情報を広めることもできるし、政府出資のテレビ広告キャンペーンによって肯定的な子育てを推進することもできる。

体罰廃止に関する専門職者向け訓練を制度化する

体罰廃止に関する専門職者向けの教育・訓練を一般的な訓練プログラムに組み込ませるのに、どのような戦略が必要かは、分野と国によって異なる。訓練ごとに誰が責任者なのかを見きわめる必要がある。たとえば、

- ・ 訓練課程の基準を立案および決定する責任を負う、全国的な専門職者団体が存在するか？ 仮にあるならば、その団体と関係を築く必要がある。関連する教材をその団体と協力して作成する可能性を探るべきかもしれない。あるいは、既存のツールがあるのなら、それを専門職者の養成訓練と現職者訓練の両方にどのように組み入れられるかを検討するべきかもしれない。
- ・ 政府が訓練課程を規定しているのか？ 仮にそうであれば、体罰廃止に関する訓練を組み込むことの付加価値と重要性を納得させるため、政府に直接、訴えかける必要がある。このような変更を目指すうえで、政府へのはたらきかけに協力してもらうため、その専門職者の中で大きな支持を築いておくことが有益だろう。
- ・ 個々の学術機関が独自の専門職者向け訓練課程を作り、実施しているのか？ 仮にそうであれば、関連する専門職者団体を通じて、体罰廃止に関するモジュールの導入を訓練課程の責任者に検討してもらうよう努める必要があるだろう。

専門職者とともに世間の注目度を高める

体罰廃止の問題を真剣に考えるよう、専門職者向け訓練の責任者を説得するためには、より幅広い層を巻き込んだ公の論議が必要である。教育・訓練を推進するための戦略の柱は、専門職者を会議、セミナー、メディアでの討議に参加させることである。関連する各専門職の中に主要な支持者を見つけ出し、変革提唱者の役割を果たさせるのも有益である。たとえば、以下のような方法をとることができる。

- ・ 会議を開催し、関連する専門職すべての代表者に、講演や、論文の提出、ワークショップへの参加を依頼する。
- ・ 自分自身にこの問題に関する講演をさせるよう、さまざまな専門職者団体に呼びかける。
- ・ 専門職者団体と政府代表者を集めるセミナーを企画する。
- ・ 変革を支持する主張を専門誌に書く。

教育と訓練の実施に子どもが関与する

子どもは教育と訓練の実施に大きな役割を果たせる。いくつかの方法を以下に紹介する。

- ・ 専門職者の会議でスピーチするよう子どもに依頼する。
- ・ 子どもがピア・エデュケーターとして訓練を受け、暴力に頼らない争いの解決を推進する。子どもは次世代の親であり、暴力なしに争いを解決する重要性とメリットを理解する機会を早く得られれば得られるほど、持続的な効果が期待できる。
- ・ 子どもがピア・エデュケーターとして活動したり、経験した暴力について語ったり、起きてほしい変化についておとな社会にメッセージを伝えたりする場面を映したビデオを制作する。このようなビデオは訓練の場や会議などで活用できる。
- ・ おとなと子どもを対象とした、おとなと子どもによる合同訓練を実施する。両者が訓練をしたりされたりする経験を共有する場を作れば、互いから学び合い、両者の間の垣根を取り去って、より率直で有意義な対話を確立することができる。

地域コミュニティと共同活動を行う

教育と訓練の機会を提供するため、地域コミュニティのネットワークと関係を築くという方法もある。親からなるサポートグループや、地域コミュニティ指導者および宗教指導者は、子どもの扱い方に対する意識に影響をおよぼすのに重要な役割を果たしうる。そのため、あらゆる形態の体罰を廃止する必要性への意識を高めるうえで、このような人たちと関わることは重要である。



2008年、アフガニスタンのカブールで行われた「子どもへの暴力に対する行動」(Action on Violence Against Children) キャンペーンの立ち上げ

(e) 宗教団体と共同活動を行う

2.1cですでに述べたように、体罰の行使を支持する一部の改革反対者は、宗教的な理由に基づいて自分の見解を正当化しようとする。しかし、自分が信じる宗教は子どもへの体罰の廃止を求めている、と考える信徒も——著名な指導者を含めて——あらゆる宗教に存在する。体罰の禁止と撤廃に対するこのような確固たる宗教的支持を足がかりにすれば、法改正と社会改革の両方に大いに役立つ可能性がある。宗教的支持者を改革運動の積極的な参加者として位置づけ、可能であればキャンペーン開始時からパートナーと

して取り込み、それぞれの宗教における最良のアプローチ方法について意見を求め、その集団の影響力、コミュニケーション能力、指導力、学識を活かす機会を見いだすことは重要である。

アプローチの仕方は文化によって異なるだろうが、地域開発アプローチは、宗教指導者とその宗教団体を関与させる効果的な方法である。つまり、地域開発の原則を用いつつ、宗教指導者がすでに担っている役割と機能——宗教組織内での役割と機能のほか、教師や学者、礼拝の指導者、そして地域の指導者・活動家の役割と機能——に頼るのである（下記を参照のこと）。



2008年、コスタリカにおける法改正達成の祝賀行事

宗教団体の指導者

宗教団体は、コミュニティの文化的アイデンティティの重要な一部であることが多い。宗教団体は他集団から手助けを受けていない大勢の人と接触を持っている。

信仰に基づく多くの団体は、霊的指導だけでなく、実際的な助力と支援も提供する。このような団体は、コミュニティの人たちに子どもへの体罰の問題を認識させることのできる、独特の立場にある場合が多い。たとえば、信仰に基づくコミュニティ内で子どもと関わる仕事をする人向けの手引きを作成したり、その団体が接する家族に配布できるような育児の小冊子を作成したりして、子どもへの体罰を予防し撤廃する行動の先頭に立つことができる。

教師および学者

どの宗教でも、聖典や教義の中には、非暴力と子どもに対する尊重を後押しする材料が豊富に含まれている。

たとえば、キリスト教の「子どもの神学運動」(Child Theology Movement) という世界的な運動は、子どもは単に「神から贈られたもの」だという見方を超えて、子どもに対する公正な扱いの必要性和子どもの人権の認識を重視している。子どもは本質的に罪深く、親からの不断の矯正を必要とする存在だという数世紀にわたる考え方は、子どもが学習者であるだけでなく、パートナー、貢献者、そして教師でもあるということ——子どもの視点から聖典を研究した結果、達した見解——を理解していないと、この運動は認めている。⁹⁵

礼拝の指導者

人々が礼拝のために集まるような各宗教では、宗教指導者が宗教コミュニティに対して、説教、朗読、祈り、霊的指導を通じて、体罰の問題を考えさせることができる。

95 <http://www.childtheology.org/new/> を参照のこと。

宗教指導者は、新生児をコミュニティの生活に迎え入れるなど、子どもの通過儀礼を記念する儀式に関わることが多い。このような場は、肯定的な子育てを促し、体罰の悪影響について親を教育する理想的な機会である。

地域の指導者・活動家

多くの宗教指導者は、市民としての役割と義務を果たしながら、複数の宗教の協調関係を形成したり、さまざまな宗教団体、地域団体、政府機関の間の対話と協力を促進したりできる。

宗教団体とともに活動する際、以下のような点を検討する必要がある。

- ・ その宗教コミュニティでは、子どもはどのように位置づけられているか？
- ・ その宗教コミュニティでは、子どもの声をどのような形で聴いているか？
- ・ 文化と伝統を理由に子どもへの体罰が正当化されている場合、信仰に基づく団体はどのように変化をもたらす媒介者になれるか？
- ・ 子どもへの体罰を宗教に基づいて正当化する主張に対し、反論となるような学識と教義を示せるのは誰か？ そのコミュニティのあらゆる場で、現地の法律、慣習、伝統は、子どもに対する平等な保護を担保することができるか？
- ・ その宗教コミュニティでは、子どもの人権という言葉がどのように理解されているか？

宗教団体との活動について詳しく知りたければ、非暴力のための教会ネットワークのウェブサイト (<http://www.churchesfornon-violence.org>) を参照してほしい。⁹⁶ 体罰を禁止、撤廃するために宗教団体とともに活動することをテーマとしたハンドブックを、現在、作成中である。⁹⁷



国際体罰反対デー、2009年4月30日、香港

4.3 学校での体罰の廃止に向けた戦略を策定する

子どもが最も効果的に学べるのは、自分が大切にされ、尊重され、安全だと感じる環境においてである。学校における体罰の横行は、子どもの権利の侵害であり、子どもの学ぶ能力にとって逆効果である。体罰が登校自体を妨げる大きな要因になっているという証拠も、相次いで見つまっている。肯定的なしつけを用いれば、子どもがもっと学校に通い、より効果的に学ぶ可能性が高いうえに、教師はより意欲のある児童・生徒に授業を行えるようになるだろう。しかし、学校における体罰の行使を廃止するのに、このような成果の証拠は必要ない。成果が証明されないからといって、体罰を再び導入すべきだというわけではない。学校や、それ以外の場で体罰を廃止すべきなのは、子どもが人間として、身体的不可侵性を尊重される権利と、あらゆる形態の暴力から保護される権利を有しているためである。

教師の教育と訓練に取り組む戦略の策定には、以下の要素が含まれる。

- ・ 教師が体罰を行使する理由を理解する。
- ・ 目標とその達成方法を決定する。
- ・ ツールと教材を作成する。
- ・ 肯定的なしつけを推進する。

⁹⁶ 体罰廃止のキャンペーンのために宗教団体の支持を取りつけることについては、以下の資料にも詳しい情報がある。
Owen, S. (2009), *Prohibiting all corporal punishment in Southeast Asia and the Pacific, Report of the regional technical workshop for Save the Children and partners, Building effective child protection* (Bangkok, Thailand, 2-4 March 2009) (<http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/reports/BKK-2009report.pdf>)

⁹⁷ 詳しく知りたい場合は、info@churchesfornon-violence.org にEメールを。



ダバオ市子ども青少年会議で自らの体罰の経験を演じる参加者、2007年、フィリピン

(a) 教師が体罰を行使する理由を理解する

家庭における体罰の行使に取り組む際と同じく（4.2 参照）、学校における体罰に取り組む際も、体罰行使を招く要因を理解すると有益だろう。ここでもやはり、教師による体罰行使の責任を、直接、間接を問わず子どもに負わせないように、「規律に関する問題」と「規律に関する解決策」を区別して理解しなければならない。**学校での子どもの行動が、教師の体罰行使を引き起こすのではない。**そうではなく、教師は無規律および無規律と認識される状態に、体罰を加えるという対応の仕方を選んでいるのである。学校で無規律と認識される状態があるからといって、体罰を再び導入してよいことにはならない。

子どもがどのように振る舞おうと、暴力を用いない対応の仕方は常に存在する。アドボカシー、教育、訓練における課題は、教師や、学校運営者、文部大臣などに対し、暴力を用いない対応のほう望ましいことと、法改正が達成済みなのであれば、体罰が適法な手段ではないということを納得させることである。ときには、学校の方針と規則に、特定の違反行為は体罰で罰せられるべきだと明記されている場合もある。このような方針と規則は削除する必要がある。もちろん、親と教師が用いることのできる法的な防御手段も無効にすべきである（3.1a 参照）。教師などの教育者による体罰行使には、さまざまな社会的、文化的、教育的、個人的な要因が働いている。その中には、家庭での体罰を招く要因と同じものも多い。なぜならば、多くの教師は親でもあるからである（4.2a 参照）。

学校での体罰行使を招く要因の中には、以下のようなものがある。

- ・ **習慣、伝統、風習、慣れ**——体罰はこれまで学校で行使されてきたうえに、教育者の間で社会的に広く容認され、親からの支持はもちろん後押しさえあり、おそらく教師自身も学生時代に体罰を経験しているはずである。
- ・ **適法性**——学校における体罰が法律によって許可され、規定さえされている限り、体罰は学校の規律を守る正当な方法と見なされるだろう。肯定的なしつけの手法を促す政策や助言や指導を行っても、体罰を許す法律がそれを妨害すれば、大した効果は見込めない（1.2、2.2a 参照）。
- ・ **信仰に基づく主張**——宗教学校などの学校では、聖句に対する特定の解釈の仕方によって、体罰の行使が支持および奨励されているかもしれない。暴力に頼らないしつけの方法を後押しするような別の解釈は、認識されていない可能性がある（1.7、2.1c、4.2e 参照）。
- ・ **知識不足**——肯定的なしつけ、学級管理の方法、子どもの権利、子どもの健やかな発達、子どもの

学び方、しつけの手段としての体罰の効果のなさ、体罰が子どもや子どもの学ぶ能力におよぼす悪影響、罰としつけの違いといったものに関する知識不足。また、教師は、学習能力と行動に影響を与えうる、子どもを取り巻く多くの困難を理解していない可能性もある。これらはいずれも、意識向上と、教員養成訓練および現職者訓練によって対処できる。

- ・ **教師のストレス**——教師の技能や賃金や地位が低すぎるのかもしれないし、生徒数が多いのかもしれない。そして学校が予算不足で照明・暖房・換気・衛生状態が不十分なのかもしれない。この状態は教師の忍耐力を弱め、子どもの行動に対して怒りに満ちた不適切な反応を示したり、「激しく叩いたり」する結果に繋がりがかねない。これらすべてが、学級管理の不行き届き、授業の準備不足、不適切な指導法の使用、学習者や授業への関心の低さ、児童・生徒への否定的な態度、遅刻と欠勤に繋がりをうる。このような状況では、学級管理能力への批判と思われる言葉や、時間とエネルギーをさらに奪うように思える「イニシアチブ」に、教師が抵抗する恐れがある。

以上のような困難を認識し、誠実に理解すれば、教師と効果的な意思疎通を図れるようになり、教師が自らの行動を改める手助けになるだろう。⁹⁸

法改正と慣行の変化によって体罰が学校で用いられなくなった後、何か規律上の問題が起きると、体罰行使の支持者が体罰禁止を非難することは珍しくない。忘れてはならないのは、学校における規律の問題が、子どもの個々の環境、学校環境、その国における教職の性質と認識のされ方、教育課程の妥当性など、多くの複合的な要因によって生じるということである。学校における規律不足は、認識された問題の原因を正しく特定および対処できていないことを意味している。児童・生徒に暴力的な罰を与えていないことが原因なのではない。



アフガニスタンでキャンペーンを行っている子どもたち

98 Global Initiative to End to All Corporal Punishment of Children(2009), *Prohibiting corporal punishment in schools: Positive responses to common arguments* も参照のこと。 <http://www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/SchoolsBriefing.pdf> で閲覧できる。

(b) 目標とその達成方法を決定する

家庭での体罰の場合と同様に、学校での教師の体罰行使をやめさせるという課題についても、取り組み方を決める必要がある。教育プログラムはすべて、法改正を目指すキャンペーンと結びつけるべきである。法により明確に体罰行使を禁止しない限り、子どもは決して体罰から適切に保護されないだろう。教育も訓練も、法改正への支持確立に役立つし、意識と慣行に影響をおよぼして、体罰禁止法の効果的な実行につながる可能性がある。目標としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 体罰から保護される子どもの権利に対する意識を向上させること。
- ・ 良好な学級環境を維持する戦略を教師に提示すること。
- ・ あらゆる学校における体罰行使をなくすこと。

ターゲットの特定

目標が扱う範囲によって、ターゲットは変わってくるだろう。学校での子どもの管理と保護に責任を負う者といえば、国、地域、地区レベルの教育当局の職員、校長や学長、学校理事、教師、助手などの学校職員がいるが、学校教師ではない教育者も念頭に置くべきである。また、教師を訓練する機関もターゲットとし、子どもはおとなと同様の1人の人間であること、および子どもの権利——特に、あらゆる形態の暴力から保護される権利——を尊重するという方針を、養成訓練と現職者訓練の両方に組み込むよう努める必要がある。

家庭と同様に学校でも、年長の子どもの年少の子どもの監督を任せられる場合があることを忘れてはならない。そのため、子どもをしつけ、教育し、支配するために身体的暴力やその他の屈辱的な罰を用いることがないよう、年長の子どものにも教えるべきである。

(c) ツールと教材を作成する

まず、既存のものを見つけ、それをほとんど作り替えることなく、キャンペーンにどのように活用できるかを判断すべきである。本マニュアルの6.2に多くの有益な資料が掲載してあるほか、新しい資料も利用可能になり次第、「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイト (<http://www.endcorporalpunishment.org>) に追加される。⁹⁹

新しい教材が必要ななら、単独で製作するのか、関連する専門職者団体と共同製作するのか、あるいは政府に助言しながら製作を任せるのかを決定する必要がある。学校における体罰廃止のためのツールと教材を作成する際は、体罰の慣行が生じている背景と、教師が業務の中で直面している重圧を考慮することが重要である。また、教師にとって、体罰以外の手段

をとることで得られる明確な利点を強調し、その手段が何かを指導する必要もある。

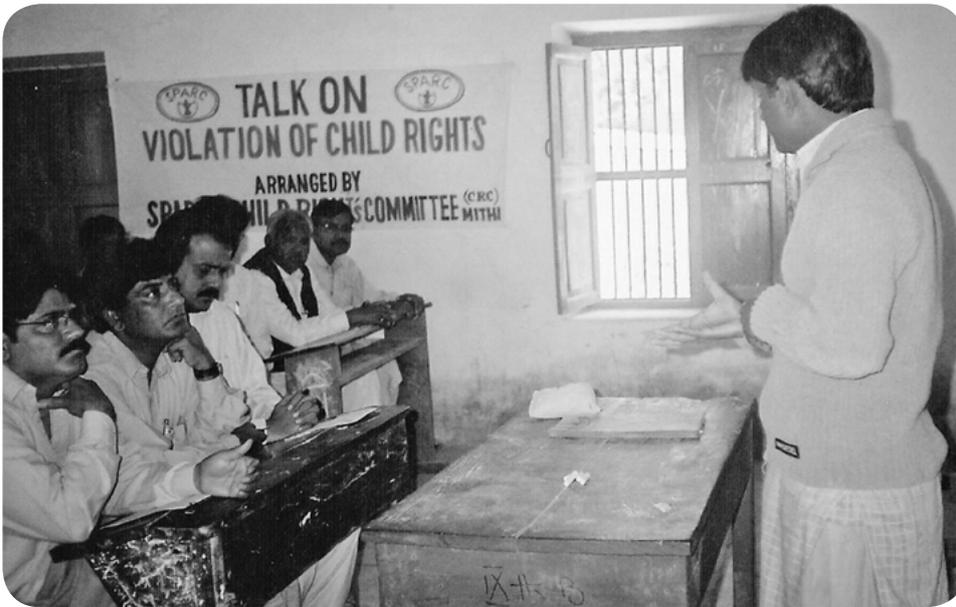
教師に対する訓練の中で広めるべき主なメッセージ

教師が犯している誤りを強調するよりも、変化を生む建設的な方法をとることが重要である。児童・生徒の適切な行動を引き出す効果的な手段がほかにあると思えば、教師は体罰およびその他の残虐かつ品位を傷つける罰をやめやすくなる。したがって、すべての教育と訓練で、以下のテーマに重きを置くとよい。



「子どもたちが私たちにしがっていることを尊重する」——肯定的なしつけを説明する写真、日本

99 新しい資料を通知してくれる「グローバル・イニシアチブ」の電子版ニュースレターに登録することもできる。
info@endcorporalpunishment.org までEメールを。



パキスタンの学校で行われた、子どもの権利に関するおとなへの講演

- ・ **子どもの意欲** 子どもの圧倒的多数は、学びたいと望んでいるし、よい行動をとる能力も持っている。教師が肯定的な姿勢をとり、怒ることも、逆に無益な懇願をすることも避ければ、児童・生徒とうまく接することができる。
- ・ **罰ではなく報酬** よい行動を引き出せるかどうかは、規則や、限度、日課、そしてよい行動に対する報酬と強化からなる、明確な枠組みを設定するかどうかにかかっている。子どもは自分の行動に対する期待をはっきり示されたほうが、容認される行動をとる可能性が高い。
- ・ **規則を共同で定める** 校則作りに児童・生徒が関与すれば、規律上の問題が大幅に減るだろう。規則を決めるために教師と児童・生徒が協力すれば、その規則の効果は格段に高まる。
- ・ **権利尊重の相互作用** 子どもは自分の権利が尊重されていると感じれば、他者の権利を尊重することの大切さを理解しやすくなる。
- ・ **おとなの行動** 教師の行動は、児童・生徒の行動の重大な影響要因となる。教師が攻撃的な行動または効果的でない行動をとると、児童・生徒は建設的に反応しないだろう。
- ・ **協力を取りつけ、教師のストレスを軽減する** 教師は児童・生徒に対して、罰に頼るかわりに規則を説明し、その遵守を訴え、行動を変えることを自ら選ぶこともできるのだと思わせるべきである。教師のストレスを最小限に抑え、児童・生徒との持続的な対立を避けるためには、子ども自身ではなく子どもの特定の行動をとがめ、怒るときは短時間で終わらせるとともに、怒りの強さを原因の深刻度に見合ったものにし、もしかしたら一時的に児童・生徒と距離を置き、できるだけ早く関係を築き直すことが重要である。
- ・ **全校規模の計画的な取り組み** よい学校運営に関心のある人全員が一丸となって取り組めば、上述したことのすべてがはるかにやりやすくなる。教育や行動管理の方法について集団的な合意があれば、教師たちはより一貫した姿勢で臨める。
- ・ **刺激的な教育課程** 教育課程が刺激的で、やりがいがあり、児童・生徒が関与できるものだと、子どもはよい行動をとったり、もっと効果的に学んだりする気になるだろう。
- ・ **平等と敬意を促す** 子どもたちの違いを認めて尊重し、差別や偏見がおよぼす有害な影響を認識すれば、教師の間にも子どもの間にも暴力やいじめが生じにくくなる。

- ・ **子どもの役割** 子どもは、メディエーター（調停者）、ピア・カウンセラー、ピア・エデュケーターとして重要な役割を果たすことができ、学校における子ども同士の争いに対応できる。子どもはこのような形で、暴力のない環境作りに自分の能力を役立て、教師が受けている重圧を軽減してくれる。

対象者に合わせた教材の作成

教育システムの中のさまざまな集団を対象に、多様な教材を検討する必要があるだろう。

- ・ **子どもに対しては**、子どもの権利や、暴力を用いない争いの解決法の重要性を扱った、目を引くポスター、リーフレット、パンフレットを作成することや、いじめ・権力・罰などの問題を考える手助けとなるさまざまなアクティビティを作り出すことを検討するとよいだろう。
- ・ **教師および教員養成機関に対しては**、子どもの権利の概念を広め、教師志望者が体罰に対する自分の意識や考え方を探れるような訓練課程を作成または支援する必要があるだろう。また、その訓練課程では、上記のテーマを扱い、肯定的なしつけの新たな方法を探る機会を提供する必要がある。理想的には、政府と、専門教育機関または教職員組合または教員養成機関とともに、訓練課程を作成すべきである。
- ・ **学校の理事会に対しては**、子どもの権利や、その権利の保護と推進に理事会が果たす役割に関する訓練を作成または支援することができるだろう。理事会の役割の中には、子どもの尊厳を重んじ、しかも教師が学校に肯定的なしつけを導入しやすくなるような学校方針を策定することも含まれる。
- ・ **政府に対しては**、学校における体罰を廃止すべきだという主張を構築する必要がある。これは根本的に人権問題であり、政府は学校における体罰を禁止・撤廃する法的義務を負う（1.4、2.2参照）。さらに、肯定的なしつけの方法や、教育上の利点、出席率と体罰廃止の正の相関に関する情報のほか、子どもの権利条約における政府の義務と、子どもの権利委員会による勧告に関する情報も集めることができる。



ジェネラル・サントス市子ども青少年会議のパレードに参加する子どもたち、フィリピン

(d) 肯定的なしつけを推進する

教師などの教育訓練を通じた肯定的なしつけ推進プログラムの柱は、関連機関と協力関係や提携関係を築くことを通じて、アドボカシーの裾野を広げることである。訓練を既存の課程に組み込んだり、追加的な訓練に教師が参加する際に助けを得たいなら、パートナーの積極的な関与は必要不可欠である。子どもの教育に責任を負うすべての人と接触を持ち、可能な限り、そういった人とともに訓練教材の作成と訓練自体を行う必要があるだろう。学校などの場面での体罰禁止を目指す法改正キャンペーンでも、このような共同作業がきわめて有益である。



弁護士と国会議員に法改正の提案を説明する、子どもの権利の特別オンブズマンであるノーマ・モレノ博士、ニカラグア

家庭における肯定的な子育て

の推進で紹介した戦略（4.2d 参照）——教育・訓練の実施に子どもが参加するという戦略も含む——が、ここでもやはり当てはまる。たとえば、以下のような方法が考えられるだろう。

- ・ 教育当局、教師、学校理事を対象とした会議やセミナーを開催すること。
- ・ 教育の専門誌および一般メディアに投稿すること。
- ・ 教職員によって開催される会議およびセミナーに出席すること。
- ・ 関連する全国規模の教育組織との会合を企画すること。
- ・ 文部省における主要関係者を特定し、関係を構築すること。
- ・ 教育当局、地域団体、教師、学校理事会を対象としたプログラムを通じて、少数の地区における体罰廃止の試験的な戦略を策定すること。それが成功したら、より広範囲で同じ戦略がとれるよう、使った方法を公表すること。
- ・ 政府や教育当局とともに、学校における子どもの保護の方針を策定する。方針では、以下の事柄を目指す。
 - » 暴力から守られる権利に関する意識を向上させること。
 - » 学校における暴力に対処する制度を導入すること。
 - » 子どもの権利が侵害されたとき、苦情申立て制度を子どもに提供すること。

学校——とその他の施設——における体罰撤廃のためにどのような行動をとるのであれ、それは法改正に向けたキャンペーンと並行して行うべきである。教師と実際に肩を並べて、学級規律を守るための肯定的で暴力に頼らない方法に取り組んだ経験は、法律による体罰禁止への支持を確立する際に非常に役立つだろう。ただし、法改正に取りかかる前に、こういった暴力に頼らない方法が機能することを証明する必要はない。

第4章の要約

体罰の慣行を終結させれば、子どもの日常生活に実質的な効果をもたらされる。子どもを殴ってはならないことがすでに法律に規定されているか、「自分は今、体罰を禁止させる法改正のためのキャンペーンも行っている」と言うことができれば、効果は大幅に高まるだろう。反対に、適法状態を放置したまま、実際に行使される体罰をなくそうとすれば、おとなによる子どもへの暴力の是非について紛らわしいメッセージを送ることになる。全面的かつ断固たる体罰禁止だけが、子どもの保護の確実な基盤になることを忘れてはならない。

人々の行動と意識を変革するには、時間がかかる。家庭における変革を促す戦略を策定するためには、以下の作業が必要である。

- ・ 親などが体罰を行使する理由を理解する。
- ・ 目標とその達成方法を決定する。
- ・ 必要なツールと教材を作成する。
- ・ 肯定的で暴力に頼らないしつけ方法を推進する。
- ・ 医療従事者、信仰集団といった、社会に存在するさまざまな集団と共同活動を行う。
- ・ しつけと罰の違いを理解し、それを伝える。

学校とその他の施設における変革を促す戦略を策定するときも、同様の作業が伴う。

思い出してほしいのは、子どもの発達に悪影響を与えうる要因はいろいろあるということである。その要因の1つである体罰を撤廃したからといって、子どもがほかの要因の影響を受けなくなるわけではない。体罰——たとえば、学校における体罰——を廃止するかどうかは、暴力に頼らないしつけ方法で子どもが「行儀よく」なると証明されるかどうか次第だ、などと言うのは、現実離れしているうえに、子どもに対してフェアではない。おとなが子どもを殴ったり傷つけたりするのをやめるべきなのは、子どもにも人間としての尊厳と身体的不可侵性を尊重される権利があるからである。

キャンペーンの効果を 評価する

5

- 5.1 キャンペーンの評価を行う理由
- 5.2 キャンペーンの評価方法
 - (a) キャンペーンの継続的なモニタリング
 - (b) 体罰の禁止・撤廃の全体的な目標を評価する
 - (c) 今後のキャンペーンを計画する

5.1 キャンペーンの評価を行う理由

キャンペーンの有効性と影響を評価することが有益なのは、以下の理由による。

- ・ どのような変化が、どのような理由でもたらされたかがわかる。
- ・ キャンペーンの実施中に変更を加えることで、より効果を高められる。
- ・ 活動の関係者——子ども、親、地域コミュニティ、パートナー、寄付者——に、よりいっそう説明責任を果たすことができる。



2006年、フィリピンで行われた「子どもに対する体罰の廃止に関するアートワークショップ」でのスピーチ

5.2 キャンペーンの評価方法

キャンペーンの有効性を評価するプロセスは、必要以上に複雑化されている場合が多いが、ややこしくする必要はない。このプロセスの本質は、自分が戦略の中で特定した目標に近づいているかどうかを知るために活動を継続的に監視し、目標達成のためにはどの部分を変更すべきかを見きわめ、最終的には目標の達成度を評価することなのである。

(a) キャンペーンの継続的なモニタリング

キャンペーン中は、法改正と社会変革のために策定した戦略に取り組みながら、個々の目標の進捗状況をモニタリングする必要がある。このモニタリングには時間と資源を割くべきではあるが、どちらも多く要するわけではない。

継続的なモニタリングに必要になりそうなものや作業を以下にあげる。

- ・ ワークショップの参加者に、そのワークショップの目標と関連した評価シートを記入してもらうこと。
- ・ 政府関係者などの政策決定者との会合後に行われた、報告会の記録。
- ・ 体罰の問題に関するメディア報道の分析。たとえば、この問題（およびキャンペーン）のとりえ方に変化はあるか？ 体罰事件の報道は増えたか？
- ・ 法案が、国会を通過する際に施される修正を監視すること（3.4c 参照）。たとえば、あらゆる体罰が禁止されるべきだという理解が法案に反映されているか、それとも、ある程度またはある種の暴力的な罰を容認する「妥協的な」法律を策定する試みがあるか？

- ・ キャンペーンに対する支持をモニタリングすること。たとえば、体罰禁止を支持する政府高官の数は増えているか？ キャンペーンに参加する民間団体の数は増加しているか？
- ・ 人権条約監視機関の勧告に対する政府の反応をモニタリングすること。たとえば、政府は現状に対する自己弁護的な姿勢を弱めているか？ 体罰の問題への意識に変化の徴候はあるか？
- ・ 子どもの声に関する情報を収集すること。たとえば、子どもが参加しているワークショップおよび会議での発言や、電話相談サービスへの電話の分析など。
- ・ 電話調査や街頭調査といった調査から情報を収集すること。たとえば、体罰禁止に対する一般市民の支持は増加しているか？ 子育てにおいて容認できる行動についての意識は変化しているか？

このモニタリングの重要性は、結果を基に、必要に応じてキャンペーンの戦略の一部を変更することにある。目標が予想ほど達成されていないという結果が出た場合、この事実を汲むように戦略を見直すべきである。結果が良好な場合、それはキャンペーンを推進するためのさらなる証拠となり、そのように利用すべきである。たとえば、子どもへの体罰に対する一般市民の支持が減少していることが世論調査でわかった場合、親と子どもの意識向上や、法改正支持に向けた政治家の説得に、その結果を活かすことができる。同様に、キャンペーンに参加する民間団体や、体罰禁止を支持する政府高官の数が増えている場合は、法改正キャンペーンの推進力になりうる。

「権利委員会は、『子どもの権利条約の実施に関する一般的措置（第4条、第42条および第44条6項）』について取り上げた一般的意見5号において、締約国は、適切な指標の開発および十分かつ信頼のできるデータの収集を通じ、子どもの権利の実現を体系的に監視していかなければならないと強調している。

「したがって締約国は、体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰の解消に向けた、ひいては保護に対する子どもの権利の実現に向けた、進展を監視するべきである。秘密が守られる条件下で、かつ適切な倫理上の保護措置を講じたうえで行なわれる、子ども、その親およびその他の養育者を対象とするインタビューを用いた調査研究は、これらの形態の暴力が家庭内でどの程度蔓延しているか、またこれらの形態の暴力に対してどのような態度が取られているかを正確に評価するうえで、欠かせない。権利委員会は、基礎的情報を得るために、かつその後は進展を測定するために定期的間隔を置いて、できるかぎり全人口を代表する集団を対象としながらそのような調査研究を実施/委託するよう、すべての国に奨励するものである。このような調査研究の結果は、すべての人および特定の層を対象とした意識啓発キャンペーンならびに子どもとともにまたは子どものために働く専門家の訓練を発展させるうえでも、有益な指針と成り得る。

「委員会はまた、一般的意見5号において、たとえば議会委員会、NGO、学術機関、職能団体、若者グループおよび独立した人権機関による、実施状況の独立した監視の重要性も強調している（『子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割』についての委員会の一般的意見2号も参照）。これらの機関および団体はいずれも、体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利の実現を監視するうえで、重要な役割を果たすことが可能である。」

子どもの権利委員会、一般的意見8号、第50、51、52項

(b) 体罰の禁止・撤廃の全体的な目標を評価する

家庭を含めたあらゆる場面での体罰の禁止という目標が達成されるのは、あらゆる場面での体罰が違法であることが法律に明記され、体罰行使の擁護に利用できる抜け穴がない場合である。適切な法改正が行われない限り、体罰禁止を目指すキャンペーンは成功したとはいえない。もし新たな法律に関する一般市民の教育を政府が行ったなら、それはさらに大きな成功の証拠である。実社会で変革を起こそうという政府の覚悟を示しているからである。

仮に、目標が学校または特定の場面における体罰の行使を止めることであれば、体罰がもはや行使されなくなったとき、目標達成となる。また、体罰の行使や、人々の意識における体罰支持が減少したなら、目標に向けて前進したことになる。すでに法律で体罰が禁止された後、子どもに対する体罰の撤廃キャンペーンを実施するのであれば、目標はその法律を効果的に実行させることだろう。もちろん、体罰行使がどれだけ減少しているかを判断することは、ただ法律や政策の文面を読むより困難である。それは体罰禁止を実行させるために作られた仕組み（たとえば、調査、記録、苦情申立て制度）と、その仕組みがどれだけ忠実に守られているかにかかっている。また、実生活の出来事を報告できる子どもたち本人へのインタビュー調査も必要だろう。その調査結果を、体罰の蔓延度と種類に関するこれまでの調査の情報と比較すればよい。



モンゴルで行われた“Stop violence against children. Now!”（子どもへの暴力を止めよう。いますぐ！）展示の写真

残念ながら、子どもがおとなにまったく叩かれなくなる可能性は低い。意識と行動を変革するためのキャンペーンをより現実的に評価したければ、体罰がもはや社会の「規範」ではなくなったこと（たとえば、体罰行使を支持する親と教師がごく少数になったり、蔓延度がきわめて低いという統計が示されたりした場合）や、発覚した体罰事件に効果的な対処が行われていること（たとえば、体罰を行った教師が制裁を受けたり、親に適切な介入と支援が行われたり、子どもの苦情の申立てが真剣に受け止められたりすること）を証明する必要があるだろう。

(c) 今後のキャンペーンを計画する

子どもに対する体罰の廃止は、1回のキャンペーンで終わる仕事ではない。仮に、法改正キャンペーンの予定期間内に体罰禁止を達成したとしても、その法律を効果的に実行させるための計画を立てる必要があるだろう。法改正自体が、政権交代や、体罰禁止に対する強い反発といった数々の要因によって、キャンペーンの予定期間より遅れることも少なくない。また、人口の入れ替わりや、新世代の親の出現、体罰の是非が問われたことのない国からの移民の流入といった背景の中で体罰の慣行を絶つためには、継続的な意識向上と一般市民への教育が必要である。

これらの理由から、自分の戦略の全体的目標が達成間近であるように思えても、活動を継続できるよう、戦略の徹底修正や新戦略の策定に備えておくべきである。最終的には、子どもの権利や子どもへの暴力に関する取り組みの日々の任務の中に、体罰の問題を統合するべきである。

第5章の要約

キャンペーンを評価することは重要だが、評価を継続的に行う場合、多くの時間をかける必要はない。キャンペーンが成功したことを示す最終的な証拠は、以下のようなものになるだろう。

- ・ 家庭を含めた、あらゆる場面での子どもに対する体罰を禁じる法律
- ・ 体罰行使の大幅かつ継続的な減少と、子育てにおける体罰に対する一般市民の容認の大幅かつ継続的な減少

体罰の禁止と撤廃は、長きにわたって続く仕事である。法律が改正されたなら、今度はその法律が実行されなければならないし、子育てにおける暴力の悪影響と肯定的な子育て法について、親や将来の親に継続的な教育を施さなければならない。最良のキャンペーンというのは、いずれは体罰の禁止と撤廃を、子どもを暴力から守るすべての取り組みに統合するものである。

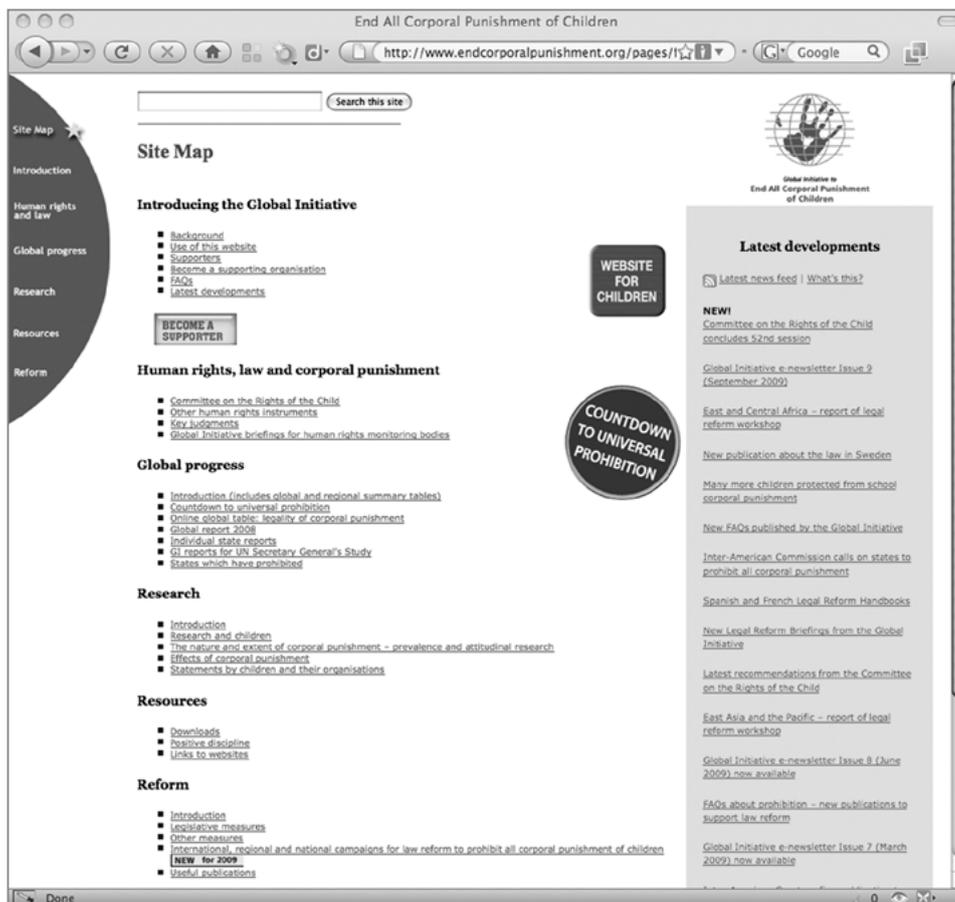
-
- 6.1 法改正の推進に役立つ専門的資料
 - 6.2 肯定的で暴力に頼らないしつけの推進に役立つ資料
 - 6.3 国別、地域別の調査

注意：本章では、すべての資料を網羅しているわけではない。これまでの章の脚注に掲載した調査の資料は、本章に再掲載してあるとは限らない。さらなる資料、たとえば法改正を後押しし、肯定的なしつけを推進するための国別調査結果や参考資料、地域別・国別キャンペーンに関する情報、この取り組み自体の人権上の根拠に関する情報などを知りたい場合は、「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイト (<http://www.endcorporalpunishment.org>) を参照のこと。

新たな資料の詳細は、info@endcorporalpunishment.org へ E メールを送ってほしい。また、「グローバル・イニシアチブ」は、利用可能になった新たな資料を詳しく紹介する定期的な電子版ニュースレターを発行している。購読するには、info@endcorporalpunishment.org へ E メールで照会してほしい。

「グローバル・イニシアチブ」のウェブサイト

www.endcorporalpunishment.org



Human rights, law and corporal punishment

(人権・法律・体罰)

国際的、地域的な人権基準に関する詳細、子どもの権利委員会およびその他の条約監視機関の活動、「グローバル・イニシアチブ」がそれらの機関に提出した概況説明、各国の上級裁判所の判決。

Global progress (世界的進展)

世界各国の体罰の適法性と体罰禁止に向けた進展に関する報告、家庭を含むあらゆる場面で体罰の禁止を達成した国に関する詳細情報、有益なデータ。

Research (調査)

体罰の蔓延度、子どもの意見と経験、体罰がおよぼす影響、体罰の全面禁止を達成した国の経験に関する調査。

Resources (資料)

親、教師、養育者を対象とした肯定的なしつけの推進に役立つインターネット上の資料とその他の資料、有益な報告書のダウンロード先。

Reform (改革)

法改正を後押しする法的手段およびその他の手段の詳細、法改正を目指す国際的、地域的、全国的キャンペーンに関する情報、法改正の推進に役立つオンライン資料（「グローバル・イニシアチブ」による法改正ハンドブックの補足）。

Website for children (子ども向けウェブサイト)

最新情報を知るために

「グローバル・イニシアチブ」は世界で起きた進展を報じる定期的な電子版ニュースレターを発行している（購読するには info@endcorporalpunishment.org へ E メールを）。

6.1 法改正の推進に役立つ専門的資料

Committee on the Rights of the Child (2001), General Comment No.1 on “The aims of education”

英語・フランス語・スペイン語：www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm

英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語・ロシア語：

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/422/41/PDF/G0842241.pdf>

Committee on the Rights of the Child (2006), General Comment No.8 on “The right to protection from corporal punishment and other cruel or degrading forms of punishment (arts. 19, 28, para. 2 and 37, inter alia)”

英語・フランス語・スペイン語：www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm

英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語・ロシア語：

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/422/41/PDF/G0842241.pdf>

Committee on the Rights of the Child (2007), General Comment No.10 on “Children’s rights in juvenile justice”

英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語・ロシア語：

www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm

Committee on the Rights of the Child (2009), General Comment No. 12 on “The right of the child to be heard”

英語・スペイン語・アラビア語・フランス語：www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm

Council of Europe (2007), *Abolishing corporal punishment of children: Questions and answers*, Strasbourg: Council of Europe Publishing

英語・フランス語：http://www.coe.int/t/dg3/corporalpunishment/Publications_en.asp

Council of Europe (2007), *Resources for awareness raising on the need for, and implementation of, prohibition*

英語・フランス語：

http://www.coe.int/t/transversalprojects/children/violence/corporalPunishmentMini_en.asp

Council of Europe (2008), *Eliminating Corporal Punishment: A human rights imperative for Europe’s children*, 2nd edition, Strasbourg: Council of Europe Publishing

英語・フランス語：<http://www.coe.int/t/transversalprojects/children/publications/>

Council of Europe (2008), *Off the books! Guidance for Europe’s parliaments on law reform to eliminate corporal punishment of children*, Strasbourg: Council of Europe Publishing

英語・フランス語：<http://www.coe.int/t/transversalprojects/children/publications/>

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2009), *Campaigning for law reform to prohibit corporal punishment*, a series of seven summary briefings

英語・アラビア語・フランス語：<http://www.endcorporalpunishment.org>

1. Understanding the need for prohibition
2. Reviewing current law
3. Drafting prohibiting legislation
4. Building a national strategy
5. Working with Government and Parliament
6. Using legal action and regional and international human rights mechanisms
7. Key resources to support campaigning

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2009), *Prohibiting corporal punishment of children: A guide to legal reform and other measures*

英語・フランス語・スペイン語：<http://www.endcorporalpunishment.org> 補足のオンライン資料もあり

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2009), *Prohibiting all corporal punishment of children: Frequently Asked Questions*

英語・フランス語・スペイン語による大人版および子ども版：<http://www.endcorporalpunishment.org>

ハードコピーおよび印刷用 PDF 版に関する問い合わせ先：info@endcorporalpunishment.org

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2009), *Prohibiting corporal punishment in schools: Positive responses to common arguments*

参照ウェブサイト：<http://www.endcorporalpunishment.org>

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2010), *Ending legalised violence against children: Global report 2010*, Global Initiative & Save the Children Sweden

参照ウェブサイト：<http://www.endcorporalpunishment.org>

Inter-American Commission on Human Rights Rapporteurship on the Rights of the Child(2009), *Report on Corporal Punishment and Human Rights of Children and Adolescents*

英語・スペイン語：<http://www.cidh.oas.org/Ninez/CastigoCorporal2009/CastigoCorporal.TOC.htm>

Inter-Parliamentary Union & UNICEF(2007), *Eliminating Violence Against Children (Handbook for Parliamentarians No. 13)*

英語・フランス語・スペイン語・アラビア語：http://www.ipu.org/english/handbks.htm#V_children

Kapoor, G. & Owen, S. (2008), *Towards the universal prohibition of all violent punishment of children, Report of the global workshop on “Prohibiting all corporal punishment and other humiliating punishment of children: Achieving legal reform”, Bangkok, Thailand, May 2008*, Stockholm: Save the Children Sweden

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Newell, P. (2009), *Prohibition of corporal punishment as a key element of legislation underpinning an effective rights-based child protection system*, Bangkok : Save the Children Sweden Regional Office for Southeast Asia and the Pacific 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Owen, S. (2009), *Prohibiting All Corporal Punishment in Southeast Asia and the Pacific: Report of the regional technical workshop for Save the Children and partners, “Building effective child protection” (Bangkok, Thailand, 2-4 March 2009)*, Bangkok: Save the Children Sweden Regional Office for Southeast Asia and the Pacific

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Pinheiro, P. S. (2007), *World Report on Violence Against Children*

英語：<http://www.unviolencestudy.org>

英語・スペイン語・ポルトガル語：<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=11348>

Save the Children Sweden (2009), *East and Central Africa Regional Technical Workshop on Law Reform to Prohibit All Corporal Punishment – Nairobi, Kenya*

参照ウェブサイト：<http://www.endcorporalpunishment.org>

Southern African Network to End Corporal and Humiliating Punishment of Children & African Child Policy Forum (2008), *Submission to the Africa Committee of Experts on the Rights and Welfare of the Child: Ending corporal and other forms of humiliating punishment of children*

参照ウェブサイト：<http://www.rapcan.org.za/sanchpc/>

UN General Assembly (2006), *Report of the independent expert for the United Nations study on violence against children*

フランス語・スペイン語・ペルシア語・ロシア語・中国語・アラビア語：<http://www.unviolencestudy.org>

あらゆる体罰を禁止した国に関する報告書

Bussmann, K (2002, ongoing), *Family Violence Studies*, Studies on the impact of prohibition in Germany
ドイツ語：<http://bussmann.jura.uni-halle.de/familiengewalt/#anchor2282489>

Child Rights Information Network with Action for Children & Youth Aotearoa (2010), *New Zealand’s Ban on Corporal Punishment in the Home: Referendum and After*

参照ウェブサイト：<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=22344>

Durrant, J. (2000), *A Generation without Smacking*, London: Save the Children UK

参照ウェブサイト：<http://www.endcorporalpunishment.org>

Hindberg, B. (2001), *Ending Corporal Punishment: Swedish experience of efforts to prevent all forms of violence against children – and the results*, Sweden: Ministry of Health and Social Affairs, Ministry for Foreign Affairs 参照ウェブサイト：<http://www.endcorporalpunishment.org>

Modig, C. (2009), *Never Violence – Thirty Years on from Sweden’s Abolition of Corporal Punishment*, Stockholm: Save the Children Sweden & Government Offices of Sweden

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Office of the Children’s Commissioner (2008), *Omnibus Survey Report – One year on: Public attitudes and New Zealand’s child discipline law*

参照ウェブサイト：http://www.occ.org.nz/publications/reports_documents

Wood, B. et al (2007), *Unreasonable Force: New Zealand’s Journey Towards Banning Punishment of Children*, Save the Children New Zealand

参照ウェブサイト：<http://yesvote.org.nz/resources/downloads/>

その他の有益な報告書

Alexandrecu, G. et al. (2005), *Ending Physical and Humiliating Punishment of Children: Making it Happen, Part 1 and Part 2 Annexes*, International Save the Children Alliance

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Bazan, C. (2009), *Plan’s Global Campaign to End Violence in Schools: Campaign Progress Report*, Woking, UK: Plan International

参照ウェブサイト：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Clark, J. (2004), “Participatory research with children and young people: philosophy, possibilities and perils”, University of Newcastle upon Tyne, UK 参照ウェブサイト：<http://www.ecls.ncl.ac.uk/publications/>

Ennew, J. & Plateau, D. P. (2004), *How to Research the Physical and Emotional Punishment of Children*, International Save the Children Alliance Southeast East Asia and Pacific region

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Laws, S. & Mann, G. (2004), *So You Want to Involve Children in Research? A toolkit supporting children’s meaningful and ethical participation in research relating to violence against children*, Stockholm: Save the Children Sweden 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Owen, S. (2008), *Save the Children Worldwide Day of Action against Violence*, Stockholm: Save the Children Sweden 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Plan International (2008), *The Global Campaign to End Violence in Schools*, Woking, UK: Plan International 英語・フランス語・スペイン語：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Willow, C. (2010), *Children’s right to be heard and effective child protection: A guide for Governments and children’s rights advocates on involving children and young people in ending all forms of violence*, Bangkok: Save the Children Sweden, Regional Office for Southeast Asia and the Pacific

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

6.2 肯定的で暴力に頼らないしつけの推進に役立つ資料

Al-Azhar University, Cairo & UNICEF (2005), *Children in Islam: Their Care, Upbringing and Protection* 英語・アラビア語：<http://www.churchesforon-violence.org/links.html>

Children’s Rights Project, Community Law Centre, University of Western Cape, Article 19(この体罰に関する専門誌は刊行中止となったが、保存されたコピーを閲覧することは可能である)

参照ウェブサイト：

<http://www.communitylawcentre.org.za/clc-projects/childrens-rights/article-19/archives>

Churches’ Network for Non-violence (2006), *Respecting Children: A handbook on growing up without violence*, London: The United Reform Church

参照ウェブサイト：<http://www.churchesforon-violence.org/links.html>

Council of Europe (2007), *Parenting in contemporary Europe: A positive approach*, Strasbourg: Council of Europe Publishing

英語・フランス語：http://www.coe.int/t/dg3/corporalpunishment/Publications_en.asp

- Council of Europe (2007), *Views on positive parenting and non-violent upbringing*, Strasbourg: Council of Europe Publishing 英語・フランス語：http://www.coe.int/t/dg3/corporalpunishment/Publications_en.asp
- Council of Europe Committee of Ministers (2006), *Recommendation Rec (2006) 19 on policy to support positive parenting*, Strasbourg: Council of Europe
英語・フランス語：<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1073507&Site=CM>
- Durrant, J. E. (2007), *Positive Discipline: What it is and how to do it*, Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children & Save the Children Sweden
参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>
- Durrant, J. E. (2008), *Positive Discipline: What it is and how to do it: A manual for facilitators, educators, and trainers*, Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children & Save the Children Sweden
参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>
- Gershoff, E. T. (2002), “Corporal punishment by parents and associated child behaviors and experiences: a meta-analytic and theoretical review”, *Psychological Bulletin* vol. 128, pp.539–79
参照ウェブサイト：<http://www.endcorporalpunishment.org>
- Gershoff, E. T. (2008), *Report on Physical Punishment in the United States: What Research Tells Us About Its Effects on Children*, Columbus, OH: Center for Effective Discipline
参照ウェブサイト：<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=19954>
- Hart, S. et al (2005), *Eliminating Corporal Punishment. The way forward to constructive child discipline*, Paris: UNESCO
参照ウェブサイト：http://publishing.unesco.org/details.aspx?&Code_Livre=4332&change=E
- Noordien, F., Samson, S. & Siers, M. (2008), *A Teacher’s Guide to Positive Discipline*, RAPCAN & Save the Children Sweden
参照ウェブサイト：<http://www.rapcan.org.za/resources/resources.asp?ResourceFilter=Corporal Punishment and Positive Discipline&filter=8>
- Save the Children Sweden (2006), *Childrearing Without Violence – Public Education against Corporal Punishment of Children and Promotion of Positive Discipline in Families and Communities: Proceedings of the Save the Children and partner organizations Regional workshop on corporal punishment of children, 20-24 March 2006, Bangkok, Thailand*, Bangkok: Save the Children Sweden Regional Office for Southeast Asia and the Pacific 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>
- Save the Children Sweden (2006), *Positive Discipline: A human-rights framework for practice*, Bangkok: Save the Children Sweden Regional Office for Southeast Asia and the Pacific
参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>
- Save the Children Sweden (2007), *A toolkit on positive discipline with a particular emphasis on South and Central Asia*, Kathmandu: Save the Children Sweden Regional Office for South & Central Asia
参照ウェブサイト：<http://www.crin.org/resources/infoDetail.asp?ID=13357&flag=report>
- Save the Children Sweden (2008), *We Can Work it Out: Parenting with confidence*
参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>
- Save the Children UK, Fondo Para la Acción Ambiental y la Niñez & Departamento Administrativo de Bienestar Social del Distrito (2006), *Systematisation of an Experience: Training Multipliers to Promote Positive Child Raising and End Humiliating, Degrading and Corporal Punishment* (Colombia)
参照ウェブサイト：<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=12999>
- Smith, A. B. et al. (2004), *The Discipline and Guidance of Children: A Summary of Research*, Children’s Issues Centre, University of Otago & Office of the Children’s Commissioner
参照ウェブサイト：http://www.occ.org.nz/publications/reports_documents
- South African Department of Education (2000), “Alternatives to Corporal Punishment: The Learning Experience” 参照ウェブサイト：<http://www.endcorporalpunishment.org>
- UNICEF (2008), *Disciplining Children with Kindness: A Shiite Shari’a Perspective*, Tehran: UNICEF
参照ウェブサイト：http://www.unicef.org/iran/resources_1609.html

6.3 国別、地域別の調査

Antonowicz, L. (2010), *Too Often in Silence: A report on school-based violence in West and Central Africa*, UNICEF, Plan West Africa, Save the Children Sweden West Africa & Action Aid

参照ウェブサイト：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Beazley, H. et al. (2006), *What children say: Results of comparative research on the physical and emotional punishment of children in Southeast Asia and Pacific, 2005*, Bangkok: Save the Children Sweden Southeast Asia and the Pacific 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Bhandari, N. (2005), *Working Against Physical and Degrading/Humiliating Punishment of Girls and Boys: Experiences from Andhra Pradesh & Orissa, India*, Kathmandu: Save the Children Sweden Regional Programme for South and Central Asia

参照ウェブサイト：<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=7755>

Bhandari, N., Jabeen, F. & Karki, M. (2005), *Voices and Actions of Girls and Boys to end Violence against Children in South and Central Asia*, Kathmandu: Save the Children Sweden Regional Office for South and Central Asia 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Bower, C. (2010), *Banning corporal punishment: The South African Experience*, Cape Town: RAPCAN

参照ウェブサイト：<http://www.rapcan.org.za/resources/resources.asp?ResourceFilter=CorporalPunishmentandPositiveDiscipline&filter=8>

Crowley, A. & Vulliamy, C. (2003), *Listen Up! Children talk about smacking*, Save the Children UK, Wales programme 英語：<http://www.childrenareunbeatable.org.uk/pdfs/ListenUp-English.pdf>

ウェールズ語：<http://www.childrenareunbeatable.org.uk/pdfs/Gwrandwch-Welsh.pdf>

Habasch, R. (2005), *Physical and Humiliating Punishment of Children in Yemen*, Save the Children Sweden

英語：<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=11576>

アラビア語：<http://www.crin.org/violence/search/closeup.asp?infoID=11565>

Human Rights Watch (2008), *A Violent Education: Corporal Punishment of Children in US Public Schools*

参照ウェブサイト：<http://www.hrw.org/en/publications>

Human Rights Watch (2009), *Impairing Education: Corporal Punishment of Students with Disabilities in US Public Schools* 参照ウェブサイト：<http://www.hrw.org/en/publications>

Milne, E. (2009), *"I don't get sad, only when my mum smacks me": Young children give advice about family discipline*, London: Children Are Unbeatable! Alliance

参照ウェブサイト：<http://www.childrenareunbeatable.org.uk>

Nogami, N. (2005) *Discipline and punishment of children: A rights-based review of laws, attitudes and practices in Southeast, East Asia and the Pacific*, Bangkok: Save the Children Sweden Regional Office for Southeast Asia and the Pacific 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Plan Ethiopia (2008), *Report on corporal punishment, sexual abuse and bullying in schools*

参照ウェブサイト：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Plan India (n.d.), *Learn Without Fear: The Campaign to End Violence in Schools – Challenges in India*

参照ウェブサイト：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Plan International (2009), *Youth in action against violence in schools (a manual for young people developed by young people)*, Hamburg: Plan International Deutschland e.V.

英語・ドイツ語：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Plan Philippines (2009), *Toward a Child-Friendly Education Environment: A Baseline Study on Violence Against Children in Public Schools*

参照ウェブサイト：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Plan Vietnam (2009), *Positive Discipline Training Manual*, Hanoi: Plan in Vietnam

参照ウェブサイト：<http://plan-international.org/learnwithoutfear/resources/publications>

Plateau D. P. & Muir, D. (eds) (2008), *Non-Violent Discipline: A guide for training professionals*, Bangkok: Save the Children Sweden Regional Office for Southeast Asia and the Pacific

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Plateau, D. P. & Muir, D. (eds) (2008), *Childrearing Without Violence: A Practical Guide for Families and Communities*, Bangkok: Save the Children Sweden Regional Office for Southeast Asia and the Pacific

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Red Thread, Shelter, UNICEF [Guyana] (2008), *Removing Corporal Punishment from Schools: Integrating Partner Efforts* 参照ウェブサイト：<http://www.hands.org.gy/cpreport>

Save the Children Fiji (2006), *The Physical and Emotional Punishment of Children in Fiji: A Research Report*, Suva, Fiji: Save the Children Fiji 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Save the Children Sweden & The African Child Policy Forum (2005), *Ending Physical and Humiliating Punishment against Children: Ethiopia*, Addis Ababa: Save the Children Sweden Eastern and Central Africa Regional Office 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Save the Children Sweden & Derib, A. (2005), *Ending Physical and Humiliating Punishment against Children: Summary – Ethiopia, Kenya, Sudan and Uganda*, Addis Ababa: Save the Children Sweden Eastern and Central Africa Regional Office 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Save the Children Sweden (2005), *Ending Physical and Humiliating Punishment against Children: Kenya*, Addis Ababa: Save the Children Sweden Eastern and Central Africa Regional Office

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Save the Children Sweden (2005), *Ending Physical and Humiliating Punishment against Children: Sudan*, Addis Ababa: Save the Children Sweden Eastern and Central Africa Regional Office

参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Save the Children UK (2006), *Philippine Laws related to the Discipline and Punishment of Children*, Quezon City: Save the Children UK 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Soneson, U. (2005), *Ending Corporal Punishment in South Africa*, Arcadia: Save the Children Sweden Regional Office for Southern Africa 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Soneson, U. (2005), *Ending Corporal Punishment in Swaziland*, Arcadia: Save the Children Sweden Regional Office for Southern Africa 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

Soneson, U. (2005), *Ending Corporal Punishment in Zambia*, Arcadia: Save the Children Sweden Regional Office for Southern Africa 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>

UNICEF (2009), *Progress for Children: A Report Card on Child Protection Number 8, September 2009*, New York: UNICEF 参照ウェブサイト：<http://www.unicef.org/progressforchildren/>

Zeina Halabi, Z. (2005), *Corporal Punishment in Lebanon*, Beirut: Save the Children Sweden Regional Office for the Middle East and North Africa 参照ウェブサイト：<http://resourcecentre.savethechildren.se>